

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 27 (2015) 年 6 月
関西福祉科学大学

目 次

| | |
|-----------------------------------|-----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1 |
| II. 沿革と現況 | 4 |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 | 8 |
| 基準 1 使命・目的等 | 8 |
| 基準 2 学修と教授 | 25 |
| 基準 3 経営・管理と財務 | 62 |
| 基準 4 自己点検・評価 | 83 |
| IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価 | 90 |
| 基準 A 社会連携 | 90 |
| V. エビデンス集一覧 | 101 |
| エビデンス集（データ編）一覧 | 101 |
| エビデンス集（資料編）一覧 | 102 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 学校法人玉手山学園の建学の精神・基本理念

平成 9(1997)年開設の関西福祉科学大学の建学の精神・基本理念は、その母体である学校法人玉手山学園の建学の精神「感恩」を原点としている。

関西福祉科学大学を設置する学校法人玉手山学園の歴史は、昭和 17(1942)年 4 月、山田藤一を理事長とする財団法人山田学園によって、大阪柏原の地に玉手山高等女学校が設立されたことに始まる。創立者山田藤一は、学園の創立に当たって教育の原点を「感恩」に求め、「感恩」を生活の中に実践し得る女性の育成を学園の校是として掲げた。

爾来、学園は時代の変遷の中で幾多の厳しい試練を克服しつつ、たゆまぬ教育実践と不断の改革を重ね、幼稚園・高等学校・短期大学・大学を擁する福祉・医療・保健衛生・教育の総合学園となり今日に至っている。その歴史において校是「感恩」は、単なる標語や観念論としてではなく、学園建学の精神として常に現代化、構造化が図られながら、今日まで脈々と受け継がれ学園の教育実践を支え続けている。

以下に、平成 26(2014)年 11 月 28 日の理事会で再確認された、本学園及び本大学の経営、すべての教育研究活動の基盤となる建学の精神「感恩」の意義を述べる。

建学の精神「感恩」

人は様々な恩恵を享受し 生かされている

この真理に目覚め 感動と感謝から発する豊かな心と情熱をもって

人の幸せを願い行動するとき 私たちは社会に貢献できる

～「ありがとう」に出会い気づき 感動 感謝の行動から

新しい「ありがとう」が生み出されていく～

2. 関西福祉科学大学の使命・目的

関西福祉科学大学は、建学の精神「感恩」を体し、人の幸せを願う豊かな人間性と福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21 世紀の福祉社会構築に情熱をもって寄与し得る人を育成する。その達成に向け良質の教育実践と、活発な知的創造・研究活動を行う。

福祉とは、人間生活における個人の尊厳を保障し自己実現を目指す社会的営為であり、福祉科学とはそのような社会を構築するための理論と技術の総合科学であり、その実践を支えるのは「臨床福祉」の精神である。支援するものとされるものが相互に人格を認め合い、自らの将来に意欲をもって立ち向かうよう支援することを意味している。臨床の語源は、「当面するひと、ものを観察し、関係性の把握と最適維持を目指すこと」と解釈でき、対人援助における科学性の重要性を指摘する考え方である。

3. 関西福祉科学大学の個性・特色

関西福祉科学大学は、対人援助に焦点を当てた専門的職業人の育成が主たる目的であり、「臨床福祉」の精神の下、「教育力向上」を常に目指し、教職員は自己研鑽の取り組みを組織的・意欲的に実践し、「高度な専門的知識」「豊かな人間性」「高い倫理観」を

もって社会貢献できる人材の育成に取り組んでいる。建学の精神、基本理念及び使命・目的に基づいて具体的には下記のような工夫と特色を持った教育・研究活動を展開している。

1) 基礎教育の重視

本学は教養教育、すなわち基礎教育を重視し、構造化したカリキュラムを構成している。基礎教育については、教育開発支援センターが担当し、「基礎ゼミナール」の全学科統一シラバスの検討や、幅広い教養科目の充実や管理運営を行っている。

2) きめ細かい学生指導と支援

近年、学生の資質は多様化しており、本学では入学前教育や入学時の選抜試験結果に基づき基礎学力補強のための授業時間外での補習授業を実施している。また、教育支援システム「manaba」を導入し、出席状況の把握や、双方向性の e-Learning 授業、PBL 授業など、学習時間の実質的な増加についての工夫を行っている。主体的な学びや自発的な学習を促進するための学習の場として、平成 26(2014)年 4 月より「ラーニング・コモンズ」を置き、また平成 27(2015)年 3 月にはアクティブ・ラーニングに対応できるように教室（大学本館 613 中講義室）の改修を行うなど、ICT を活用する機会を増やしている。

3) キャリア教育とキャリア支援

本学で育成する対人援助職は社会福祉分野やコメディカル分野であり、現状ではその重要性は理解されつつも待遇は必ずしも恵まれているわけではない。本学では、確かな知識・技術に加えて、仕事の意義や倫理、問題解決力、適応力、労働知識などの学びが必須であると考え、複数学年でキャリア科目を必修としていることが特色といえる。

また、社会福祉士、精神保健福祉士、養護教諭、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの資格及び採用試験対策として、それぞれの学科で対策委員会を設置し、授業時間外にまで亘りきめ細かい指導を行っている。

4) 教職員の資質向上

良質な教育サービスの提供は研究活動の還元にあるとする認識の下で、教員の資質向上のための様々な施策を行っている。例えば、学部横断型の共同研究支援、国際学会発表助成、学術出版助成、学会開催費補助、優れた研究業績への褒賞制度や研究創成支援制度、科研費採択支援アドバイザー制度を設け、外部資金の取得支援を行い、成果をあげている。

教員が行う研究成果の発表の場として、本学の全専任教員が加入している「総合福祉科学学会」を毎年開催するとともに、紀要の発刊に加えて、学術雑誌『総合福祉科学研究』を発刊し、図書館リポジトリで公開している。

また、教育活動のたゆまぬ向上のために、年 2 回の「教員研修会」「全学 FD 活動」「学科別 FD 活動」「manaba 研修会」を精力的に実施している。教員の教育活動での

工夫を促進するために、授業や教育活動計画の工夫等に対して、教育活動顕彰制度を設けて優れたものを顕彰している。

本学では、平成 19(2007)年度から教員評価制度を導入している。平成 27(2015)年度からは、より実質的な評価を実現するために、教員評価制度を改定し、一層の教員の資質向上につながる体制とした。

職員の資質向上のためには、SD 委員会の設置、各種研修会への派遣及び学内研修会の開催などを推進している。

5) 社会貢献の実施

本学は地域社会と密接に連携し、地域社会の発展に具体的に貢献するために下記のような取り組みを行い、成果をあげている。

EAP 研究所

心身の健康に関する様々な研究及び EAP(Employee Assistance Program:勤労者復職支援)の実践活動を通じて働く人々が健康で、希望を持って生活し、職場で活動できるよう支援を行っている。また、EAP 研究所は学部学生、大学院生の実習やインターンシップの場としても機能している。

附属総合リハビリテーション診療所

地域住民のニーズに応える医療の場の提供、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の育成を目的とする臨床実習の場としても機能している。

心理・教育相談センター

地域住民のニーズに応える心理臨床サービスの場として心理・教育相談を行うだけでなく、大学院生の教育・実習の場として研究の充実に機能している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人玉手山学園の歴史は昭和 17(1942)年 4 月 1 日、山田藤一を理事長とする財団法人山田学園によって玉手山高等女学校が設立されたことに始まる。天地万象の恩を感じ、恩に謝することをもって人生の哲理とした創立者山田藤一は学園の創立に当たって、教育の原点を「感恩」に求め、「感恩」を実践し得る女性の育成を学園の校是として掲げた。

爾来、学園は時代の変遷の中で幾多の厳しい試練を克服しつつ、不断の改革、革新を重ねて今日に至ったが、その歴史において校是「感恩」は単なる標語や観念論としてではなく、学園建学の精神として止揚され脈々と生き続け、平成 9(1997)年開設の関西福祉科学大学の原点になっている。学園小史をたどるとき、その経緯は明らかである。

学校法人玉手山学園小史 (※ゴシックは関西福祉科学大学関連事項を表す)

| | |
|--------------|--|
| 昭和 17 年 3 月 | 財団法人山田学園認可、玉手山高等女学校設置認可 |
| 昭和 23 年 4 月 | 学制改革により玉手山高等学校に改称 |
| 昭和 26 年 3 月 | 学校法人玉手山学園に組織変更 |
| 昭和 40 年 4 月 | 玉手山女子短期大学開設 |
| | 玉手山女子短期大学附属幼稚園開設 |
| 昭和 41 年 10 月 | 玉手山女子短期大学を関西女子短期大学に改称 |
| | 玉手山女子短期大学附属幼稚園を関西女子短期大学附属幼稚園に改称 |
| 昭和 45 年 4 月 | 関西女子短期大学附属歯科技工士学院開設 (昭和 56 年 4 月 関西女子医療技術専門学校へ移行開設) |
| 昭和 49 年 4 月 | 玉手山高等学校を関西女子短期大学附属高等学校に改称 |
| 昭和 56 年 4 月 | 関西女子医療技術専門学校開設 |
| 平成 9 年 4 月 | 関西福祉科学大学開設 社会福祉学部社会福祉学科設置 |
| 平成 10 年 4 月 | 関西女子短期大学附属高等学校を関西福祉科学大学高等学校に改称 |
| | 関西女子医療技術専門学校を関西医療技術専門学校に改称 |
| 平成 13 年 4 月 | 関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻（修士課程（現在は博士前期課程））設置 |
| 平成 15 年 4 月 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科設置 |
| | 関西福祉科学大学 健康福祉学部健康科学科・福祉栄養学科設置 |
| | 関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科心理臨床学専攻（修士課程）設置 |
| | 関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻（博士後期課程）設置 |
| 平成 17 年 4 月 | 関西女子短期大学 歯科衛生学科設置（コースから学科へ） |
| 平成 19 年 4 月 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科保育士養成課程設置 |
| 平成 22 年 4 月 | 関西福祉科学大学 特別支援教育専攻科設置 |
| 平成 23 年 4 月 | 関西福祉科学大学 保健医療学部リハビリテーション学科 (理学療法学専攻／作業療法学専攻) 設置 |

関西福祉科学大学

| | |
|-------------|--|
| 平成 23 年 4 月 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科保育士養成課程設置 関西女子短期大学 医療秘書学科設置 関西女子短期大学 医療秘書学専攻科設置 |
| 平成 25 年 3 月 | 関西医療技術専門学校 廃止（大学・短期大学に発展的に移行） |
| 平成 25 年 4 月 | 関西福祉科学大学 入学定員減 社会福祉学部社会福祉学科（240名→180名） 臨床心理学科（100名→70名） 健康福祉学部健康科学科（90名→80名） |
| 平成 26 年 4 月 | 関西女子短期大学 保育科を保育学科に改称 保健科を養護保健学科に改称 |
| 平成 27 年 4 月 | 関西福祉科学大学 保健医療学部リハビリテーション学科言語聴覚学専攻設置 |

2. 本学の現況

- ・ 大学名 関西福祉科学大学
- ・ 所在地 大阪府柏原市旭ヶ丘 3 丁目 11 番 1 号
- ・ 学部構成

【大学】

| 学部名 | 学科名 | コース名・専攻名 |
|--------|-------------|--------------------|
| 社会福祉学部 | 社会福祉学科 | 臨床福祉コース |
| | | 総合福祉コース |
| | 臨床心理学科 | 心理臨床コース |
| | | 心理・子ども学コース |
| 健康福祉学部 | 健康科学科 | 保健・養護コース |
| | | 産業保健コース |
| | 福祉栄養学科 | 管理栄養士・栄養管理/栄養指導コース |
| | | 管理栄養士・食品管理/食育コース |
| 保健医療学部 | リハビリテーション学科 | 理学療法学専攻 |
| | | 作業療法学専攻 |
| | | 言語聴覚学専攻 |

| 専攻科名 | 専攻名 |
|-----------|----------|
| 特別支援教育専攻科 | 特別支援教育専攻 |

【大学院】

| 研究科名 | 専攻名 | 課程 |
|----------|---------|--------|
| 社会福祉学研究科 | 臨床福祉学専攻 | 博士前期課程 |
| | | 博士後期課程 |
| | 心理臨床学専攻 | 修士課程 |

関西福祉科学大学

・ 学生数、教員数、職員数

(学生数)

【大学】

| 学部・専攻科 | 学科・専攻 | 入学定員 | 編入学 定員 (3年次) | 収容定員 | 学年進行中 収容定員 | 在学者数 | | | | |
|-----------|-------------|------|--------------------|-------|---------------|------|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 合計 |
| 社会福祉学部 | 社会福祉学科 | 180 | 40 | 800 | 860 | 172 | 162 | 184 | 197 | 715 |
| | 臨床心理学科 | 70 | 20 | 320 | 350 | 59 | 75 | 82 | 54 | 270 |
| 健康福祉学部 | 健康科学科 | 80 | 10 | 340 | 350 | 87 | 90 | 86 | 88 | 351 |
| | 福祉栄養学科 | 80 | 5 | 330 | 330 | 87 | 70 | 79 | 84 | 320 |
| 保健医療学部 | リハビリテーション学科 | 160 | | 640 | 520 | 183 | 132 | 132 | 111 | 558 |
| 特別支援教育専攻科 | 特別支援教育専攻 | 40 | | | | 9 | | | | 9 |
| 合 計 | | 610 | 75 | 2,430 | 2,410 | 597 | 529 | 563 | 534 | 2,223 |

※社会福祉学科、臨床心理学科、健康科学科は平成 25 年 4 月より入学定員変更

社会福祉学科 240 名→180 名、臨床心理学科 100 名→70 名、健康科学科 90 名→80 名

※リハビリテーション学科言語聴覚学専攻は平成 27 年 4 月開設

【大学院】

| 研究科 | 専攻・課程 | 入学定員 | 収容定員 | 在学者数 | | | |
|----------|-------------------|------|------|------|-----|-----|----|
| | | | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 合計 |
| 社会福祉学研究科 | 臨床福祉学専攻 博士前期課程 | 20 | 40 | 3 | 5 | | 8 |
| | 臨床福祉学専攻 博士後期課程 | 3 | 9 | 0 | 2 | 3 | 5 |
| | 心理臨床学専攻 修士課程 | 10 | 20 | 10 | 12 | | 22 |
| 合 計 | | 33 | 69 | 13 | 19 | 3 | 35 |

関西福祉科学大学

(教員数)

【大学】

| 学部・学科 | | 専任教員数 | | | | | 助手 |
|--------|-------------|-------|-----|----|----|-----|----|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | |
| 社会福祉学部 | 社会福祉学科 | 15 | 7 | 6 | 3 | 31 | 0 |
| | 臨床心理学科 | 11 | 4 | 1 | 0 | 16 | 0 |
| 健康福祉学部 | 健康科学科 | 9 | 5 | 3 | 0 | 17 | 0 |
| | 福祉栄養学科 | 8 | 6 | 2 | 0 | 16 | 0 |
| 保健医療学部 | リハビリテーション学科 | 11 | 14 | 7 | 4 | 36 | 0 |
| 合 計 | | 54 | 36 | 19 | 7 | 116 | 0 |

【大学院】

| 研究科・専攻・課程 | | 専任教員数 | | | | | 助手 |
|-----------|-------------------|-------|-----|----|----|----|----|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | |
| 社会福祉学研究科 | 臨床福祉学専攻 博士前期課程 | 14 | 2 | 0 | 0 | 16 | 0 |
| | 臨床福祉学専攻 博士後期課程 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 |
| | 心理臨床学専攻 修士課程 | 12 | 2 | 2 | 0 | 16 | 0 |
| 合 計 | | 31 | 4 | 2 | 0 | 37 | 0 |

※ 研究科教員は学部教員と兼務

(職員数)

| | |
|------------------|-------|
| 区 分 | 人 数 |
| 正職員 | 63 人 |
| パート (アルバイト含む) | 57 人 |
| 派 遣 | 23 人 |
| 合 計 | 143 人 |

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人玉手山学園（以下「本学園」という）の建学の精神は「感恩」であり、関西福祉科学大学（以下「本学」という）の使命は、この建学の精神「感恩」を原点に据えて、「建学の精神『感恩』を体し、人の幸せを願う豊かな人間性と福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21 世紀の福祉社会構築に情熱をもって寄与し得る人を育成する。その達成に向け良質の教育実践と、活発な知的創造・研究活動を行う」と定めている。また、この「感恩」の構造化と具現化、その実践を支える「臨床福祉」の精神、「豊かな人間性」の涵養が、本学の教育理念である。

このような使命・教育理念を踏まえて各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標を設定しており、「関西福祉科学大学学則」（以下「大学学則」という）第 3 条第 3 項及び「関西福祉科学大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）第 3 条第 4 項にこれを明記している。使命・教育理念及び教育目的・目標は、『学生便覧』や大学ホームページなどを介して学内外に表明している。

《大学》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

社会福祉学科の教育目的は、「福祉社会を実現するために必要な理論と技術を教授し、福祉に貢献できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、社会福祉の専門職は言うに及ばず、広く地域社会において福祉社会の構築に貢献できる実践力を身につけた社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、中学校教諭（社会）、高等学校教諭（福祉・公民）等の育成を目的として「講義から演習さらに実習への学習プログラムを大切にし、社会福祉の実践に必要な価値観、専門的知識、技術や技法を修得すること」を教育目標としている。この教育目標の実現に向けて、臨床福祉コース及び総合福祉コースそれぞれで養成する人材像を『学生便覧』及び『大学案内』などを介して、明確にしている。

b) 臨床心理学科

臨床心理学科の教育目的は、「心理学の理論と技術を教授し、人々を支援できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、医療・教育・福祉・行政・産業などの領域で、人の気持ちと立場を

理解しつつ、こころの問題を解決し、個々人の能力をひきだし、人間関係を調整することに役立つ人の育成を目的として「乳児から高齢者までを対象とした心理学的諸問題を客観的にとらえる科学的理論と、カウンセリング・マインドに基づいた実践技法を修得すること」を教育目標としている。この教育目標の実現に向けて、心理臨床コース及び心理・子ども学コースそれぞれで養成する人材像を明確にしている。

このように、臨床心理学科では教育目的を「大学学則」に規定した上で、『学生便覧』や『大学案内』、大学ホームページ等を介して、具体的な内容を提示しながら、明確かつ簡潔に文章化している。

2) 健康福祉学部

a)健康科学科

健康科学科の教育目的は、「健康に関わる理論と技術を教授し、トータルヘルスのリーダーとして活躍できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、児童生徒等・教職員の健康と安全を守る教育者（養護教諭）、及び働く人々の健康・環境マネジメントの専門家（第一種衛生管理者等）の育成を目的として「トータルヘルスについての知識や専門的技術を修得すること」を教育目標としている。この教育目標の実現に向けて、養成する人材像を保健・養護コース及び産業保健コースごとに明示している。

このように健康科学科の教育目的・目標は『学生便覧』『大学案内』及び大学ホームページ等で明文化し、養成する人材像を具体的に明示している。

b)福祉栄養学科

福祉栄養学科の教育目的は、「食・栄養に関する理論と技術を教授し、人々を支援できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、ライフステージ（生涯）を通しての栄養管理・栄養指導を行える管理栄養士の育成を目的として「栄養や食品に関する基礎知識、栄養指導の実践技術力を修得すること」を教育目標としている。この教育目標の実現に向けて、養成する人材像を管理栄養士・栄養管理/栄養指導コース及び管理栄養士・食品管理/食育コースごとに明示しており、修得すべき専門的知識についても具体化し、明確にしている。

このように福祉栄養学科の教育目的は、「大学学則」に規定した上でコース毎に分けて明示して、各々のコースの特長を明らかにしながら、修得すべき専門的知識等を具体的に明文化している。

3) 保健医療学部

a)リハビリテーション学科

リハビリテーション学科の教育目的は、「現代科学並びにリハビリテーション医学の発展に追随し、応用し、リードできる知識を備えた人材を育てる」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、障がい者を有する人々の治療に当たる医療専門職に必要な人格・知識・技能を備えた理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の育成を目的として「医療専門職に求められる人格・知識・技能を修得すること」を教育目標としている。この教育目標の実現に向けて、理学療法学専攻、作業療法学専攻及び言語聴覚学専攻ごとに養成する人材像を明示している。さらに、臨床領域を明記することにより具体的に人材

像を明確にするとともに、修得すべき知識・技法等についても言及している。

このようにリハビリテーション学科の教育目的・目標は明文化されており、その実践に際しては専攻会議等で周知徹底し、教員間の理解を得るように努めている。

〈大学院〉

1) 社会福祉学研究科

a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻博士前期課程の教育目的は、「社会福祉の理論と知識を基礎に対人支援技術を身につけた臨床福祉の高度専門職業人の養成」と「大学院学則」で定めている。

これに基づき、「社会福祉の理論と方法の統合をめざすとともに、講義と実習で身につけた実践理論と経験を基に、対人支援の価値と支援技術をみがき、修士論文作成を通して調査と理論的構築の力を深め、社会福祉実践のリーダーを養成すること」を教育目標としている。

b) 臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学専攻博士後期課程の教育目的は、「臨床福祉学の研究者と専門教育指導者の養成」と「大学院学則」で定めている。

これに基づき、「臨床福祉の領域における高度の理論と知識、また調査を含むさまざまな方法を身につけ、大学・大学院における教育と研究、あるいは各種研究機関における調査のエキスパートになり得る人を養成すること」を教育目標としている。

c) 心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻修士課程の教育目的は、「臨床心理学を基礎に臨床支援のできる心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家の養成」と「大学院学則」で定めている。

これに基づき、「さまざまなこころの問題を背負っている人たちを支援するために、家庭、学校、コミュニティ、医療、産業において心理支援をおこなえる高度専門職業人としての心理臨床家を養成すること」を教育目標としている。

このように、研究科・専攻ごとの人材の養成に関する教育目的は、「大学院学則」に規定した上で、『大学院学生便覧』や大学ホームページなどを介して、具体的な内容を提示しながら明確かつ簡潔に文章化している。

〈エビデンス集・資料編〉

【資料 1-1-1】 関西福祉科学大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】 関西福祉科学大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】 大学学生便覧 (P.1～7)【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-4】 大学院学生便覧 (P.1～4)【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】 University Guide2016【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-6】 大学ホームページ (建学の精神・教育理念)

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit/>)

【資料 1-1-7】 大学ホームページ (情報公開：大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標)

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html>)

1-1-② 簡潔な文章化

大学／大学院の使命・教育理念及び各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標は、閲覧者にその趣旨が伝わり易いように、「大学学則」及び「大学院学則」に規定する内容を基礎として閲覧者に応じた次の3パターンを作成し、ポイントを絞った簡潔な文章表現としている。

- ①「行動計画」（平成26年度までは「運営計画」）に記載する教職員対象の文章
- ②『学生便覧』や大学ホームページ等に記載する在学生等対象の文章
- ③『大学案内』に記載する志願者等対象の文章

特に、各学科の教育目的・目標の在学生等用と志願者等用については、シンプルな文章構成とし、箇条書きを併用して平易かつ簡潔な文章表現としている。

以上の通り、在学生等対象と志願者等対象の各学科の教育目的・目標について、より簡明な表現とするため、平成26(2014)年度用の確認・点検時に大幅な文章推敲を行っており、一層の平易かつ簡潔な文章を意識した取り組みができています。但し、大学院については、高度専門職業人または、研究者・専門教育指導者をめざす学生を対象としていることから、「臨床福祉」の精神を詳説するため、やや長文となっている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-1-8】平成26年度用 大学の基本理念、学部の教育目的・目標、学科の教育目的・目標、大学院の基本理念、専攻の教育目的・目標資料

【資料 1-1-9】平成27年度用 大学の基本理念、学部の教育目的・目標、学科の教育目的・目標、大学院の基本理念、専攻の教育目的・目標資料

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・教学組織再編成により学部・学科が新設される際には、「福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21世紀の福祉社会構築に寄与しうる人材を育成する」という本学の使命を反映・具現化し、明示していかなければならない。
- ・今後の社会の変化に対応すべく、随時、使命・教育理念及び教育目的・目標を見直し、時代にあった形に進化させていく。
- ・社会福祉学研究科の教育理念については、趣旨を損なわないように留意しながら、確認・点検時に閲覧者が読みやすい簡潔な文章表現となるよう検討を行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

＜1-2の視点＞

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

大学の使命・目的及び教育目的は、本学では「基本理念」に当たり、この「基本理念」は「使命」「教育理念」「教育目的・目標」の3項目で構成されている。この大学の「基本理念」、大学院のそれに相当する「使命」及び社会福祉学研究科の「教育理念」は、本学の特色である建学の精神「感恩」とその実践を支える「臨床福祉」の精神、人の幸せを願う「豊かな人間性」及び「福祉科学」の実践を基軸として明文化されている。

また、「大学学則」「大学院学則」に定める各学部・学科／研究科・専攻の教育目的では、上述の大学の「基本理念」や大学院の使命、研究科の教育理念を礎に、それぞれの専門性が特色として示されている。加えて、『学生便覧』や『大学案内』、大学ホームページ等で公表している各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標では、上述の大学の「基本理念」や大学院の使命、研究科の教育理念を基礎とするとともに、「人の幸せを願い行動して、高い志を持ち社会に貢献する人を育成する」という本学の教育の個性・特色を具現化しながら、以下の通り各学科／専攻の個性・特色を具体的に明示している。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

社会福祉学科は、「臨床福祉コース」と「総合福祉コース」の2コースを設置して、多様な福祉の職域で社会貢献できる人材を育成する教育体制を採っており、この特色を学科及びコースの教育目標に明示している。本学科の教育目的・目標は、福祉専門職の養成及び広く地域社会において福祉のリーダー的存在となり得る人材の養成を表明している。教育目的・目標にも、社会福祉士や精神保健福祉士、保育士といった福祉専門職養成から、中学校教諭（社会）・高等学校教諭（福祉・公民）や行政機関・企業等の地域社会で活躍できる人材の養成などの特色を具体的に明示するとともに、社会福祉の実践に必要な知識・技術等を修得することにも言及している。

b) 臨床心理学科

臨床心理学科は、「心理臨床コース」と「心理・子ども学コース」の2コースを設置して、医療・教育・福祉・行政・産業などの幅広い職域で社会貢献できる人材を育成する教育体制を採っており、この特色を学科及びコースの教育目標に明示している。本学科の教育目的・目標は、「乳児から高齢者まで」を研究対象とすることを表明しており、教育目的・目標にも、こころの問題を解決する人材の育成という点だけではなく、それに必要な科学的理論やカウンセリング・マインドに基づいた実践技法を修得するという学科の特色を具体的に明示している。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

健康科学科は、「保健・養護コース」と「産業保健コース」の2コースを設置して、養護教諭や第一種衛生管理者として社会貢献できる人材を育成する教育体制を採っており、この特色を学科及びコースの教育目標に明示している。本学科の教育目的・目標では、児童生徒等と働く人々の健康・安全を守ることができる専門的職業人を育成することを表明しており、教育目的・目標にもそのために必要となるトータルヘルス

についての知識や専門的技術を修得することを目指すという具体的な学科の特色を明示している。

b) 福祉栄養学科

福祉栄養学科は、「管理栄養士・栄養管理/栄養指導コース」と「管理栄養士・食品管理/食育コース」の2コースを設置して、多様な職域で社会貢献できる人材を育成する教育体制を採っており、この特色を学科及びコースの教育目的・目標に明示している。本学科の教育目的・目標は、科学の重視と人間尊重をバランスよく両立することを目指しており、栄養学の知識を高めるだけではなく、社会的・心理的問題の解決を援助する能力の養成にも力点を置くことを表明している。心身両面での健康保持に関わる高い専門的学識を習得し、社会福祉についての理解力と洞察力を身につけた栄養指導の専門家を養成するという点だけではなく、「福祉」分野を活躍する領域の一つとする学科の特色も明示している。

3) 保健医療学部

a) リハビリテーション学科

リハビリテーション学科は、「理学療法学専攻」「作業療法学専攻」「言語聴覚学専攻」の3専攻を設置して、医療専門職としてリハビリテーション領域で社会貢献できる人材を育成する教育体制を採っており、この特色を学科及び専攻の教育目的・目標に明示している。本学科の教育目的では、医療専門職に必要な人格・知識・技能を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成を表明しており、教育目標にも「人の幸せを願う豊かな人間性と教養を身につける」「福祉科学とリハビリテーション医学に精通する」「指導力・協調性とコミュニケーション能力を養う」という学科の特色を明示している。さらに、理学療法学専攻及び作業療法学専攻では5領域、言語聴覚学専攻では4領域に分かれて専門をさらに深めて学修するという学科の特色も明示している。

《大学院》

1) 社会福祉学研究科

a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程・博士後期課程

臨床福祉学専攻は、社会福祉実践のリーダー及び研究者の養成を通して、福祉社会の構築に寄与するための人材を育成する教育体制を採っており、この特色を専攻の教育目的・目標に明示している。本専攻の教育目的・目標は、社会福祉学研究科の教育理念である「福祉科学を支える『臨床福祉』の精神」に基づき、教育目的・目標では臨床福祉に関する理論や知識に加えて対人支援の価値と支援技術のみがき、福祉社会・共生社会のリーダーたりうる支援者・研究者を育成するという専攻の特色を明示している。

b) 心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻は、心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家の養成を通して、福祉社会の構築に寄与するための人材を育成する教育体制を採っており、この特色を専攻の教育目的・目標に明示している。本専攻の教育目的・目標は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から臨床心理士養成の第1種指定大学院として指定されており、特に第1種指定大学院の中でもAクラス指定を受けていることを特色としている。教育目的・目標にも「心理支援を行える高度専門職業人としての心理臨床家の養成」を

明示しており、専攻の特色を反映している。

以上の通り、大学の個性・特色は、大学の「基本理念」や大学院の使命・研究科の教育理念のみならず、各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標にも明確に反映できていると言える。また、学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標は、大学の個性・特色だけではなく、それを具現化しながらそれぞれの専門性や人材養成像、卒業後の進路を見据えたコース・専攻制による教育体制等の学科・専攻特有の個性・特色も反映されている。さらに、「大学学則」「大学院学則」「学生便覧」「大学案内」、大学ホームページ等にこれらを明示することにより、学内外に対する周知も行えている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-2-1】 関西福祉科学大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-2】 関西福祉科学大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-3】 大学学生便覧（平成 27 年度）（P.1～7）【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-4】 大学院学生便覧（平成 27 年度）（P.1～4）【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-5】 University Guide2016【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-6】 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標）【資料 1-1-7】と同じ

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html>)

【資料 1-2-7】 大学ホームページ（コース／専攻紹介）

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/>)

【資料 1-2-8】 大学ホームページ（各学科／専攻 概要）

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/>)

1-2-② 法令への適合

大学の目的は、「大学学則」第 1 条に掲げており、その内容は、学校教育法第 83 条に定める大学の目的に沿って、専門の学芸の教授研究と幅広い教養や総合的な判断力、豊かな人間性や専門的能力の涵養等を謳っている。また、各学部・学科の目的は、大学設置基準第 2 条の定めに沿って「大学学則」第 3 条第 3 項に掲げており、大学の目的に照らしながら、各学部・学科の専門的特性を踏まえた教育研究の実施と専門的職業人の育成について明文化している。

大学院の目的は、「大学院学則」第 1 条に掲げており、その内容は、学校教育法第 99 条に定める大学院の目的に沿って、福祉社会構築に関する幅広く奥深い教授研究と、福祉社会の指導的役割等を果たしうる人物の育成を通して、福祉社会構築へ寄与することを謳っている。また、各専攻・課程の目的は、大学院設置基準第 1 条の 2 の定めに沿って「大学院学則」第 3 条第 4 項に掲げており、大学院の目的に照らしながら、各専攻・課程における専門的特性を踏まえた高度専門職業人または研究者・専門教育指導者の育成を謳っている。

以上のように、大学及び大学院の目的は学校教育法第 83 条及び第 99 条を、また学部・学科及び専攻・課程の目的は大学設置基準第 2 条及び大学院設置基準第 1 条の 2 を踏まえられており、いずれも大学及び大学院として適切な目的となっていると言える。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-1】 関西福祉科学大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-2】 関西福祉科学大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

1-2-③ 変化への対応

大学／大学院の使命・教育理念及び各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標は、毎年度 11 月から 1 月にかけて全学的な確認・点検を行っている。この確認・点検の際には、社会情勢や学部の組織改編についても留意しながら、適切な表現や内容となるよう実施している。例えば、健康科学科及び福祉栄養学科については、平成 28(2016)年度から社会情勢や受験者動向等を踏まえてコース名称を変更することに伴い、教育目的・目標の記述内容をより現実に即したものとなるように見直した。また、平成 27(2015)年度から保健医療学部リハビリテーション学科に言語聴覚学専攻を設置することに伴い、リハビリテーション学科の教育目的・目標について必要箇所の見直しを行った。

上述のように、使命・教育理念及び教育目的・目標は、社会情勢や学内の組織改編等の学内外の変化を踏まえながら、定期的に適切な見直しを行っていると評価できる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-9】 平成 27 年度用 大学の基本理念、学部の教育目的・目標、学科の教育目的・目標、大学院の基本理念、専攻の教育目的・目標資料

【資料 1-1-9】と同じ

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・使命・教育理念及び教育目的・目標については、大学の個性・特色を具体的に明示し、かつ関係法令を遵守し、適切な見直しも適宜実施できていることから、特段の改善すべき点は見受けられず、今後も現在の取り組みを継続して実施していく。
- ・特筆すべき将来的な対応としては、多様な学生のニーズや社会変化等に即した教育を展開することが大学としての社会的使命でもあることから、本学の使命・教育理念及び教育目的・目標についても、時代にあった形に進化させていくよう留意していく。また、平成 28(2016)年度からの教学組織の再編成に伴い、既存及び新学部・学科の教育目的・目標についても、実態に即した形で見直しを行っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

大学／大学院の使命・教育理念及び各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標は、毎年度、11月から1月にかけて全学的な確認・点検を行っている。その流れはまず、各学科・専攻の「学科会議」や「専攻会議」等を利用して確認・点検を実施し、所属学科教員から意見聴取を行う。そして、各学科・専攻から提出される意見を基に、大学の主要管理職で構成する「執行部会」で協議を行った後、大学における教学最高審議機関である「大学評議会」で審議され、最終的に学長が決定したものを教授会で報告することとしている。この確認・点検の過程には、全教員が参画するほか、確認・点検の結果を協議・審議する執行部会及び大学評議会には理事長・学園長、常務理事・副学園長、学長、副学長、事務局長をはじめ、学部や各部署の管理職を務める教職員も出席しており、教職員がその改定に深く関与する仕組みとなっている。

また、大学の使命・教育理念及び教育目的・目標は、学内教職員の理解を深化させるため、上述の各学科・専攻での確認・点検のほかに、全教職員を対象に年度当初に開催する「学長所信表明」、全教員を対象に開催する「教員研修会」、新任教職員を対象に開催する「新任者研修会」等の各種学内行事で言及している。

以上の通り、使命・教育理念及び教育目的・目標の確認・点検作業は全教員が、改定作業には役員を含む主要教職員が関与する体制をとっており、全学的な取り組みとして実施できている。また、使命・教育理念及び教育目的・目標に関する全教職員の理解と支持を得る取り組みも各種実施しており、一層の深化を図るよう努めている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-3-1】平成 27 年度用 大学の基本理念、学部の教育目的・目標、学科の教育目的・目標、大学院の基本理念、専攻の教育目的・目標資料

【資料 1-1-9】と同じ

【資料 1-3-2】学長所信表明資料（平成 27 年度）

【資料 1-3-3】教員研修会資料（学長説明資料）（平成 27 年度）

1-3-② 学内外への周知

学内への使命・教育理念及び教育目的・目標の周知の施策として、まず教職員に対しては、前述の学内諸行事での言及のほか、事務フロアへの「大学の使命」の掲示、「大学の使命」をはじめとした各種方針等の基礎情報を掲載した『教職員必携』の配付・携帯奨励等を通して、全教職員への周知徹底を図っている。

また、学生に対しては、学生が日ごろ目にする機会の多い『学生便覧』の冒頭に大学／大学院の使命・教育理念及び各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標を掲載しているほか、学内の主要教室や共同フロアへの「大学の使命」の掲示、『福科大通信』の毎号巻頭ページへの「大学の使命」の掲載、学生対象の入学式や卒業式等の各種式典・行事での言及等を通して、周知を図っている。学外に対しては、大学ホームページ及び『大学案内』等に明記している。その他、入学志願者に対しては、『大学案内』及び大学ホームページ内に掲載し、受験生及び受験生の保護者、高校教員等への周知に努めている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-3-4】 関西福祉科学大学 教職員必携（平成 27 年度）

【資料 1-3-5】 大学学生便覧（平成 27 年度）（P.1～7） 【資料-5】 と同じ

【資料 1-3-6】 大学院学生便覧（平成 27 年度）（P.1～4） 【資料 F-5】 と同じ

【資料 1-3-7】 大学広報誌「福科大通信」

【資料 1-3-8】 オリエンテーション次第（平成 27 年度）

【資料 1-3-9】 University Guide2016 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-3-10】 大学ホームページ（建学の精神・教育理念）【資料 1-1-6】 と同じ

[\(http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit/\)](http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit/)

【資料 1-3-11】 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標）【資料 1-1-7】 と同じ

[\(http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html\)](http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html)

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学園では、設置する各学校園が、建学の精神「感恩」の下に掲げるそれぞれの使命・教育理念や教育目的・目標を達成するための学園共通の指針として、「学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン」（以下「経営理念とビジョン」という）を策定している。この「経営理念とビジョン」は、本学の使命・教育理念や教育目的・目標の趣旨を踏まえたものとなっており、このビジョンの各項目に沿った、平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度の 5 年間に取り組むべき具体的計画を、「第 2 期学園中長期計画」としている。したがって、大学の使命・教育理念及び教育目的・目標が中長期計画に反映される構図となっている。

具体的には、本学の使命・教育理念及び教育目的・目標に含まれる 3 つのポイント、「人の幸せを願う豊かなところ（人間性）の体得」「福祉科学の確かな知識・技術の体得」「福祉科学の実践を通じた福祉社会構築への寄与」は、中長期計画では、①「豊かな心 教養 高い志の育成」、②「教育の質向上（学修成果・修学成就の向上）」、③「地域貢献 社会に必要とされ愛される学園」の 3 つのビジョンに対応している。

詳述すると、①については、『学士力』を土台とした『人間力』『社会人基礎力』の涵養等「人間性」の涵養を中心とした 2 つの計画、②については、『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』を基盤とした学士課程教育の推進や「学生の『キャリア形成』」、「大学院教育の再構築」等の人材養成に向けた教育力強化を中心とした 6 つの計画、③については「地域における知的発信拠点（Center of Community）としての機能向上・寄与」等の地域貢献を中心とした 2 つの計画を対応させている。

このように、大学の使命・教育理念及び教育目的・目標は、「経営理念とビジョン」の趣旨を踏まえながら中長期計画の具体的計画を策定できており、その関連性及び整合性がとれている。

次に、本学の使命を「建学の精神『感恩』」を体し、人の幸せを願う豊かな人間性と福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21 世紀の福祉社会構築に情熱をもって寄与し得る人を育成する。その達成に向け良質の教育実践と、活発な知的創造・研究活動を行う」と

定めている。この使命に基づき、各学部・学科／研究科・専攻では、各専門性における役割・特色を明確にした教育目的・目標を策定している。

本学の3つの方針（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）、各学部・学科／研究科・専攻の3つの方針では、それぞれの教育目的・目標を達成するための教育活動の指針を具体的に定めている。この3つの方針は、建学の精神を背景に、各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標に基づいたものとなっている。

《大学》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

社会福祉学科では、社会福祉専門職は言うに及ばず、広く地域社会において福祉社会の構築に貢献できる実践力を身につけた社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、中学校教諭（社会）、高等学校教諭（福祉・公民）等の育成を目的としている。その目的達成に向けて、教育目的・目標に沿った3つの方針をそれぞれ策定している。

具体的には、ディプロマポリシーは「社会福祉学の基礎的知識と専門的知識を有すると同時に、深い人間理解と高い倫理性をもち、グローバルな視点で福祉社会の構築に寄与しうる人の育成を行う」、カリキュラムポリシーは「社会福祉専門職や福祉社会におけるリーダーとして、地域社会に貢献できる幅広い教養と福祉社会への熱い思いを養い、人間性に対する深い洞察力と行動力を持った人の育成を行う」、アドミッションポリシーは「高い倫理観を基礎に福祉社会の構築に貢献しようとする強い志を持ち、人と共感し合えるコミュニケーションをとりつつチームアプローチに関心のある人」としている。社会福祉学科の教育目的・目標である「社会福祉専門職は言うに及ばず、広く地域社会において福祉社会の構築に貢献できる実践力を身につけた社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教諭等の育成と、そのための社会福祉実践に必要な価値観、専門的知識、技術や技法を修得する」が反映されている。

b) 臨床心理学科

臨床心理学科では、医療・教育・福祉・行政・産業などの領域で、人の気持ちと立場を理解しつつ、こころの問題を解決し、個々人の能力をひきだし、人間関係を調整することに役立つ人の育成を目的としている。その目的の達成に向けて、教育目的・目標に沿った3つの方針をそれぞれ策定している。

具体的には、ディプロマポリシーは「こころの仕組み・働きとこころの問題について教授し、こころの問題の支援に秀でた、人の気持ちや立場を理解できる人の育成を行い、また、こころの問題を解決し、人間関係を調整し、多様化する現代社会で活躍できる人の育成を行う」、カリキュラムポリシーは「実証的な根拠に基づいた理論と技法を教授し、こころの問題に精通する人の育成を行う」、アドミッションポリシーは「こころのしくみや働きについて興味があり、こころの問題の実際や査定、支援について学ぶ意欲があり、人とのあいだで温かく穏やかなコミュニケーションがとれ、こころのふれあいを大切にできる人」としている。臨床心理学科の教育目的・目標である「医療・教育・福祉・行政・産業などの領域で、人の気持ちと立場を理解しつつ、こころの問題を解決し、個々人の能力をひきだし、人間関係を調整することに役立つ人の育

成を目的としている。そのため、乳児から高齢者までを対象とした心理学的諸問題を客観的にとらえる科学的理論と、カウンセリング・マインドに基づいた実践技法を修得する。」が反映されている。

2) 健康福祉学部

a)健康科学科

健康科学科では、専門的知識を身につけ、児童生徒等・教職員の健康と安全を守る教育者（養護教諭）及び働く人々の健康・環境マネジメントの専門家（第一種衛生管理者等）の育成を目的としている。その目的達成に向けて、教育目的・目標に沿った3つの方針をそれぞれ策定している。

具体的には、ディプロマポリシーは「健康・安全・環境について総合的知識を有し、学校での健康管理や健康教育、職場での健康・環境マネジメントに携わる専門家の育成を行う」、カリキュラムポリシーは「高い志を有し、健康・安全・環境に関する知識を身につけ、積極的に社会貢献できる人の育成を行う」、アドミッションポリシーは「健康・安全・環境に強い関心を持ち、教育、医療・保健、福祉等の領域において、健康支援・増進にたずさわる専門家として働くことを希望する人」としている。健康科学科の教育目的・目標である「児童生徒等と働く人々の健康・安全を守ることができる専門的職業人を育成するために、トータルヘルスについての知識や専門的技術を修得する」が反映されている。

b)福祉栄養学科

福祉栄養学科では、人が豊かに生きるための「栄養と食」について学び、ライフステージ（生涯）を通しての栄養管理・栄養指導を行える管理栄養士の育成を目的としている。その目的達成に向けて、教育目的・目標に沿った3つの方針をそれぞれ策定している。

具体的には、ディプロマポリシーは、「食品学・栄養学に関する知識、栄養指導の実践技術を修得し、すべてのライフステージ（生涯）に対応できる能力を身につけた専門的職業人の育成を行う」こととしており、「食・栄養に関する理論と技術を教授する」という教育目的が反映されている。カリキュラムポリシーは、「高い倫理性をもとに、栄養と食に関する専門家として、情熱をもって社会貢献ができる人の育成を行う」としており、これは「大学学則」第3条第3項に規定された学科の教育目的「人々を支援できる専門的職業人を育成する」が反映されている。アドミッションポリシーは「食生活に関心を持ち、食品学・栄養学に関する知識、栄養指導の実践技術を修得し、すべてのライフステージ（生涯）に対応できる能力を身につけた管理栄養士として、医療、保健、福祉分野に留まらず、産業、教育、行政などの分野で『福祉栄養学』のプロフェッショナルとしてリーダーシップを発揮できる人」としている。福祉栄養学科の教育目的・目標である「人が豊かに生きるための『栄養と食』について学び、ライフステージ（生涯）を通しての栄養管理・栄養指導を行える管理栄養士の育成を目的とする。そのため、栄養や食品に関する基礎知識、栄養指導の実践技術力を習得する。」が反映されている。

このように、福祉栄養学科の教育目的・目標は、3つの方針に反映され、整合性がとれている。

3) 保健医療学部

a) リハビリテーション学科

リハビリテーション学科では、障がいをもつ人々の治療に当たる医療専門職に必要な人格・知識・技能を備えた理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の育成を目的としている。その目的達成に向けて、教育目的・目標に沿った3つの方針をそれぞれ策定している。

具体的には、ディプロマポリシーは「医療人としての豊かな人間性と教養および基礎知識を身につけると共に、リハビリテーション科学の発展と専門分化に追随し、応用できる知識と技術、および福祉科学を理解した、指導力と協調性を有する専門家の育成を行う」、カリキュラムポリシーは「医療人としての豊かな人間性と教養および高度な専門知識と技術を身につけると共に、福祉科学を理解した、指導力と協調性を有する人を育成する」、アドミッションポリシーは「将来、障がいをもつ人々のために献身を厭わず、真摯で優しい姿勢で貢献し、保健・福祉・医療分野においてチームワークを大切に、常に向上する意欲のある専門家を目指す人」としている。リハビリテーション学科の教育目的・目標である「障害をもつ方の治療にあたる専門的職業人を育成するために、医療専門職に求められる人格・知識・技能を修得する」が反映されている。

この3つの方針を達成するために、①「基礎ゼミナール」「臨床実習教育」での医療人形成に対する啓発・促進、②適正なカリキュラム運営、③2、3年次からの専門領域研究活動による動機付け・啓発、④AO入試、公募推薦入試における入学者受け入れなど具体的な実践に落とし込み、実施している。また、3つの方針の検討会議を開催するなど、教員間の相互理解・共通認識を絶えず促している。

〈大学院〉

1) 社会福祉学研究科

a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻博士前期課程では、現場の職業人に対して指導できるリーダー及びスーパーバイザーの養成を目的としている。その目的達成に向けて、教育目的・目標に沿った3つの方針をそれぞれ策定している。

具体的には、ディプロマポリシーでは「臨床福祉を実践できる高度専門職業人の育成」と、カリキュラムポリシーでは「高度専門職業人として臨床福祉を実践していくための基幹的能力及び領域ごとの高度な専門的能力の育成」と定めている。そして、アドミッションポリシーでは、これらに対応して、「社会福祉実践のリーダーや専門職を目指す人」を求めている。これら3つの方針は、臨床福祉学専攻博士前期課程の教育目的・目標である「社会福祉の理論と方法の統合をめざすとともに、講義と実習で身につけた実践理論と経験を基に、対人支援の価値と支援技術をみがき、修士論文作成を通して調査と理論的構築の力を深め、社会福祉実践のリーダーを養成することを目的としている」が反映されている。平成27(2015)年度からは、カリキュラムの変更に伴い、カリキュラムポリシーに領域ごとの高度な実践理論として研究領域科目を「アプローチ・支援方法」「制度・サービス」「研究方法」に分けて明示している。

b)臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学専攻博士後期課程では、社会福祉の高度な研究能力を育成することにより、教育者、研究者の養成を目的としている。その目的達成に向けて、教育目的・目標に沿った3つの方針をそれぞれ策定している。

具体的には、ディプロマポリシーとして「臨床福祉学の研究者の育成」、カリキュラムポリシーでは「その能力の基幹となるものとして臨床福祉学研究演習を、さらに高度な研究能力を育成するために臨床福祉に関する高度な理論や技術を調査研究する科目が設定されている」と明示している。アドミッションポリシーでは、「これらに対応して、臨床福祉に関する研究や指導のできる教員・研究者を目指す人」を求めている。これら3つの方針には、臨床福祉学専攻博士後期課程の教育目的・目標である「臨床福祉の領域における高度の理論と知識、また調査を含むさまざまな方法を身につけ、大学・大学院における教育と研究、あるいは各種研究機関における調査のエキスパートになり得る人を養成することを目的としている」が反映されている。

c)心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻では、心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家の養成を目的としている。その目的達成に向けて、教育目的・目標に沿った3つの方針をそれぞれ策定している。

具体的には、ディプロマポリシーでは「こころの仕組みや働きの問題に通じ、現代人がもつ様々な問題の心理支援を実践できる高度専門職業人の育成を行う」と、カリキュラムポリシーでは「心理支援を行える高度専門職業人となるための能力を育成するために、講義、演習、および学内外での実習を通じて、心理査定やカウンセリング等の心理支援に関する高度な理論や実践的技術を必修科目として設定している。修士論文の提出を求める」と定めている。アドミッションポリシーで求める学生像は「心理学全般の専門的知識と技術を基礎にして、教育、医療、福祉、産業、地域の臨床領域で心理支援を行う高度専門職業人を目指す人」としている。以上の3つの方針には心理臨床学専攻の教育目的・目標である「さまざまなこころの問題を背負っている人たちを支援するために、心理臨床学専攻では家庭、学校、コミュニティ、医療、産業において心理支援をおこなえる高度専門職業人としての心理臨床家の養成を目指している。授業に加えて学内・学外の実習を通して心理査定、カウンセリング、遊戯療法などさまざまな臨床教育と経験を提供する。また、修士論文の作成を通して、調査の実践と理論の検証を行う」が反映されている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-3-12】 学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン

【資料 1-3-13】 第2期（2013～2017）学園中長期計画

【資料 1-3-11】 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標） 【資料 1-1-7】 と同じ

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html>)

【資料 1-3-14】 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 3つの方針）

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/>)

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

1) 教育研究組織の構成

本学は、社会福祉学部社会福祉学科という 1 学部 1 学科をもって平成 9(1997)年に創立された。その理念は、建学の精神「感恩」の構造化と具現化、その実践を支える「豊かな人間性」「臨床福祉の精神」の涵養である。そして、我が国の社会的構造、文化的特性に由来する社会の諸問題の解決のために、社会福祉の専門家として社会に貢献できる人材を育成するとともに、併せて社会福祉の研究を行うことを使命としている。学部創設から 4 年後の平成 13(2001)年には、福祉教育の理論研究のために大学院社会福祉学研究科、臨床福祉学専攻修士課程（現在は博士前期課程）を開設し、平成 15(2003)年には博士後期課程と心理臨床学専攻修士課程を開設している。

平成 15(2003)年には、我が国の社会福祉へのニーズの高まりと福祉領域の拡大に応え、福祉提供者と福祉利用者のこころのつながりの重視を理念に掲げた社会福祉学部臨床心理学科と、福祉利用者が何らかの弱点を補いつつも、幸せな人生を生きることを「健康」と「栄養」の側面から支援するという理念を掲げた健康福祉学部健康科学科及び福祉栄養学科を開設した。続いて、平成 23(2011)年には、福祉科学を基盤として医療の領域にもその教育研究領域を拡大し、福祉科学を視点に入れながら医療の専門分化にも対応できる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する保健医療学部リハビリテーション学科を開設し（言語聴覚士養成課程は平成 27(2015)年度開設）、現在では 3 学部 5 学科／1 研究科 2 専攻の教育研究組織構成に至っている。このように本学では、建学の精神に基づく教育理念に沿って、専門性を持った倫理観の高い職業人を育成する教育研究組織を構成している。

2) 教育研究組織の連携と調整

本学は、図 1-3-1 に示したとおり、3 学部・5 学科／1 研究科・2 専攻から構成されており、理事長の下に法人本部との経営的な連携を図るための「経営教学協議会」、本学及び関西女子短期大学（以下「短期大学」という）の運営に係る協議機関として「執行部会」や両大学の教学に関する最高審議機関として「大学評議会」が設置されている。さらに各学部／研究科に「教授会」と「研究科委員会」が設置され、各種会議のもと適切に管理運営を行っている。

大学評議会は、大学より学長、副学長、研究科長、学部長・学科長、短期大学より学長、副学長、大学事務局より事務局長、事務局次長、大学及び短期大学長が指名した大学事務局の各部署長、教職員をもって構成され、教学に関する重要事項について審議する。

教授会は、学部長、教授、准教授及び専任講師をもって構成され、学部の教育研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとしている。

研究科委員会は学長、研究科長、研究科担当の専任教員をもって構成し、研究科の教学に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとしている。

教学運営を担う部署としては、大学事務局に教務部、図書館、情報センターが設置されている。また、その他の組織として、EAP 研究所、教育開発支援センター、地域連携センターが設置され、社会福祉学部臨床心理学科の関連組織として心理・教育相

関西福祉科学大学

談センター、保健医療学部関連組織として附属総合リハビリテーション診療所が設置されている。これらは教育研究の目的を達成するため、学部や大学院と連携をとりながら、それぞれ適切に運営されている。

以上の通り、使命・教育理念及び教育目的・目標を達成するため、上述の教育研究組織は適切に構成され整合性が図られている。また、教育目的・目標を達成するために、教育研究組織と運営組織が機能的に連携している。

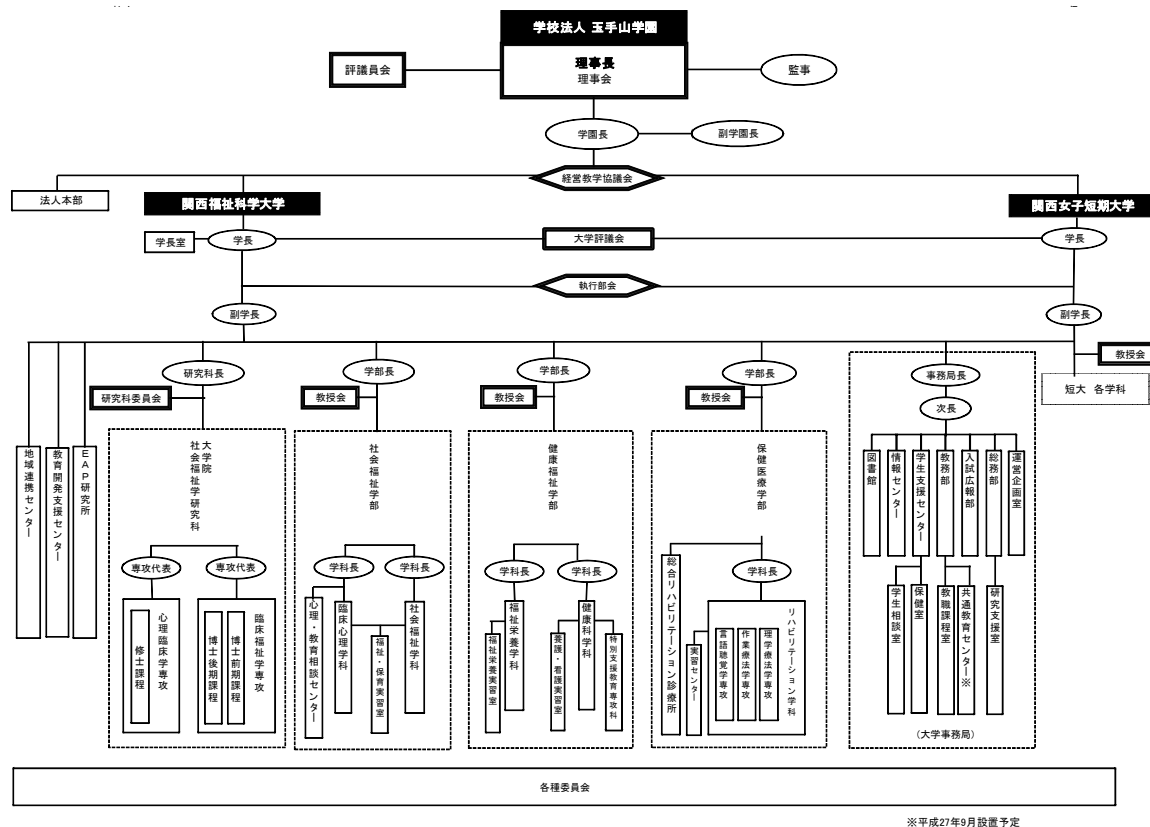


図 1-3-1 関西福祉科学大学 組織図

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 1-3-15】平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）(P.6)
- 【資料 1-3-16】大学評議会規程
- 【資料 1-3-17】大学教授会規程
- 【資料 1-3-18】研究科委員会規程
- 【資料 1-3-19】関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・使命・教育理念及び教育目的・目標の確認・点検をより全学的な取り組みとし、また教職員への一層の理解・定着を深化させるためにも、全教員だけではなく全職員の参画を促す方策として、今後は大学事務局各部署も対象に確認・点検を実施することを検討する。
- ・学生へは「基礎ゼミナール」等の機会を通して使命・教育理念及び教育目的・目標

を具体的に提示しながら、引き続きその理解、定着に努める。その他、社会的にもより一層の理解を得るための工夫を考えていく必要がある。

- ・本学の使命・教育理念に対する学内外での理解と支持を深めながら、適切な情報分析によるガバナンスやスピード感のある意思決定ができるよう、教育研究に係る運営組織の構成を適宜見直す必要がある。

【基準1の自己評価】

本学園の建学の精神は「感恩」であり、本学の使命はこの建学の精神を原点に据えて、「建学の精神『感恩』を体し、人の幸せを願う豊かな人間性と福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21世紀の福祉社会構築に情熱を持って寄与し得る人を育成する。その達成に向け良質の教育実践と、活発な知的創造・研究活動を行う」と定めている。この「感恩」の構造化と具現化、その実践を支える「臨床福祉」の精神、「豊かな人間性」の涵養が本学の使命・教育理念である。各学部・学科／研究科・専攻では、これらの全学的な方針の下に、それぞれの特色を反映した教育目的・目標を明確に定めている。

この全学的及び各学部・学科／研究科・専攻の使命・教育理念及び教育目的・目標を達成するために、全学的に「経営理念とビジョン」「第2期学園中長期計画」を策定し、各学部・学科／研究科・専攻においては3つの方針を明確に策定している。これらは、印刷物やホームページに掲載するとともに、学内諸行事での言及を通じて、学内外での意識定着を図っている。

本学は、建学の精神に基づいた使命の下に3学部・5学科／1研究科・2専攻から構成される教育研究組織を設置している。これらの教育研究組織は、建学の精神を礎に構成されており、またこれらの下に、各種会議体等の運営組織を整備することで、本学における管理運営は適切に行われている。

以上のことより、本学では建学の精神を背景として適切に使命・教育理念及び教育目的・目標を明確にし、学内外へ公表するとともに、その達成に努めている。したがって、基準1「使命・目的等」を満たしていると判断した。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学の求める学生像と受け入れ基本方針は、大学においては「学業を成就する基礎能力と高い志を持ち、福祉・心理・健康・食・医療・安全等の観点から、福祉社会に積極的に貢献しようとする人」を求めており、大学院においては「社会福祉学研究科の使命、教育理念、教育目的・目標に沿う高度な専門的知識に基づいて、生活問題や適応不全への支援を志す人」を求めている。これらをより分かりやすく明示するため、各学部・学科／研究科・専攻において、毎年アドミッションポリシーの内容を見直し、大学評議会で審議し、最終学長が決定したものを教授会で報告することとしている。そのため、各教職員についての認識も高い状況にある。

建学の精神及び基本理念のもとに、「意欲のある学生」を受け入れるため、『大学案内』『学生募集要項』、大学ホームページに全学部・学科／研究科・専攻のアドミッションポリシーを表 2-1-1 の通り掲載している。また、オープンキャンパスや各種進路説明会、高校教員対象の説明会等で説明し、受験者、高等学校及び関係者への周知を図っている。

表 2-1-1 各学部・学科／研究科・専攻のアドミッションポリシー

| | | |
|--------|--------|---|
| 大 学 | 社会福祉学部 | 高い倫理観を基礎に福祉社会に貢献しようとする強い志を持ち、人と共感し合えるコミュニケーションを行うことに関心のある人を求めます。 |
| | 社会福祉学科 | 高い倫理観を基礎に福祉社会の構築に貢献しようとする強い志を持ち、人と共感し合えるコミュニケーションをとりつつチームアプローチに関心のある人を求めます。 |
| | 臨床心理学科 | こころのしくみや働きについて興味があり、こころの問題の実際や査定、支援について学ぶ意欲があり、人とのあいだで温かく穏やかなコミュニケーションがとれ、こころのふれあいを大切にできる人を求めます。 |
| | 健康福祉学部 | 福祉社会において、ますます重要性を増している食と心身の健康や現代社会の生活の質向上に強い関心をもつ人を求めます。 |
| | 健康科学科 | 健康・安全・環境に強い関心を持ち、教育、医療・保健、福祉等の領域において、健康支援・増進にたずさわる専門家として働くことを希望する人。具体的には、養護教諭、安全衛生管理者、健康マネジメントの専門家などをめざす人を求めます。 |

| | | |
|-----|-------------------|--|
| | 福祉栄養学科 | 食生活に関心を持ち、食品学・栄養学に関する知識、栄養指導の実践技術を修得し、すべてのライフステージ（生涯）に対応できる能力を身につけた管理栄養士として、医療、保健、福祉分野に留まらず、産業、教育、行政などの分野で「福祉栄養学」のプロフェッショナルとしてリーダーシップを発揮できる人を求めます。 |
| | 保健医療学部 | 人の幸せと科学について深い関心を持ち、主体的に学習を続け、知識と技術を身につけ、障がいや有する人々の支援に携わることのできる人を求めます。 |
| | リハビリテーション学科 | 将来、障がいや有する人々のために献身を厭わず、真摯で優しい姿勢で貢献し、保健・福祉・医療分野においてチームワークを大切にし、常に向上する意欲のある理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を目指す人を求めます。 |
| 大学院 | 臨床福祉学専攻 博士前期課程 | 社会福祉の高度な理念、理論、技術を修得し、臨床場面において高度なレベルの対人支援を行うことのできる社会福祉実践のリーダー、専門職を目指す人を求めています。なお、前期課程では、2年間の夜間コースでの履修で修士の学位を取得できる昼夜開講制を採っており、社会福祉施設や福祉関連機関で働いている人で上述の専門職を目指す人も求めています。 |
| | 臨床福祉学専攻 博士後期課程 | 臨床福祉学の教育と研究に従事しうる高度な知識と学識を有し、臨床福祉に関する研究の実施および指導のできる教員、研究者を目指す人を求めています。 なお、後期課程では3年次編入学制度を設けており、社会福祉の博士後期課程を単位取得満期退学した人で上述の教員、研究者を目指す人も求めています。 |
| | 心理臨床学専攻 修士課程 | 心理学全般の専門的知識と技術を基礎にして、教育、医療、福祉、産業、地域の臨床領域で心理支援を行う高度専門職業人を目指す人を求めています。 |

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-1】大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 アドミッションポリシー）

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/>)

【資料 2-1-2】University Guide2016 【資料 F-2】と同じ

【資料 2-1-3】学生募集要項 【資料 F-4】と同じ

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

各学部・学科／研究科・専攻のアドミッションポリシーは、学生募集要項等に記載し周知を図るとともに、各入試においてもその方針に沿った受入れを実施している。

AO 入試においては、アドミッションポリシーに沿ったレポート課題を課し、受験生への面接では各面接担当者が、それらに沿った面接を実施している。特別推薦（指定校・課外活動）入試、社会人入試、編入学入試及び大学院入試では従来より面接を実施し、受験生が本学のアドミッションポリシーに沿っているかどうかを判断の上、選考を実施している。平成 26(2014)年度入試からは、新たに公募推薦入試についても基礎学力の選

考に加え面接試験を導入している。その結果、受験生が各学科のアドミッションポリシーを理解できているかをより正確に把握できるようになってきている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去3年間（言語聴覚学専攻は平成27年度のみ）における入学定員に対する学生受入数を表2-1-2に示す。

表 2-1-2 入学定員充足状況（過去3年間）

| 学部等 | 学科等 | 項目 | 平成27年度 | 平成26年度 | 平成25年度 |
|--------------|-------------------|---------|--------|--------|--------|
| 社会福祉学部 | 社会福祉学科 | 入学定員 | 180 | 180 | 180 |
| | | 入学者数 | 172 | 168 | 182 |
| | | 入学定員充足率 | 95.6% | 93.3% | 101.1% |
| | 臨床心理学科 | 入学定員 | 70 | 70 | 70 |
| | | 入学者数 | 59 | 78 | 85 |
| | | 入学定員充足率 | 84.3% | 111.4% | 121.4% |
| 健康福祉学部 | 健康科学科 | 入学定員 | 80 | 80 | 80 |
| | | 入学者数 | 87 | 91 | 99 |
| | | 入学定員充足率 | 108.8% | 113.8% | 123.8% |
| | 福祉栄養学科 | 入学定員 | 80 | 80 | 80 |
| | | 入学者数 | 87 | 80 | 87 |
| | | 入学定員充足率 | 108.8% | 100.0% | 108.8% |
| 保健医療学部 | リハビリテーション学科 | 入学定員 | 160 | 120 | 120 |
| | | 入学者数 | 176 | 131 | 130 |
| | | 入学定員充足率 | 110.0% | 109.2% | 108.3% |
| 大学全体 | | 入学定員 | 570 | 530 | 530 |
| | | 入学者数 | 581 | 548 | 583 |
| | | 入学定員充足率 | 101.9% | 103.4% | 110.0% |
| 社会福祉学 研究科 | 臨床福祉学専攻 博士前期課程 | 入学定員 | 20 | 20 | 20 |
| | | 入学者数 | 3 | 5 | 2 |
| | | 入学定員充足率 | 15.0% | 25.0% | 10.0% |
| | 臨床福祉学専攻 博士後期課程 | 入学定員 | 3 | 3 | 3 |
| | | 入学者数 | 1 | 2 | 2 |
| | | 入学定員充足率 | 33.3% | 66.7% | 66.7% |
| | 心理臨床学専攻 修士課程 | 入学定員 | 10 | 10 | 10 |
| | | 入学者数 | 10 | 12 | 14 |
| | | 入学定員充足率 | 100.0% | 120.0% | 140.0% |
| 大学院全体 | | 入学定員 | 33 | 33 | 33 |
| | | 入学者数 | 14 | 19 | 18 |
| | | 入学定員充足率 | 42.4% | 57.6% | 54.5% |

平成27(2015)年度の大学全体での入学定員充足状況は101.9%となっている。学科別に見ると、社会福祉学科及び臨床心理学科が入学定員未充足の状況となっているが、健康科学科、福祉栄養学科及びリハビリテーション学科では入学定員を充足している。

社会福祉学科、臨床心理学科及び健康科学科では平成 23(2011)年度から平成 24(2012)年度にかけて収容定員未充足状況が続いていたが、平成 25(2013)年度に入学志願者動向や社会情勢等を踏まえて入学定員を変更(社会福祉学科 60 名減、臨床心理学科 30 名減、健康科学科 10 名減)した。その結果、入学定員変更後の平成 25(2013)年度以降は改善傾向にある。

一方、研究科については、心理臨床学専攻(修士課程)は入学定員を充足しているものの、臨床福祉学専攻(博士前期課程・博士後期課程)では入学定員確保が厳しい状況にある。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-1-4】大学ホームページ(情報公開：入学者数・在学者数・卒業者数等)
(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/>)

＜エビデンス集・データ編＞

【表 2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)

【表 2-3】大学院研究科の入学者の内訳(過去 3 年間)

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・平成 28(2016)年度に教学組織の再編成を予定している。具体的には、①学部・学科の新設、②既設学部・学科の組織変更(社会福祉学科の入学定員 40 名減、臨床心理学科の改組、リハビリテーション学科作業療法学専攻の入学定員 10 名増)を推進している。教学組織の再編成により新学部・学科が設置される際には、入学志願者動向及び社会情勢等を踏まえて志願者の増加に努める。
- ・アドミッションポリシーの明確化については、現在の検討体制を維持し、アドミッションポリシーの学外周知については、より一層の広報活動の充実に努めこれを理解した入学者の確保を目指す。また、受験生と直接接合できる進学ガイダンス、高等学校内で実施される高校ガイダンス等への参加の強化、オープンキャンパス開催内容の改善、ホームページ等各種広報媒体の充実ににより、既設学部・学科及び教学組織再編成による新学部・学科の周知を図り、志願者拡大に努める。
- ・教学組織再編成による新学部・学科を対象とした新しい入試奨学金制度の導入により入試得点が上位層の志願者及び入学者確保を計画している。
- ・研究科においては、特に臨床福祉学専攻について研究実績等を大学ホームページ等で広く公表することで研究科の意義について周知徹底を図り、学内外からの進学者の増加に努める。

2-2 教育課程及び教授方法

＜2-2 の視点＞

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学では使命・教育理念及び教育目的・目標を基に、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定している。ディプロマポリシーは、社会に貢献できる人材育成を目指した全学に共通する方針と、各学部・学科／研究科・専攻に関わる職業に必要な専門知識と技術の修得を目指した、各学部・学科／研究科・専攻個別の方針から構成されている。このディプロマポリシーで明記している人材像の育成のため、さらにその前提となる様々な基礎的能力の修得を図るため、カリキュラムポリシーを全学共通及び各学部・学科／研究科・専攻で明確に定め、教育課程の編成を行っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-2-1】大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 ディプロマポリシー）
(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/>)

【資料 2-2-2】大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 カリキュラムポリシー）
(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/>)

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 教育課程の体系的編成

《大学》

本学の学部・学科の教育課程はカリキュラムポリシーに基づき、「基礎分野」「専門共通科目／専門基礎分野」「専門科目／専門分野」「教育職員免許に関する科目」で構成している。

（基礎分野）

基礎分野は、現代社会に必要な幅広い知識と教養、基本的なものの見方を身に付けるため、「基礎教養」「総合教養」「言語」「情報と伝達」「健康とスポーツ」「自然と科学」「人間と社会」「キャリア教育」の8区分にわたり科目を配置している。

（専門共通科目／専門基礎分野）

専門共通科目／専門基礎分野は、それぞれの専門分野で大切な知識を段階的に積みあげ理解し、活用できる上での基礎となる科目を配置している。

（専門科目／専門分野）

専門科目／専門分野は、専門的な方法論や知識を体系的に学べるように科目を配置している。また、専門的資格が取得できるよう資格関連科目はもとより、専門性を養うための知識・技術を活かすべく充実した実習科目を配置している。

（教育職員免許に関する科目）

教育職員免許に関する科目は、教育職員免許状取得に必要な授業科目が設定され4年間で無理なく履修できるように科目を配置している。

各学部・学科／研究科・専攻における教育課程の編成状況は以下の通りである。

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

社会福祉学科ではディプロマポリシーに、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、

中学校教諭（社会）、高等学校教諭（福祉・公民）など、それぞれの有資格者としての実践力を具体的に明示している。その実践力において必要な知識や技術を修得するために、カリキュラムポリシーを定めている。カリキュラムポリシーに基づき、基礎分野科目と専門共通科目、専門科目を開設している。

詳述すると、専門科目では、1年次で春・秋学期を通じて卒業必修科目「社会福祉援助技術総論Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉入門Ⅰ・Ⅱ」を配置し、資格取得の有無に関係なく、すべての学生が社会福祉の基盤やその広がりを学ぶ科目を配置している。そして、2年次からは目指すべき資格や方向性に向けて、知識を蓄積する講義科目から「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ・Ⅱ」「保育実践演習Ⅰ・Ⅱ」など技術を修得する演習科目、そして3年次～4年次にかけて「社会福祉援助技術現場実習」「精神保健福祉援助実習」「保育実習Ⅰ・Ⅲ」など、知識や技術を発揮し、実践力を体得する実習科目を経て、社会福祉の実践に必要な価値観、専門的知識や技術の修得、将来のキャリア形成を実現することができる。また、これからのキャリア形成に向けて、2年次から福祉専門職として活躍する臨床福祉コースと、社会福祉にとどまらない幅広い分野で活躍する総合福祉コースに分かれ、資格取得とは別に、各コースの推奨科目を配置している。

b)臨床心理学科

臨床心理学科ではディプロマポリシーで「こころの問題の支援に秀でた、人の気持ちや立場を理解できる人」「こころの問題を解決し、人間関係を調整し、多様化する現代社会で活躍できる人」等を育成することとし、カリキュラムポリシーを明確にしている。カリキュラムポリシーに基づき、心理学を学ぶ上で必要な理論科目・基礎科目を1年次から配当し、2年次以降には臨床的な理論科目・実習科目を設けている。

詳述すると、1年次で「英語コミュニケーションⅠ」や「情報処理学Ⅰ」「心理統計学」などの基礎分野科目等を修得後、これを活かして、2年次では「心理学基礎実験Ⅰ・Ⅱ」「心理学研究法」、3年次では「心理学調査実習Ⅰ・Ⅱ」など、専門科目で必須となる研究方法の修得を行っている。

実証的な臨床心理学の学びのために、1年次では基礎分野科目の「心理学」の修得を踏まえて、専門科目である「臨床心理学概論」「心理学概論」「生涯発達心理学」などの科目を配当している。2年次では、専門性をさらに深めるために「子育て臨床心理学」「発達臨床心理学」「青年期臨床心理学」などのより幅広い心理学的理論を学んでいく科目を編成している。特に、3年次以降では「臨床心理アセスメントⅢ」「心理の現場と症例理解」などの科目を通じて、臨床心理学の理論と技法を実践的に修得する科目を配置している。

以上のように、研究方法の修得、理論や研究内容の理解、実験実習や臨床実習などを学修し、卒業時には卒業論文を完成させるという体系的な教育課程を編成している。

2) 健康福祉学部

a)健康科学科

健康科学科のディプロマポリシーは、「健康・安全・環境について総合的知識を有し、学校での健康管理や健康教育、職場での健康・環境マネジメントに携わる専門家」を養成することとしている。これに基づき、「健康・安全・環境に関する知識を身につけ

る」ことをカリキュラムポリシーとして明確に定め、これに基づき教育課程を編成している。詳述すると、1年次には基礎分野科目、専門共通科目に加えて、専門科目への足がかりとして、保健・養護コースでは「養護概説」「看護学概論」を、産業保健コースでは「産業保健概論」を配置している。2年次には「衛生学」「公衆衛生学」「栄養学」などの基礎的な専門科目、及び「看護技術Ⅰ・Ⅱ」「救急処置Ⅰ」「環境衛生実習」などの技術を学ぶ専門科目を多く設定している。3年次以降には「学校保健」「労働衛生学Ⅰ・Ⅱ」など学校や職場での健康管理を学ぶ専門科目を設定している。また3年次で研究方法を学び、4年次で卒業研究を行うように研究演習を開講している。そして4年間の学修の総まとめとして、全学年を対象とした卒業研究発表会で成果を発表させている。「こころのケアが担当できる養護教諭」「ストレス・メンタルヘルス対策ができる第一種衛生管理者」を育成するという教育目的・目標に基づき、心理学系の科目を1年次から導入し、「カウンセリング論」「ストレスマネジメント」等の5つの科目を必修にしている。

b) 福祉栄養学科

福祉栄養学科のディプロマポリシーは、「食品学・栄養学に関する知識、栄養指導の実践技術を修得し、すべてのライフステージ（生涯）に対応できる能力を身につけた専門的職業人」を養成することとしている。これに基づき、健康保持に関する学識を修得し、社会福祉に対する理解と高い倫理性を兼ね備えた食や栄養の専門家の育成をカリキュラムポリシーとして明確に定めている。栄養学や食品学の学識を高めることにとどまらず、生活習慣の改善を困難にしている社会的・心理的諸問題の解決まで支援できる能力の養成に重きをおいた教育課程を編成している。

詳述すると、福祉栄養学科では教育課程における専門科目は100単位に及ぶが、それらは「栄養士法施行規則」に定める「専門基礎分野」の科目（「社会と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」）、「専門分野」の科目（「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」）、さらに本学独自に設定した科目の三つに大別される。1、2年次では、主に食や栄養に関する基礎的内容を含む「専門基礎分野」及び一部の「専門分野」の科目を学修する。また、社会福祉の理念と社会的弱者に対応した栄養学を修得することを目的として、『食』介護・支援論や本学独自に設定した「社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ」「カウンセリング論Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として配当している。3、4年次では、栄養管理や栄養指導に関する応用的な内容を扱う「専門分野」の科目を主に学修する。特に「臨地実習」では、管理栄養士の業務の現場で行われる実践教育を通して、それまで学修してきた専門科目の内容や職業倫理をより深く身に付けることができる。

3) 保健医療学部

a) リハビリテーション学科

保健医療学部リハビリテーション学科のディプロマポリシーは、「医療人としての豊かな人間性と教養および基礎知識を身につけ、福祉社会に貢献できる献身的な人材」を養成することとしている。これに基づき、医療人としての豊かな人間性と教養及び高度な専門知識と技術を身につけると共に、「超高齢社会」「障がい児・者の支援」に対応する福祉科学を理解した、指導力と協調性を有する人材の育成をカリキュラム

ポリシーとして明確に定めている。これらのポリシーを実現するために、知識、医療人教育も含めた理学療法専門領域、作業療法専門領域及び言語聴覚専門領域の学修を促進する教育課程を編成している。

詳述すると、1年次には、基礎分野、専門基礎分野に加えて、専門科目への足がかりとして、理学療法学専攻では「理学療法概論」等を、作業療法学専攻では「作業療法概論」「作業療法評価学Ⅰ総論」を、言語聴覚学専攻では「言語聴覚障害概論Ⅰ・Ⅱ」「発声発語・嚥下障害学Ⅰ」等を配置している。2年次には理学療法学専攻、作業療法学専攻においては「運動学」「生理学特論」などの基礎的な専門科目、及び「理学療法評価学Ⅰ・Ⅱ」「作業療法評価学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」などの技術を学ぶ専門科目を多く設定している。言語聴覚学専攻においては「耳鼻咽喉科学」「臨床歯科医学」などの基礎的な専門科目及び、「発声発語・嚥下障害学演習Ⅰ」「聴覚障害学演習Ⅱ・Ⅲ」などの技術を学ぶ専門科目を設定している。2年次秋学期からは「研究演習」を配置し、理学療法学専攻は「基礎理学療法」「運動器障害理学療法」「神経・発達障害理学療法」「内部障害理学療法」「地域理学療法」の5領域、作業療法学専攻は「基礎作業療法」「身体機能作業療法」「精神機能作業療法」「発達過程作業療法」「地域・高齢者作業療法」の5領域、言語聴覚学専攻は「失語・高次脳機能障害学」「発声発語・嚥下障害学」「言語発達障害学」「聴覚障害学」の4領域の中から関心のある領域を学生の志向により選択し、その領域の学びをより深め、卒業後の方向性や進路を検討し、明確化できるように編成している。

《大学院》

本学の研究科・専攻の教育課程は、高度専門職業人となるための基幹的能力を育成するための「研究基礎科目」、特定の分野の調査研究に関する高度な理論と知識、研究能力を育成するための「研究演習科目」、臨床福祉の高度な理論や技術について調査研究する「特殊講義科目（博士後期課程のみ）」で構成している。

1) 社会福祉学研究科

a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻博士前期課程のディプロマポリシーは、「臨床福祉を実践できる高度専門職業人」「グローバルな視点で福祉社会の構築に貢献しうる人」等を育成することとしている。これに基づき、高度専門職業人として臨床福祉を実践していくために必要となる基幹的能力及び各領域での高度な専門的能力を育成することをカリキュラムポリシーとして明確に定め、時代が求める高度専門職業人、即ち「臨床福祉」の専門家を育成するための教育課程を編成している。

臨床福祉学専攻博士前期課程では、このカリキュラムポリシーに対応するように臨床福祉の高度な実践に必要な社会福祉やソーシャルワークの人間観や支援技術、研究方法・児童・高齢者などの分野別科目から教育課程を編成している。

b) 臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学専攻博士後期課程のディプロマポリシーは、「教育、研究機関において専門職に携わる研究者」等を育成することとしている。これに基づき、臨床福祉学の研究者や専門教育指導者として必要となる臨床福祉の高度な理論と知識、研究能力及び臨床福祉学における特定の分野の調査研究に関する高度な理論と知識、研究能力の育

成をカリキュラムポリシーとして明確に定め、福祉科学の新たな道を切り拓く、研究者と専門教育指導者を養成する教育課程を編成している。

c)心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻のディプロマポリシーは、「こころの仕組みや働きの問題に通じ、現代人がもつ様々な問題の心理支援を実践できる高度専門職業人」を育成することとしている。すなわち、心理支援を行える高度専門職業人となるための能力及び心理支援を行っていく上で必要となる各領域での高度な専門的能力の育成をカリキュラムポリシーとして明確に定めている。これに基づき、必修科目として心理査定や心理面接等の心理支援に関する理論や実践的技術の修得を目指した講義、演習、及び学内外での実習を設定し、修士論文の提出を課している。また、選択科目には研究方法や、心理臨床の各領域における高度な実践理論が学べる科目を幅広く配置している。本学の教育課程を修了することで、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する「臨床心理士」資格試験の受験資格が取得できる。

心理臨床学専攻修士課程では、このカリキュラムポリシーに基づき、エビデンスに基づいた心理臨床家の育成を目指すために、臨床的な技法とその理論の教授にとどまらず、研究領域系の講義や演習を充実させ、様々な臨床領域を網羅して、その理論のための選択講義科目を設けている。さらに、修士論文指導によって実証的な研究指導に力を入れている。研究法も基礎の心理学研究法特論と臨床心理学研究法特論の2つを設けて、臨床家となっても効果実証などの研究が続けられるように配慮している。

2) 教授方法の工夫・開発

本学では、学生が順序立てて履修できるような工夫として、科目レベルでの科目ナンバリングの設定及び年次配当を行っており、さらに4年間でバランスよく単位修得を行えるよう「履修モデル」を作成している。年次別履修単位数の上限等については、各学部・学科で表2-2-1の通り定めている。授業運営上、履修者数が5名未満の科目は原則不開講としているが、卒業必修科目や資格必修科目等は学生の履修希望に沿うよう可能な限り開講している。教員は、教育開発支援センターが全学的に実施する「教員研修会」や「自己点検表」による授業改善等に取り組んでいる。

表2-2-1 年間履修登録単位数の上限と卒業（修了）要件（単位数）

| | 学部・学科 年次 | 社会福祉学部 | | 健康福祉学部 | | 保健医療学部 | |
|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|------------------|--------|
| | | 社会福祉学科 | 臨床心理学科 | 健康科学科 | 福祉栄養学科 | リハビリテーション学科 | |
| | | | | | | 理学療法専攻 作業療法専攻 | 言語聴覚専攻 |
| 年間履修登録単位数の上限 | 1年次 | 56 | 56 | 56 | 56 | 44 | 52 |
| | 2年次 | 56 | 56 | 56 | 56 | 44 | 52 |
| | 3年次 | 56 | 56 | 56 | 56 | 44 | 52 |
| | 4年次 | 64 | 64 | 64 | 64 | 44 | 制限なし |
| 卒業の要件(単位数) | | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 |

各学部・学科／研究科・専攻における教授方法の工夫・開発の取り組み状況は以下の通りである。

《大学》

1) 社会福祉学部

a)社会福祉学科

カリキュラムポリシーに沿って、全学生を対象に、1年次から初年次教育及び福祉教育の基礎を提供し、2年次及び3年次では実習指導者との協働・連携を目的に毎年1回「福祉・保育実習セミナー」を開催するなど、実習指導者との協働や連携による活動のもと、学生がより実践力を高められる機会を提供している。また、「レクリエーション論」「福祉カウンセリング」「居住福祉」や「社会起業論」などの科目を各コースの特色に応じて配置し、履修を奨励している。さらに、4年次からは、国家試験対策として学生の習熟度に応じたきめ細やかな指導を行い、社会福祉士資格取得支援を行っている。

b)臨床心理学科

臨床心理学科では、1年次の「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」で大学での学び方を身に付け、それを土台にして討論や口頭発表を2年次の「基礎ゼミナールⅢ・Ⅳ」で体験し、問題の発見や資料の収集など自らの学びを身に付け、さらに3年次から4年次にかけて「研究演習Ⅰ～Ⅳ」では、「基礎ゼミナール」での学びを活かし、卒業研究に向けて自ら学術研究に携わる。教授方法の工夫に関しては、教育支援システム「manaba」を活用しており、ほとんど全ての科目で出席管理や成績管理、履修学生の小テストや練習問題などの事前学習や事後学習の支援も行っている。

2) 健康福祉学部

a)健康科学科

「保健・養護コース」では、養護教諭一種免許状に関係する科目として、免許取得に必要な科目及び単位数に対して十分な科目を提供している。そして教育目標である「指導力、企画力、調整力を身につけた養護教諭」の養成のために、4年間の講義の学びの集大成として「教職実践演習（養護教諭）」では、演習形式で養護教諭としての使命と在り方を踏まえた、実践的教育力の育成を図る授業を実施している。また、学外での「看護臨床実習」と「養護実習」の支援として「養護・看護実習室」を設置し、実習先との連絡・調整や学生の相談対応、養護教諭に関する資料や情報の提供などを行っている。

「産業保健コース」では、働く人々の健康・安全・衛生管理者になるための資格（第一種衛生管理者）の取得に必要な科目を設定している。そして、労働現場を実際に見て労働衛生的課題の発見や解決方法を実践的に考えさせることを重視し「環境衛生実習」では実際の工場環境測定を実施している。健康科学科のFD活動として、授業内容・方法の改善を進めるなど、科目の見直し等のカリキュラム改善を継続して実施している。

b)福祉栄養学科

福祉栄養学科では、保育所、学校、高齢者用施設等との合同研修会・懇談会等を実施するとともに、食生活管理や栄養指導を担う専門家の養成を行っている。また、「福祉栄養実習室」を設置し、学生の臨地実習や栄養教諭免許取得等の支援を行っている。

3) 保健医療学部

a)リハビリテーション学科

リハビリテーション学科では、1年次から2年次にかけて初年次教育から医療人とし

ての素養育成に関わる科目として「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」「臨床実習Ⅰ（臨床見学実習・臨床体験実習）」を配置している。「基礎ゼミナール」は、グループワークを行い自身の意見を述べる、相手の意見を理解する、批判的な視点で事象を捉えるといった能動的な学修を通して医療人に必要な姿勢を学生が身につける。「臨床実習Ⅰ（臨床見学実習・臨床体験実習）」では、臨床の現場を体験することで臨床現場に不可欠な医療人としての振る舞い、責任についての指導を行い、以降の本格的な学外実習への導入を意識した科目としている。

《大学院》

1) 社会福祉学研究科

a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻博士前期課程では、ソーシャルワークの原論と支援技術、科学的な研究や分野別の研究に資する科目などを配置しており、それぞれの科目では、ロールプレーや演習が積極的に取り入れられ、学生が主体的・体験的に学ぶ機会を提供している。さらに、教育の集大成として、修士論文発表会を毎年行っている。教育課程や教授内容については、専攻会議をはじめとして随時、教員が集まって話しあう機会を設けるように努めている。

b) 臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学専攻博士後期課程では、教育の集大成として、博士論文の公聴会を随時行っている。教授方法の改善を進めるための組織体制の整備、運用など随時、教員が集まって話しあう機会を設けている。

c) 心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻修士課程の必修講義科目である「心理臨床学特論Ⅰ」は、現代の心理療法の基本理念（来談者中心）、代表的な精神分析療法と認知行動療法、先端的な療法（ブリーフ）にわたって理論と技法を解説した上で、幼児期、児童期から青年期、さらには社会人にいたる特有症例をもとに実践法を解説するという網羅的で系統だったシラバス構成となっている。また、面接特論では基本から先端技法にわたって教授し、必修の査定演習では発達・知能査定と投影法査定という伝統的な二大技法をカバーしている。

「臨床実習」は1年次春学期において基本的なスキルの習得を重視している。秋学期には院生各自の試行的事例について記録のまとめ方を体験させ、カンファレンスでの発表を体験させている。また、附属の「心理・教育相談センター」において陪席、業務補助、参与観察などを体験させる「学内基礎実習」を行っている。さらに、2年次の学外実習ケースを含めたカンファレンスにも出席させ、次年度の実習に備えさせている。2年次の「臨床実習」は、学内（心理・教育相談センター）での実習と学外の施設での委託実習に大きく分かれている。学内では事例担当者の指導の下に事例を実際に分担する経験をさせ、子どもの遊戯療法などの補助も行わせる。学外実習では、実習先の臨床心理士、学内の実習担当教員（複数）、院生ごとの教員アドバイザー、さらには学外のスーパーバイザーもつけて、実習における院生の判断や実践についての指導を受けさせているが、さらに学内での定例カンファレンス（「臨床心理実習」）によって事例発表と討議を経験させている。

修士論文の指導では、一人のゼミ教員だけではなく、院生が他の教員にも相談に行き、それぞれの教員が専門を生かして指導できる体制となっている。臨床心理実習は、ゼミ担当教員とは別に、実習アドバイザー教員、ケース担当教員（心理・教育相談センター教員ほか）、学外スーパーバイザーから、複眼的に個人指導を受けられる体制が整っており、インテンシブできめの細かい教育が実践されている。また、修了に必要な選択科目単位は3科目6単位となっているが、選択科目を20科目(40単位)開講しており、実際に十分な科目設置がなされている。「日本臨床心理士資格認定協会」より、教育内容や実習内容についてA判定という非常に高い評価が与えられており、今後はその教育方針を維持し一層の充実に努めている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-2-3】 大学学生便覧 (P.27~78) 【資料 F-5】 と同じ

【資料 2-2-4】 大学院学生便覧 (P.11~15/P.87~91) 【資料 F-5】 と同じ

【資料 2-2-5】 大学ホームページ (情報公開：大学／大学院教育課程)

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/>)

【資料 2-2-6】 大学ホームページ (情報公開：履修モデル)

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/>)

【資料2-2-7】 関西福祉科学大学履修等に関する内規

【資料2-2-8】 健康福祉学部履修等に関する細則

【資料2-2-9】 保健医療学部履修等に関する細則

【資料2-2-10】 教員研修会資料 (平成27年度)

【資料2-2-11】 自己点検表集計結果 (平成26年度)

【資料2-2-12】 修士論文発表会要旨集 (平成26年度)

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・多様な学生が今後増えることが予想されるため、学生の実状に応じた教授方法の工夫及び開発については継続して取り組む必要がある。現在、教学組織の再編成に着手しており、既存学部・学科について、卒業必修や資格必修科目の見直し、科目の履修年次の見直し、カリキュラムの見直しを予定している。
- ・平成 28(2016)年度より、学生がバランスよく授業を受講できるように、履修単位数の上限値の見直しを行う予定である。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学では、実験・実習科目と情報科目の授業で教員を補佐するために、大学院生を TA(Teaching Assistant)、学部生を SA(Student Assistant)として配置している。TA/SA の採用は、教員からの推薦または公募で実施している。教員から推薦のあった学生は、主に授業の補助に入っており、授業効果向上に寄与している。

キャリア教育科目では、教員だけでなく学生の就職支援を担当する学生支援センターの職員や教務部職員も授業を担当し、教員と一体となってキャリア教育に取り組んでいる。このことにより、教員とは違った視点から考える機会や知識を学生に身につけてもらう場としている。

授業支援の充実面では、ICT 活用教育を推進するために、平成 25(2013)年度より、クラウド型教育支援システム「manaba」を導入した。「manaba」の導入により、スマートフォンを使用した出席確認、アンケートの集計や小テストの実施をリアルタイムで行うことが可能となった。授業以外でも国家試験対策ツールとして利用するなど、多岐に渡って活用しており、学生への教育効果向上に寄与している。

また、授業運営をスムーズに行うことを目的として、教務部長（教員）及び各学科の教務主任、教務委員と教務部職員で構成される教務委員会を設けている。この教務委員会は、教学上の諸問題や改善事項を協議する重要な場としての会議を毎月開催しており、各学科と教務部をつなぐ役割を持つ委員会として機能している。

中途退学者、休学者及び留年者の抑止に向けた取り組みとして、学生の『学修活動支援フロー』に基づき、教員と職員が連携・協働していく体制をとっている。

毎年、学生向けに「授業アンケート」を実施して学生の意見をくみ上げる仕組みをとっている。また、全学で実施しているオフィスアワー制度は、教員が学生の修学や進路などの相談に応じている。学生は、学務システム「ユニバーサルパスポート」上で教員のオフィスアワー時間を確認することができ、大学生生活全般にわたって気軽に教員に相談できる体制をとっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-3-1】 TA/SA 等採用者一覧（平成 27 年度）

【資料 2-3-2】 シラバス「キャリアデザイン I・II」

【資料 2-3-3】 関西福祉科学大学教務委員会規程

【資料 2-3-4】 修学問題支援フロー

【資料 2-3-5】 授業アンケート集計結果報告書（平成 26 年度）

【資料 2-3-6】 大学学生便覧（P.13） 【資料 F-5】 と同じ

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ TA/SA の活用については、授業効果向上に寄与していることから今後も継続して実施していく。
- ・ キャリア教育については、今後ますます必要性が高まり、内容の充実も求められる。本学では、平成 28(2016)年度よりインターンシップの単位化も検討しているこ

とから、これまで以上に教職協働で取り組んでいく。

- ・教務委員会は教学上の諸問題や改善事項を協議する重要な場として機能しており、今後も各学科と教務部をつなぐ役割を持つ委員会として発展継続していく。
- ・中途退学者、休学者及び留年者の抑止に向けた取り組みについては、継続して教員と職員が連携・協働して対応していく。
- ・学生向けの授業アンケートについては、アンケート項目を吟味しながら継続して実施していく。また、オフィスアワー制度についても継続していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位認定（成績評価）

成績評価を行うに当たっては、筆記試験、口答試験、実技、レポート、論文など多様な方法を用いている。各科目の評価基準については、担当者がシラバスに記載し各学科の教務主任が確認したうえで学生に学務システム「ユニバーサルパスポート」上で公開している。また、実習等試験がない一部の科目では、複数の担当教員が公平に評価を行えるように評価基準を設け、それに基づき成績評価を行っている。成績評価については、表 2-4-1 の区分のとおり定めており、『学生便覧』を通して学生に明示している。学業優秀者に対しては、奨学金を支給する特別奨学生制度を「特別奨学生規程」に基づき整備している。対象者の人選に際しては、前学期の学業成績を基準のひとつとして活用している。

表2-4-1 成績評価基準

| 点数区分 | 評価の表示方法 | 合否 |
|------------|---------|-----|
| 90 ～ 100 点 | 秀 | 合格 |
| 80 ～ 89 点 | 優 | |
| 70 ～ 79 点 | 良 | |
| 60 ～ 69 点 | 可 | |
| 0 ～ 59 点 | 不可 | 不合格 |

2) 進級

保健医療学部では年次ごとに進級判定を行っている。進級に関する要件の適用に関しては、学部長、学科長、専攻長及び教務主任、教員（教授）による一次審査を行い、そ

の結果を教授会において審議・承認している。

3) 卒業・修了認定

各学科における卒業に必要な最低単位数は表2-4-2の通り定めている。

卒業・修了要件については、『学生便覧』に記載することで学生に明示している。卒業要件の適用については学部教授会で、修了要件については研究科委員会でそれぞれ審議している。

表2-4-2 卒業に必要な最低単位数

【大学】

| 学部・学科・専攻 | 基礎分野 | 内 卒業必修 | 専門共通科目 (専門基礎分野 ^{※1}) 及び専門科目 (専門分野 ^{※1}) | 内 卒業必修 | 卒業単位 |
|------------------------|-------|-----------|--|---|--------|
| 社会福祉学部 | | | | | |
| 社会福祉学科 | 24 単位 | 20 単位 | 100 単位 | 24 単位 | 124 単位 |
| 臨床心理学科 | 24 単位 | 20 単位 | 100 単位 | 33 単位 及び 選択必修 8 単位 ^{※2} | 124 単位 |
| 健康福祉学部 | | | | | |
| 健康科学科 | 24 単位 | 20 単位 | 100 単位 | 18 単位 | 124 単位 |
| 福祉栄養学科 | 24 単位 | 20 単位 | 100 単位 | 90 単位 | 124 単位 |
| 保健医療学部 | | | | | |
| リハビリテーション学科 理学療法学専攻 | 24 単位 | 24 単位 | 100 単位 | 91 単位 | 124 単位 |
| リハビリテーション学科 作業療法学専攻 | 24 単位 | 24 単位 | 100 単位 | 94 単位 | 124 単位 |
| リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻 | 24 単位 | 22 単位 | 100 単位 | 89 単位 | 124 単位 |

※1 保健医療学部のみ適用

※2 選択必修科目 20 単位の内 8 単位

【大学院】

| 専攻・課程 | 修了単位数 |
|----------------|-------|
| 臨床福祉学専攻 博士前期課程 | 30 単位 |
| 博士後期課程 | 20 単位 |
| 心理臨床学専攻 修士課程 | 30 単位 |

※上記に加えて、修士課程・博士前期課程の修了には修士論文、博士後期課程の修了には博士論文を提出し、審査に合格しなければならない。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-4-1】 関西福祉科学大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 2-4-2】 関西福祉科学大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 2-4-3】 関西福祉科学大学履修等に関する内規 【資料 2-2-7】 と同じ

【資料 2-4-4】 健康福祉学部履修等に関する細則 【資料 2-2-8】 と同じ

【資料 2-4-5】 保健医療学部履修等に関する細則 【資料 2-2-9】 と同じ

【資料 2-4-6】 関西福祉科学大学特別奨学生規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・成績評価をより適正、厳正に行うために、ルーブリックや GPA については教務委員会を中心に積極的に取り組んでいる。

2-5 キャリアガイダンス

≪2-5 の視点≫

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学は、全学を挙げて、学生の社会的自立を可能とする進路選択の支援を行っているが、専門性の強い学科で構成されているため、国家資格の取得や教員採用試験の可否が学生の進路に大きく影響する。そのため、国家資格それぞれに対応した国家試験対策委員会や教員採用試験合格を目指す学生指導のための教員採用試験対策委員会が存在し、そのメンバーとして関連する学科教員、教務部及び学生支援センターの担当職員が配置されている。また、専門性の高い分野への就職者が多いため、学生支援センターと各学科の委員とで構成された「学生支援委員会就職部会」を組織するとともに、学科と学生支援センターが緊密に連携するよう学生支援センター職員を各学科に担当配置している。全学科共通の就職に関する課題については、就職部会において対応を協議する体制を整えている。

平成 26(2014)年度は、就職率では 98.5%の実績を挙げ、各種資格試験に関しては、表 2-5-1 のような実績を挙げている。

表 2-5-1 国家試験等合格者数

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 社会福祉士 | 80 名 | 76 名 | 25 名 | 48 名 | 36 名 |
| 精神保健福祉士 | 12 名 | 18 名 | 11 名 | 15 名 | 6 名 |
| 管理栄養士 | 48 名 | 67 名 | 43 名 | 50 名 | 36 名 |
| 理学療法士 | — | — | — | — | 55 名 |
| 作業療法士 | — | — | — | — | 24 名 |
| 教員採用試験※ | 7 名 | 11 名 | 5 名 | 5 名 | 13 名 |

※教員採用は延べ人数

上述の各種資格試験支援及び就職支援として、下記の各種取組みを行っている。

1) 資格取得支援

本学で取得可能な資格について、下記のような受験対策支援を行っている。

- ・社会福祉士・・・受験対策講座、ガイダンス、クラス別指導、模擬試験
- ・精神保健福祉士・・・受験対策講座、ガイダンス、クラス別指導、模擬試験
- ・管理栄養士・・・受験対策講座、ガイダンス、模擬試験
- ・理学療法士・・・受験対策講座、模擬試験、成績不良者タイムカード式学習指導
- ・作業療法士・・・受験対策講座、国家試験対策合宿、定期過去問テスト、模擬試験

2) 教員・公務員試験対策講座

教員採用試験や公務員専門採用試験対策講座を実施している。

- ・教員採用試験（養護教諭） 対策講座、面接対策講座、模擬試験
- ・福祉行政職試験 対策講座、グループ学習、面接演習
- ・心理行政職試験 対策セミナー

3) キャリア教育

各学科の共通必修科目として「キャリアデザイン」（平成 27 年度入学生以前は「キャリアデザイン I・II」）を開講しており、オムニバス形式でキャリアに関する各種テーマについて講義を行っている。また、社会福祉学科・健康科学科・福祉栄養学科では、「キャリア開発」「キャリア開発特論」が開講され、現場で働く人々を招聘してロールモデルを示したり（健康科学科）、様々な職域の管理栄養士の仕事の特性や適性について指導したりする（福祉栄養学科）等、各学科の特性にあった内容のキャリア教育を実施している。臨床心理学科では、「心理の現場と症例理解」で心理現場の実際について学ぶ機会を設け、リハビリテーション学科では、基礎ゼミナールを活用し、社会性や医療従事者の心構え等について指導している。

4) 実習・インターンシップ

本学では、資格（受験資格）取得の要件として実習がカリキュラムに組み込まれおり、学習内容実践と理解深化の機会であると同時に、実際の現場を体験しての進路自問の機会ともなっている。また、インターンシップとして、臨床心理学科と健康科学科においては、一般的就労体験としての大学コンソーシアムプログラムへの参加指導を行っている。さらに、健康科学科では、企業の安全衛生部門における第一種衛生管理者業務の体

験、本学附属の EAP 研究所での労働者職場復帰プログラムへの参加など、専門性に沿った就業体験の機会を設けている。

5) 就職活動支援

学生の就職活動支援については学生支援センターが中心となって以下のような取組みを実施している。

a) 就活サポートプログラム

学生が早期に自分の特性を見出し、適切な就職活動が行えるよう、就職活動の各段階におけるプログラムを無料で提供している。

<全体像の把握> 就職基礎講座、就職活動の模擬体験イベント「モギ就」

<就職先の選択> 自己理解講座、企業研究講座

<エントリー> 合同企業説明会準備講座、質問力養成講座、就職情報会社説明会（マイナビ・リクナビ等）

<応募書類提出> 履歴書・エントリーシート の書き方講座、自己 PR 講座

<筆記試験対策> SPI 講座、SPI 模試

<面接試験対策> 就職マナー講座、面接対策講座（集団面接編、グループディスカッション編、個人面接編）、質問力養成講座

<各種説明会> 各学科の専門性に沿った就職ガイダンス

公務員募集説明会（警察、法務教官、自衛官、教諭）

b) 学生就職相談体制

学生支援センター職員及び熟達した就職カウンセラー3名を配置することで、学生からの各種就職相談に対応している。年間約2,000件の相談に対応、学生の就職決定までサポートしている。また、学生支援センター職員と連携のもと、ゼミの担当教員も学生からの就職相談に対応している。

c) 求人情報の提供について

本学に到着する求人情報は、一覧を作成、学生の閲覧に供している。また、求人情報閲覧システム「Unicareer」を整備しており、情報を入力し、求人票をPDFファイルにとり、学生がパソコン・携帯からも閲覧できるように利便を図っている。

d) その他

一般行政職を視野に入れた公務員試験の対策講座や、福祉住環境コーディネータ2・3級の対策講座等を実施する等、各種講座を安価で提供している。

6) 進学支援

大学院・他大学編入学等の進学関連資料等は学生支援センターにおいて分類・ファイリングし、一覧を作成、学生の閲覧に供している。学生指導については、主にゼミ担当教員が行っている。特に、大学院進学志望者が比較的多い臨床心理学科では、「心理の現場と症例理解」で心理現場の実際について学ぶ機会を設け、「外国語で親しむ臨床心理学」「心理学外書購読」等の授業を開講し、支援を行っている。

7) 大学院生の支援

心理臨床学専攻修士課程では、臨床心理士資格取得の支援、修了後の技術向上を目指し、「臨床心理実習」において、毎週3時間、大学院生自らがケースプレゼンテーショ

ンを行い、活発な議論と教員（学外の臨床心理士とのコラボレーションも含め）による各専門分野からのスーパーバイズを行う機会を持ち、高い専門知識と技術の習得がなされている。また、幼稚園において、希望者を対象に「発達チェック（新版 K 方式発達検査 2001）」を行うなど、課外授業としての「地域支援活動」も行っており、心理検査の実施法やその解釈方法、結果のフィードバックを実習で行い、より実践的な力がつけられるよう支援している。臨床福祉学専攻では、実習を履修する学生については、担当教員が学生と面談し、希望する実習先について考えを聴取し、必要な指導を行った上で配属している。実習先との連携、事後指導についても行っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-5-1】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程

【資料 2-5-2】 資格・免許取得状況（平成 26 年度）

【資料 2-5-3】 資格取得支援に係る取組み状況

【資料 2-5-4】 シラバス「キャリアデザイン I・II」 【資料 2-3-2】 と同じ

【資料 2-5-5】 インターンシップ実習報告会資料（平成 26 年度）

【資料 2-5-6】 就職状況報告（平成 26 年度）

【資料 2-5-7】 学生配付資料「就活サポートプログラム」（平成 26 年度）

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・就職については、過去数年は良好な成果を得ているが、これに満足することなく、多様化する学生に対応した様々な方向からの改善を図る。
- ・キャリア教育については、保健医療学部においても平成 28(2016)年度以降に「キャリアデザイン」を 2 年次での必修科目とする。
- ・各学科においては、より専門性を重視し、卒後に役立つ教育の充実を学科特性に合わせて行っていく。
- ・社会福祉学科においては、社会福祉士・精神保健福祉士のリカレント教育を充実させ、専門職（現場）と本学との間で研究会を実施する。ロールモデルとなる卒業生と本学との結びつきを強化するため、専門職（現場）と在学生在が交流できる場を設定していく。
- ・臨床心理学科では、ゼミによる少人数での指導、キャリア関連科目を今後も続け、全学生のキャリア指導を充実させるとともに、公務員や大学院の受験対策セミナーにより、学生の支援も行っていく。
- ・健康科学科では、インターンシップの平成 28(2016)年度からの単位化に向けて、産業保健コース内でワーキンググループを編成し、受け入れ先開拓や運用・指導内容などを検討する。
- ・福祉栄養学科では、就職活動時期の変更（短期化）にあわせて臨地実習の実施時期を一部段階的に早め、職業意識を早期から醸成できるようにする。それに伴い、臨地実習での学びをスムーズかつ効果的なものにするため、臨地実習事前事後教育の充実を図る。
- ・リハビリテーション学科は、平成 26(2014)年度に初めての卒業生を輩出したが、国家試験及び就職状況については良好な結果を得ており、今後もこの状況を維持、向

上させたい。

- ・大学院においても、実践的教育の質の向上を図る。臨床福祉学専攻では、実習の事前事後にわたる統一的なマニュアルの整備を検討してゆく。心理臨床学専攻では、臨床心理実習において、さらに外部実習先との連携を深め、事例発表を増やしていく。
- ・学生支援センターは、就職支援プログラムを多様な学生に合ったものに改良を重ねる。また、相談業務に関しても担当者一人一人のスキルの向上を図っていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 資格・免許取得状況

各学科の目指す資格・免許は、それぞれが教育目的・目標と密接に関連しており、教育目的・目標の達成状況の評価として、その合格者数や合格率を一つの指標としている。合格率向上のために、前年度の国家試験結果や年間を通して行われる模擬試験の結果等をもとに、各国家試験対策委員会が中心となり、合格に向けた対策講座やその他の対策を実施している。このように、国家資格取得状況については、各国家試験対策委員会が模擬試験結果などにより適切に点検・評価が行われ、それに基づきその後の施策に改善がなされている。

2) 就職状況

各学科の教育目的・目標の達成状況の評価として就職状況があげられる。3 年次・4 年次の年度初めのオリエンテーション時に、就職先の希望についてアンケート調査を行う。その結果をもとに就職指導の方針や支援方法を、各学科の学科長、就職担当教員と学生支援センター内の各学科担当職員とで連携を取り推進している。就職状況の把握は、主に各学生から提出される「就職（進路）報告書」、ゼミ担当教員からの報告、個別面談及び電話により内定状況を確認し、定期的に教授会に報告している。このように、就職状況については、各学科教員と学生支援センターの学科担当職員が連携をとり、希望の就職先や内定状況を把握することに努め、状況により適宜就職ガイダンスなどの支援や学生個別の支援に反映させている。

3) 学修状況

教育開発支援センターでは、1 年次の全学生を対象に、高校での学習状況を把握するために、入学後間もない時期に「学生調査（1 年次）」を実施している。さらに、3 年次の全学生を対象に、大学に入学してから現在までに獲得した能力や大学での学修の取り

組み方とその内容などを把握するために、「学生調査（3年次）」を実施している。平成25(2013)年度より、全学生を対象に学生の実質的な学修時間や学修習慣・態度の実態を把握するために、「学修習慣実態調査」を無記名式で実施している。これらのアンケートを通して、学生の実質的な学修時間や学修習慣・態度について、状況把握を適切に行っている。

以上の通り、国家資格取得状況、就職状況の把握や各種アンケート等の取組みを行っていることから、教育目的の達成状況の点検・評価方法を工夫・開発していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-1】 資格・免許取得状況（平成 26 年度） 【資料 2-5-2】 と同じ

【資料 2-6-2】 就職状況報告（平成 26 年度） 【資料 2-5-6】 と同じ

【資料 2-6-3】 オリエンテーションアンケート集計結果（平成 26 年度）

【資料 2-6-4】 学生調査（1 年次）集計結果報告書（平成 26 年度）

【資料 2-6-5】 学生調査（3 年次）集計結果報告書（平成 26 年度）

【資料 2-6-6】 学修習慣実態調査報告書（平成 26 年度）

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

教育開発支援センターでは、年 1 回、学生による「授業アンケート」を実施している。「授業アンケート」の集計結果は、授業改善のための参考資料として担当教員にフィードバックされている。さらに、授業改善を促す方策として、全専任教員に対して、担当科目のうち 1 科目について、「授業アンケート」の集計結果等に基づく「自己点検表」の作成と提出を義務づけており、平成 26(2014)年度に実施した際の提出率は 98.1%であった。この「授業アンケート」では、学生にとって授業への取り組みを振り返る機会となるような設問項目を設けている。この「授業アンケート」結果が良好であった教員に対しては、「関西福祉科学大学 教育活動顕彰制度規程」に基づき、優れた教育活動を行ったとして表彰を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-7】 授業アンケート集計結果報告書（平成 26 年度）【資料 2-3-5】 と同じ

【資料 2-6-8】 自己点検表集計結果（平成 26 年度） 【資料 2-2-11】 と同じ

【資料 2-6-9】 関西福祉科学大学教育活動顕彰制度規程

(3) 2-6 改善・向上方策（将来計画）

- ・資格取得状況、就職状況については、学内における点検・評価はなされているが、学外からの点検・評価がなされていない。将来的には、学生の就職先に対して企業アンケート等を行い、外部からの点検・評価を測る必要がある。
- ・各種アンケートについては、調査結果に基づいた教育内容及び教育方法を具体的に提案・整備していく必要がある。さらに、これらの調査自体についても、評価ツールとしての信頼性・妥当性を教育開発支援センター運営委員会等で検討し改善していく必要がある。
- ・授業アンケートの質問項目については、現状を鑑み一部見直し・修正を行っている

く。また、アンケートの集計結果及び授業アンケート報告書の公開方法についても教育開発支援センター運営委員会等で検討する必要がある。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活支援

学生厚生補導・サービスに係る事項については、学生支援センター長を委員長とした「学生支援委員会」（委員会内下部組織として「大学学生会」「大学就職部会」）を組織し、定期的に委員会を開催して協議、提案している。また、課外活動支援として「大学学友会」「クラブ・サークル委員会」「大学祭実行委員会」といった学生組織の日常活動に関する指導・支援、また予算管理・指導などを行い、各クラブやサークルの活動費補助を実施している（活動費補助は教育後援会より助成）。学生福利厚生サービスとしては、主に遠隔地から入学する学生のための学生寮（女子寮）の管理・運営、学生の事故被害による負担軽減を目的とした「学生教育研究災害傷害保険」の加入などを行っている。その他、最寄駅からのスクールバス（本学園運営・管理の下、近鉄バス株式会社に委託）の運行を行っている。

2) 経済支援

学生支援センターに奨学金担当職員を2名配置し、日本学生支援機構奨学金や各地方自治体、民間団体取扱いの各種奨学金の個別相談、情報収集と提供、申請受付、申請書類の精査など関係手続について随時対応している。また、保護者組織である「関西福祉科学大学教育後援会」において、止むを得ない事情により家計が急変した家庭の学生に対し奨学金を支給する「教育後援会奨学金制度」を、学園において同じく経済的理由により就学の継続が困難と判断される者に学資を貸与する「修学資金貸与制度」をそれぞれ設けている。その他、学期毎の成績優秀者を支援する「関西福祉科学大学特別奨学生制度」、入学時成績優秀者を支援する「関西福祉科学大学入学試験奨学金制度」、遠隔地からの学習意欲の高い優秀な受験生支援を行う「関西福祉科学大学遠隔地学生奨学金制度」、本学園の卒業生・在学生の血縁者を対象とした「玉手山学園ファミリー入学時奨学金制度」を設けている。

3) 健康管理

安全衛生に配慮し、健康的で安定した学生生活を送れるように保健室（室長1名、協力教員7名、看護師1名）を常設し、年一度の健康診断、怪我や体調不良の応急処置、日々の健康相談・指導などを行っている。同じく、学生相談室（室長・副室長各1名、

担当教員 1 名、非常勤カウンセラー 5 名) では、学生の心的相談 (原則事前予約制) を行うほか、主に昼休みの居場所の提供を目的とした「ゆうゆうランチアワー」(週 2 日) などを実施している。また、学生支援センターとは定期的なカンファレンスを通じて情報共有を図っている。加えて、学部・学科との情報共有を図るため「健康情報委員会」を設置し、諸問題を抱える学生について担当教員との迅速な情報共有、問題解決を図れる体制を敷いている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-7-1】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程

【資料 2-5-1】 と同じ

【資料 2-7-2】 関西福祉科学大学 学生寮規程

【資料 2-7-3】 関西福祉科学大学教育後援会奨学金支給規則

【資料 2-7-4】 関西福祉科学大学修学資金貸与規程

【資料 2-7-5】 関西福祉科学大学特別奨学生規程 【資料 2-4-6】 と同じ

【資料 2-7-6】 関西福祉科学大学入学試験奨学金給付規程

【資料 2-7-7】 関西福祉科学大学遠隔地学生奨学金給付規程

【資料 2-7-8】 玉手山学園ファミリー入学時奨学金規程

【資料 2-7-9】 学生相談室活動報告 (平成 26 年度)

【資料 2-7-10】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学健康情報委員会規程

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

「大学学友会」「クラブ・サークル委員会」「大学祭実行委員会」との定期的な会議を開催し、学生の要望や提案について随時意見交換を行っている。また、全学生を対象として年に 1 度「学生満足度調査」を実施し、その結果について「学生支援委員会」において経年比較・分析、学内公表を実施し、不満度の高い項目については速やかに、対策の立案を行っている。加えて、一般学生の建設的・創造的な意見を随時広範に汲み上げることを目的として、クラウド型教育支援システム「manaba」の掲示板機能や学務システム「ユニバーサルパスポート」の QA 機能を活用し、そこから得られる各種意見について学内に反映させるシステムの運用を検討している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-7-11】 学生満足度調査集計結果 (平成 26 年度)

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・学生生活安定のために行われる学生支援、経済支援、健康管理について、その業務を担う組織は適切に機能している。さらに、「健康情報委員会」を基軸として教職員間の情報共有、問題解決機能を向上させ、学生支援体制の一層の改善・充実を図る。
- ・クラウド型教育支援システム「manaba」及び学務システム「ユニバーサルパスポート」を活用し、これまで以上に広く学生の意見を汲み上げ、要望の把握、満足度の向上に寄与できるよう継続して改善を実施する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

大学設置基準第 13 条に係る別表第一のイ及び別表第二に規定される必要教員数及び本学の在籍教員数は表 2-8-1 に示す通りであり、各学科及び本学全体のいずれにおいても基準数を充足している。

表 2-8-1 大学設置基準上必要教員数及び在籍教員数の対比

| 学科名 | 学部の種類 | 収容定員 | 別表第一に係る必要専任教員数 | 本学在籍教員数 | | | | | | 助手 |
|----------------|--------------------------|-------|----------------|---------|------------|-----|------------|----|--------------|----|
| | | | | 内教授数 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 合計 | |
| 社会福祉学科 | 社会学・社会福祉学関係 | 800 | 14 | 7 | 15 | 7 | 6 | 3 | 31 | 0 |
| 臨床心理学科 | 文学関係 | 320 | 10 | 5 | 11 | 4 | 1 | 0 | 16 | 0 |
| 健康科学科 | 保健衛生学関係 (看護学関係除く) | 340 | 14 | 7 | 9 | 5 | 3 | 0 | 17 | 0 |
| 福祉栄養学科 | 家政関係 | 330 | 10 | 5 | 8 | 6 | 2 | 0 | 16 | 7 |
| リハビリテーション学科 | 保健衛生学関係 (リハビリテーション関係) | 640 | 16 | 8 | 11 (12) | 14 | 7 (8) | 4 | 36 (38) | 0 |
| 別表第二に係る必要専任教員数 | | 2,430 | 25 | 13 | | | | | | |
| 合計 | | 2,430 | 89 | 45 | 54 (55) | 36 | 19 (20) | 7 | 116 (118) | 7 |

※リハビリテーション学科の在籍教員数については、言語聴覚学専攻の平成 27 (2015) 年度開設に伴い、大学設置基準第 60 条に基づく段階的着任あり。完成年度 (平成 30 (2018) 年度) の在籍教員数は () で示す。

文科省告示第 175 号「大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」に規定される教員の数及び本学の在籍教員数は、表 2-8-2 に示す通りであり、すべての専攻において基準数を充足している。なお、大学院の担当専任教員は全員が学部と兼務している。

表 2-8-2 大学院設置基準上必要教員数及び在籍教員数の対比

| 専攻名 | 課程名 | 専門分野 | 別表第一に係る必要教員数 | | 本学在籍教員数 | | |
|---------|--------|-----------------|------------------------------|---------------|-------------|-------------------|----|
| | | | 研究指導教員数 と研究指導補助 教員数の合計 | 内 研究指 導教員数 | 研究指導 教員数 | 研究指導 補助教員 数 | 合計 |
| 臨床福祉学専攻 | 博士前期課程 | 社会学・ 社会福祉学関係 | 5 | 3 | 6 | 0 | 6 |
| | 博士後期課程 | 社会学・ 社会福祉学関係 | 5 | 3 | 3 | 2 | 5 |
| 心理臨床学専攻 | 修士課程 | 社会学・ 社会福祉学関係 | 5 | 3 | 7 | 2 | 9 |

大学全体の年齢構成は、表 2-8-3 に示す通り、40～49 歳層の割合が最も高く、次いで 50～59 歳層、30～39 歳層の順で分布している。学科ごとに見ると、分布配列は学科により多少の差異はあるものの、概ねいずれの学科においても 40～49 歳、50～59 歳、30～39 歳の層を中心に構成されている。臨床心理学科と福祉栄養学科のみ、30～39 歳層が薄い反面、60 歳以上の層が比較的厚くなっているが、60 歳以上の層の学科教員数に占める割合は 20～30%程度に留まっている。

表 2-8-3 学部専任教員 年齢構成表

| 学科名 | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 社会福祉学科 | 0 | 5 | 9 | 10 | 6 | 1 | 0 | 31 |
| 臨床心理学科 | 0 | 1 | 4 | 7 | 3 | 1 | 0 | 16 |
| 健康科学科 | 0 | 3 | 2 | 7 | 3 | 1 | 1 | 17 |
| 福祉栄養学科 | 0 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 16 |
| リハビリテーション学科 | 0 | 9 | 15 | 9 | 1 | 2 | 0 | 36 |
| 合計 | 0 | 18 | 38 | 37 | 13 | 9 | 1 | 116 |

各学部・学科／研究科・専攻ごとの教員組織の整備状況は次の通りである。

《大学》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

社会福祉学科は教員 31 名を配置しており、その内訳は教授 15 名、准教授 7 名、講師 6 名、助教 3 名となっている。社会福祉学科では社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の養成に力を注いでいる。そのため、社会福祉士(10 名)、精神保健福祉士 (3 名)、保育士 (1 名) の資格を持った教員が各資格の専門科目を担当している。専門職養成に不可欠な演習、実習教育に対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士相談援助演習、実習担当教員を多数配置し、きめ細やかな指導を行っている。特に、教員のうち 3 名は社会福祉士養成・精神保健福祉士養成の「相談援助実習指導」「相談援助演習」担当に特化した教員を配置している。また、その他多様な実習先に対応可能なように、各分野の専門の教員を配置している。

b)臨床心理学科

臨床心理学科は教員 16 名を配置しており、その内訳は教授 11 名、准教授 4 名、講師 1 名となっている。専門科目を主に担当する教員構成としては、医療心理分野に教員を 4 名（うち精神科医 1 名）、教育分野に教員を 4 名、福祉分野では 3 名の教員を配置している。また、福祉・行政・産業分野には関連カリキュラムや個別指導にそれぞれの支援対象や臨床技法に強い教員を配置している。

本学科では、心理臨床経験が比較的豊富な教員と基礎研究の専門性が比較的豊富な教員がそれぞれ同数在籍しており、カウンセリング・マインドに基づく臨床実践技法及び基礎理論や心理学研究に長けた指導教員がバランスよく配置されている。また、本学科は「心理臨床コース」と「心理・子ども学コース」に分かれており、心理臨床コースには主に一般心理臨床に造詣の深い教員を配置し、心理・子ども学コースには発達支援や子育て支援領域に強い教員を配置している。本学科は、保育士養成課程を設けており、養成指導教員にはピアノ等音楽指導教員も配置している。

2) 健康福祉学部

a)健康科学科

健康科学科は、教員 17 名を配置しており、その内訳は教授 9 名、准教授 5 名、講師 3 名となっている。健康科学科では、第一種衛生管理者免許及び養護教諭一種免許状を取得可能としている。そのため、「労働安全衛生規則」に基づき、学科カリキュラムを構成し、その科目を担当するのに適任の教員を配置している。また、職場の健康・環境マネジメントを第一種衛生管理者として協力して行っていく医師免許（産業医）を持つ教員（2 名）を専任教員として配置している。

また、養護教諭一種免許状の取得を目的に、「教育職員免許法施行規則」に定められる内容に即した学科カリキュラムを構成し、「学校保健学」「教育学」「心理学」「看護学」「医学」「衛生学」「法学」を専門とする教員を配置している。また、養護教諭一種免許状と同時に中学校教諭一種免許状（保健）あるいは高等学校教諭一種免許状（保健）の取得を目指す学生のため、教育職員免許のための教育課程を編成している。この場合においても、適切な教員確保と配置に努めている。

b)福祉栄養学科

福祉栄養学科は、教員 16 名を配置しており、その内訳は教授 8 名、准教授 6 名、講師 2 名となっている。福祉栄養学科は、厚生労働省の指定に従い 100 単位に及ぶ専門共通科目と専門科目を配置している。専任教員 16 名のうち、管理栄養士の資格を有する教員は 10 名で医師免許を有する教員は 1 名である。

福祉栄養学科は、専門科目の大部分を専任教員が担っており、適切な指導体制が確保されている。また、「栄養士法施行規則」に定められた通り、医師免許または管理栄養士免許を保有した専任教員が担わなければならない専門科目が充実している。

今後も、管理栄養士養成の教育効果を高めるため、厚生労働省の指導する 40 名クラス編成のもと、専任教員の努力により円滑に教育を行っていく。さらに年齢バランスに留意しながらより適切な教員の確保と配置に努める。

3) 保健医療学部

a)リハビリテーション学科

理学療法学専攻は、教員 14 名を配置しており、その内訳は教授 6 名、准教授 5 名、講師 1 名、助教 2 名となっている。理学療法学専攻では、平成 26(2014)年度には完成年度を迎え、理学療法学専攻学生 320 名の臨床実習、国家試験対策、就職支援等業務活動に対応している。特に、実習に関しては、理学療法士の免許を持っている教員が中心となり行っており、現在、理学療法士免許を有する教員 12 名で担当している。

作業療法学専攻では教員 16 名を配置しており、その内訳は教授 5 名、准教授 6 名、講師 5 名となっている。作業療法士免許をもつ教員が 14 名と医師免許を持つ教員が 1 名いるため、専門教育に関しては手厚い指導が展開できる教員配置となっている。理学療法学専攻及び作業療法学専攻共に、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に基づいて教員組織を編成しており、各教員の専門領域にも配慮して適切に編成している。

言語聴覚学専攻では教員 6 名を配置しており、その内訳は准教授 3 名、講師 1 名、助教 2 名となっている。言語聴覚学専攻は平成 27 年度に開設されたため、大学設置基準第 60 条に基づき段階的に教員を整備予定である。完成年度となる平成 30(2018)年度には 8 名の教員が配置される予定であり、その内訳は教授 1 名、准教授 3 名、講師 2 名、助教 2 名となっている。言語聴覚学専攻の教員組織は「言語聴覚士学校養成所指定規則」に基づいており、各教員の専門領域にも配慮して適切に編成されている。

《大学院》

1) 社会福祉学研究科

a)臨床福祉学専攻博士前期課程

臨床福祉学専攻博士前期課程では、教員 16 名を配置しており、その内訳は教授 14 名（心理臨床学専攻と兼務 3 名含む）、准教授 2 名となっている。指導区分では、研究指導教員が 6 名（教授 6 名）、科目担当教員が 10 名（教授 8 名・准教授 2 名）となっている。臨床福祉学専攻博士前期課程においては、臨床福祉やソーシャルワークの人間観や支援のあり方を学ぶ必修科目を設定し、修士論文の提出を求めている。研究方法は研究方法系、社会福祉系、保健福祉系、心理療法系の各領域における臨床福祉の高度な実践理論を選択科目として設定している。これらを教授するために、専門分野等配慮した適切な教員配置を行っている。

また、学校心理士資格と大学院入学以前に教員免許「福祉」を取得している院生に対して「専修免許（福祉）」資格を取得できる科目を開講しているため、「教育職員免許法施行規則」に定められた教員を配置している。

b)臨床福祉学専攻博士後期課程

臨床福祉学専攻博士後期課程では、教員 5 名（教授 5 名）を配置しており、指導区分では、研究指導教員が 3 名（教授 3 名）、研究指導補助教員が 2 名（教授 2 名）となっている。

臨床福祉学専攻博士後期課程においては、研究者や指導者として必要となる臨床福祉の高度な理論と知識、研究能力を育成するために、「臨床福祉学研究演習」を必修科目に設定し、博士論文の提出を求める。臨床福祉の様々な分野の高度な理論や技術について調査研究する選択科目を設定している。これらを教授するために、教員配置も

それぞれの多様な専門分野に応じた十分なものとなっている。

c)心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻修士課程を構成する教員は、総数 16 名（教授 12 名、准教授 2 名、講師 2 名）である。心理臨床学専攻は、高度な研究及び教育を展開する目的から、臨床心理学科に所属する教員のみならず、学部教育においては社会福祉学科や健康科学科に属する教員であっても臨床心理学の研究、教育活動を第一とする教員を構成員として、より多岐にわたる教育活動を目指している。

指導区分で見ると、研究指導教員が 7 名（教授 7 名）、研究指導補助教員が 2 名（教授 1 名、准教授 1 名）、さらには科目担当教員が 7 名（教授 4 名、准教授 1 名、講師 2 名）となっている。各教員の研究分野を分野別に要約すると、臨床心理学を主たる研究分野とする者が 10 名、発達心理学が 3 名、学校教育心理学が 2 名、基礎心理学 1 名となっている。さらには、医師資格を有する教員が 1 名おり、精神医学及び緩和ケアの分野を主たる専門分野としており、臨床心理学と密接な関係性になる精神医学の見地からの指導が学生になされている。なお、本学大学院は日本心理臨床学会の認定資格である臨床心理士養成校としての認定（第 1 種）を受けており、臨床心理士資格を有する教員が 8 名在籍している。

心理臨床学専攻においては、大学構内に心理・教育相談センターを設置し、主として大学近隣の住民の方々を対象として、一般者向けのカウンセリングを行っている。当センターにおいては、広く一般の方を対象とした相談業務を実施すると同時に、心理臨床学専攻に在籍する学生のカウンセリングの実習の場ともなっている。実習への直接的な指導は上述した教員で行っているが、同時に実習の補助的指導を適宜行う目的から、当該センター向け教員（講師）をさらに 2 名配置している。この教員 2 名は臨床心理学を主たる研究分野とし、臨床心理士資格を有している。大学設置基準で定められた教員数を大きく上回る豊富な教員数で広範囲な研究分野を満たしており、心理学のみならず精神医学の面からの研究・教育が可能となっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-8-1】大学／大学院 教員比率（平成 27 年度）

【資料 2-8-2】大学ホームページ（情報公開：教員数）

[\(http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/\)](http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/)

<エビデンス集・データ編>

【データ F-6】全学の教員組織（学部等）

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任等

本学は福祉科学という総合的な学問領域を標榜していることから、各学部・学科／研究科・専攻には様々な専門領域と経験を持つ教員が必要となる。そこで、採用・昇任（以下「任用等」という）に当たっては、教育研究の評価に偏ることなく、教育研究、大学運営、地域・社会貢献等を総合的に評価している。

教員の採用については、公募を原則としている。公募は、独立行政法人科学技術振興

機構が運営する「研究者人材データベース(JREC-IN)」及び本学ホームページを介して、広く全国を対象に行っている。教員募集の方法を、学内推薦中心から公募に移行したことから、募集人物像に沿った教員が確保できている。

任用等の手続きと基準は、「大学教授会規程」「大学教員任用・昇任規程」及び大学設置基準に準拠した「大学教員任用・昇任選考基準」に規定されており、これに基づいて任用等を実施している。

詳述すると、任用等は「大学教授会規程」第 11 条第 2 項に基づき、教授で構成される人事教授会で審議する。その際、「大学教員任用・昇任規程」に則り選考を開始し、教授 3 名で構成する審査委員会を設置する。各候補者から提出された『教員個人調書』『教育研究業績書』『最終学歴及び学位を証する書類』等を基に、教育研究上の業績、社会的業績、人柄等について、審査委員会において「大学教員任用・昇任選考基準」に照らし合わせて審査し、その報告に基づき人事教授会にて、教員の資質や能力等の適性並びに職位の妥当性を厳正に審査している。

なお、大学院における任用等に係る規程等は、「研究科委員会規程」を除き制定しておらず、学部の「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」を準用している。さらに、選考を客観的・厳密・公平に行うため、補助資料として「関西福祉科学大学 昇任及び大学院担当資格基準」を設け、「大学教員任用・昇任選考基準」を運用する際に活用している。

2) 教員評価制度

個々の教員活動を「大学の使命・教育理念」に照らして評価し、それを通して教員が自らの活動を認識し、改善すべき方向を見定め、自己の能力向上・教育力の向上に繋げることを目的に平成 19(2007)年度から教員評価制度を導入している。

教員評価制度は、分野別の活動実績評価と配点の自己設定で構成されている。分野別の活動実績評価は、多岐にわたる教員活動を総合的に評価するため「教育」「研究」「大学運営」「地域・社会貢献」の 4 分野別で行っている。配点の自己設定は、教員の活動内容の多様性を尊重するため、各分野評価の全体に対するウエイト付けを、各教員が分野ごとに自己設定できるようにしている。

評価の際には、被評価者による自己評価、学科長による一次評価、そして学長・副学長・学部長で構成する評価委員会の最終評価を経て理事長承認後確定する。確定した評価結果とそれに対する総合所見は、教員全員にフィードバックすることとしている。また、評価結果に異議がある場合は、学長に異議申立を行い、評価委員会で再審査を受けることを可能としている。評価結果は、教員個人の自己改善の資料として活用するとともに、昇給・賞与への反映及び昇進の参考資料としている。

教員評価制度も本格運用から 7 年が経過し、評価結果を自己改善に活用する教員や昇給・賞与への反映が教員のモチベーションアップに繋がるなど、導入の目的が徐々にではあるが実現できている。しかし、自己評価・一次評価の一部において過大評価など評価格差が見られるため、改善が必要である。

3) FD 活動

本学の FD 活動は、「全学 FD 活動」「学科 FD 活動」「個人 FD 活動」の 3 つのレベルで展開している。

全学 FD 活動では、FD 委員会を置き、全学的な FD 関連事項を決定している。具体的には、「教員研修会」を年に 2 回、「新任教員研修会」を年に 1 回開催している。各年度の「第 1 回教員研修会」は、その年の教育活動方針等を全教員で共有することを目的とし、例年 4 月初旬に実施している。「第 2 回教員研修会」では、教育の流れや動向を把握する上で重要なテーマに応じた講演会を開催している。これらの活動を通じて、その年の教育活動方針が全教員間で共有されており、同時に教育の流れと動向についても理解を深めることができている。

学科 FD 活動では、各学科の FD 委員を中心に、学科ごとに年間の FD 計画を策定し活動に取り組んでいる。活動内容については、年度末に報告書を作成している。各学科の FD 活動内容は、FD 委員会の場において報告がなされ、学科間で共有されている。また、大学院についても同様に、年間の FD 計画を策定して活動に取り組み、年度末に報告書を作成している。このように、学科 FD 活動は毎年計画通りに取り組まれており、その活動内容は FD 委員会を通じて学科間等で共有がなされている。

個人 FD 活動では、授業アンケートの集計結果のフィードバックと、それにもとづく自己点検表の作成を通じて授業改善に取り組んでいる。また、教員に対して学外の FD 研修会の開催情報を配信し参加費を補助するなど、FD 活動を奨励している。個人 FD 活動は、自己点検表の提出により全教員に対して振り返りを行う機会が設けられている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-8-3】公募要領（HP 用・JREC-IN 用）

【資料 2-8-4】大学教授会規程 【資料 1-3-17】と同じ

【資料 2-8-5】大学教員任用・昇任規程

【資料 2-8-6】大学教員任用・昇任選考基準

【資料 2-8-7】研究科委員会規程 【資料 1-3-18】と同じ

【資料 2-8-8】関西福祉科学大学昇任及び大学院担当資格基準

【資料 2-8-9】関西福祉科学大学 教員人事評価規程

【資料 2-8-10】教員評価制度運用マニュアルー大学・短大ー

【資料 2-8-11】関西福祉科学大学 FD 委員会規程

【資料 2-8-12】教員研修会資料（平成 27 年度）

【資料 2-2-10】と同じ

【資料 2-8-13】学科 FD 活動計画書（平成 26 年度）

【資料 2-8-14】FD 活動計画報告書（平成 25 年度）

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

1) 教育課程内の教養教育

本学の教養科目は、平成 14(2002)年 2 月の中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」で新しい時代に求められる教養として指摘する 5 点に対応させている。具体的には、①「社会との関わりの中で自らを位置づけ向上心を持ち行動できる能力の育成」には、「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」「総合教養Ⅱーこころについて学ぶー」「総合教養Ⅲー健康の世界ー」「総合教養Ⅳー栄養ー」等の科目、②「伝統や異文化理解の育成」には、「総合教養Ⅰー河内学ー」等の科目、③「情報化への対応と論理的思

考、判断理解力の育成」には、「情報処理学Ⅰ・Ⅱ」「生命科学概論」「基礎ゼミナールⅢ・Ⅳ」等の科目、④「日本人としての豊かな感性や情緒の育成」には、「日本国憲法」「人間学」「心理学」「倫理学」等の科目、⑤「礼儀・作法等の『修養的教養』の育成」に対応する科目として、「哲学」「倫理学」等の科目を設置している。

本学が特に重点を置き、必修科目として位置づけているものに「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」がある。「基礎ゼミナール」は1・2年次を通じての必修科目とし、学生をグループ分け（1グループ15名程度）して学士力向上のための基礎教育を演習形式で実施する。1年次に開講する「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」については、学士課程教育の導入と位置づけ、本学が学生に身に付けさせる必要があると考える研究の意義や学修・研究の方法等の基礎的な学修スキルの理解やコミュニケーション能力の醸成を主眼に置いている。2年次に開講する「基礎ゼミナールⅢ・Ⅳ」は、「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」で学修した知識やスキルを基礎としながら、所属する学科の専門分野に係る内容についてレポート作成や参考文献の検索・理解、グループワークや発表等を通して、専門分野へのアプローチを学修する。

基礎分野では、本学が学生に身に付けさせる最小限の教養として指定する必修科目に加え、各免許・資格取得に必要な科目を優先させて履修させる。しかしながら、教養科目は学生が自らの興味と意志によって教養力を涵養するために選択して履修するものであり、幅広い科目を選択させ深い教養と総合的な判断力、さらには科学的な視点を持つ力を養い、自らの問題点を解決する能力を育成するためにも、可能な範囲での積極的な履修を奨励している。

2) 入学前教育の実施

入学試験の多様化により、早い時期の入学試験合格者と一般の時期の入学試験合格者とは、入学に至るまでの期間が異なる。早い時期の入学試験合格者は入学までの期間が長期間あり、このことは学力の低下や就学意欲の低下となりうる可能性が大きいいため、就学への強い動機づけを目指し、本学では入学前教育を実施している。

この入学前教育では、教育開発支援センターが中心となり、2回の大学への登校により、コンピュータスキルの向上（WordやExcel）や文章力（日本語添削）の改善・向上のための授業、大学のしくみや制度に関する講義の開催、さらにはレクリエーション等を通じてグループワーク学習を行うことにより、就学への不安を軽減させる。

このように、円滑な大学教育への学習方法の移行を行うために、本学では入学前から学生に大学入学への準備を促している。

3) 教養教育実施のための体制

教養教育は教育開発支援センターが所管している。この教育開発支援センターは大学と短期大学との教育内容、教育力（授業力）の向上、学生の意欲・学習力向上の具体的な取り組みの開発と実践を目指し、高等教育の質的向上に資することを目的に設置されている。その構成はセンター長1名、副センター長3名（短期大学教員1名含む）、センター教員9名（短期大学教員1名含む）、事務職員4名である。教育開発支援センターは、上述した本学が基礎分野の中でも重点を置く「基礎ゼミナール」や「キャリアデザイン」の授業内容の検討、入学前教育を実施している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-8-15】 シラバス「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」

【資料 2-8-16】 「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」 シラバス作成ガイド

【資料 2-8-17】 関西福祉科学大学教育開発支援センター規程

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学科／専攻によっては教員の授業及び学生指導負担、また年齢のバランスに多少の偏りが見られるため、新規教員を採用する際には専門領域だけではなく、中長期的視野に立った学科全体の年齢構成を踏まえた人事を行う。特に、臨床福祉学専攻博士後期課程においては、課程の特性上学生への長期にわたる指導が可能な教員の整備が必要である。
- ・教員評価制度については、課題解決に向け、評価基準に照らして絶対評価を目指した新教員評価制度を平成 27(2015)年度より実施する。
- ・FD 活動においては、全学 FD 活動では教育の動向や教員のニーズを考慮しながら研修会の内容を検討し、学科 FD 活動では自律的且つ持続的に組織だった FD 活動へと繋がるようにし、個人 FD 活動では、情報配信の方法を工夫するなどして学外の研修会への参加率向上を目指す。
- ・教養教育実施のための体制については、社会のニーズや環境の変化、学内の運営体制などに合わせ、必要とされる教育内容を引き続き検討していく必要がある。そのため、平成 27(2015)年 9 月には、大学事務局教務部の下に「共通教育センター」を設置することを予定しており、教養教育の充実、また教養教育を行う上での組織上の位置づけを明確化させていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎

本学の校地は、大阪府柏原市の閑静な場所にあり、教育にふさわしい環境である。大学院及び特別支援教育専攻科においては夜間講義があり、大学院では大阪市内に教室を設け教育研究活動に支障がないよう施設を整備している。

校地、校舎等の面積は、大学設置基準を満たしており、大学が占有する校舎は5棟（大

学本館、大学2号館、大学3号館、大学4号館、大学5号館）あり、他所属と共有する校舎も4棟（学園本館、短大1号館、短大5号館、短大6号館）ある。大学が占有する校舎には、自動ドア、エレベーター、多目的トイレ、スロープや点字ブロックを設置するなどバリアフリーに対応している。体育設備については、敷地内には学園共用運動場、敷地外には大学・短期大学共用の運動場（借地）、及び適切な面積の学園総合体育館「Do夢」を備え、授業・クラブ活動に有効活用している。厚生補導施設については、大学本館に大学食堂、さらに書籍販売店を併設したコンビニエンスストアを備え、学園本館内の食堂と併せて利用されている。

2) 運営・管理

校地・校舎の維持管理は主に法人本部施設部と大学事務局総務部が行っている。施設・設備における維持、運用、管理の効率化を図るために、平成23(2011)年度より、施設総合管理システムを導入し、常駐の施設・設備の管理要員（外部委託）を1名配置した。外部委託として契約することにより指示命令システムを1本化し、施設設備案件への対応のスピードアップを図っている。これにより学生満足度に直結する不具合への初期対応を充実させるとともに、夜間や土曜日の対応が可能な体制となった。このように、学園の施設総合管理部門を窓口として、法令に基づいた設備管理・定期保守・清掃管理・改修更新等を専門的な視点で実施することで、施設設備の安全性及び適正稼働確保により教育環境の向上を図っている。

施設設備の安全管理面では、火災・地震対策のために、大学・短期大学で統一した形式の消防計画を定めている。その消防計画の中で、防火管理体制、予防管理対策、大規模地震の対策、警戒宣言発令時の対策についての諸規則を整備している。

3) 講義室・演習室・学習自習室等

演習室や一部の小講義室にはTVモニターを設置し、その他の小講義室及び中講義室以上の講義室についてはプロジェクターを常設し、視聴覚機器を用いた授業に対応している。これら、AV機器の整備、改修においては年次計画を立てて更新を検討しているが、AV機器のトラブルが生じた場合には、授業への影響が出ないように対応している。また、自習のできる環境として、大学本館5階、大学4号館7階、8階にパソコンを常設した学生自習室を設置し、大学2号館102情報処理実習室を開放している。従来、授業で使用していた大学本館402小講義室、大学2号館601小講義室及び大学4号館309小講義室に個人学習机を配置し、個人やグループ学習のできる自習室を設置している。また、大学2号館401、402、404小講義室の3人掛けの長机をキャスター付きに、大学4号館309小講義室は個人学習机に変更し、演習形式の授業にも対応できる教室とした。

その他、平成26(2014)年4月には、短大6号館に「ラーニング・commons」を開設し、平成27(2015)年2月には大学本館613講義室を「アクティブ・ラーニング教室」に改修し、学生の自発的な学修の促進、協同学修を推進している。さらには、学生満足度調査の中に、「施設・設備・運営サービスなど」の項目を設け、学生の意見を教育・学習環境の整備などに反映させている。

4) 情報処理実習施設

情報処理実習施設について、学生用パソコンは情報処理実習室 3 室、自習室 1 室、学習スペース 2 室、ラーニング・コモンズ 1 室、大学本館 6 階 613 講義室にそれぞれ整備している。それぞれの場所のパソコン台数、開館時間は表 2-9-1 の通りである。

表 2-9-1 情報処理実習室等の現況

| 名称 | 導入年度 | 学生用パソコン | プリンター | 開館時間等 |
|-------------------------------------|------|-------------|-------|--|
| 情報処理実習室 (大学本館 4 階 404) | H25 | デスクトップ 50 台 | 6 台 | 原則、授業のみ利用可 |
| 情報処理実習室 10A | H25 | デスクトップ 50 台 | 6 台 | 原則、授業のみ利用可 |
| 情報処理実習室 D2-102 (大学 2 号館 1 階 102) | H25 | デスクトップ 60 台 | 7 台 | 平日 9:00~20:00 (授業開講中) 開放 |
| 自習室 (大学本館 5 階) | H25 | デスクトップ 20 台 | 2 台 | 平日 9:00~20:00 開放 |
| 学習スペース | H23 | デスクトップ 12 台 | 0 台 | 平日 9:00~20:00 開放 |
| ラーニング・コモンズ | H25 | ノート 20 台 | 3 台 | 平日 9:00~19:00(授業開講中)開放 平日 9:00~17:00(長期休暇中)開放 |
| アクティブラーニング教室 (大学本館 6 階 613 講義室) | H26 | タブレット 60 台 | 0 台 | 原則、授業のみ利用可 |

開放中の情報処理実習室等には相談員を配置し、学生の機器操作に関する質問やパソコン・プリンターの各種トラブルに適宜対応している。各部屋の利用及び開放中の運用については、主に大学事務局教務部が担当し、パソコン及び周辺機器の整備や技術トラブルに関することは大学事務局情報センターで対応している。ラーニング・コモンズについては、TA/SA による学生へのサポートを含め教育開発支援センターが管理を行っている。プリンターを設置した部屋では、全学生が毎月一定枚数まで無料で印刷できる環境を整備している。さらに大学の主要な講義室及び学生ホール等の共用スペースに無線 LAN 環境を整備し、授業での積極的な ICT 活用（クラウド型教育支援システム

「manaba」）を全学的に推し進めている。このように、情報処理実習施設は、パソコンの性能は高く台数も十分用意されている。さらに無料で使える印刷環境や、無線 LAN 環境も整っており、ハードウェア面は充実している。また、相談員の配置により人的サポートも丁寧に行っているといえる。

5) 図書館

図書館については、大学図書館と併設の短大図書館を共用する体制を整えている。蔵書は学科に関する図書で構成されており、図書館運営委員会を中心とした選書体制を整えている。蔵書冊数と開館時間については表 2-9-2 の通りである。

また、学内者限定ではあるが、学外から「OPAC (蔵書検索)」及び電子ジャーナル等の電子資料を利用することができるよう、環境を整備している。

表 2-9-2 大学及び短大図書館の蔵書数と開館時間

| 図書館名 | 蔵書冊数 | 開館時間（授業開講中の平日） |
|-------------|----------|----------------|
| 関西福祉科学大学図書館 | 62,521 冊 | 8：50～19：00 |
| 関西女子短期大学図書館 | 76,601 冊 | 8：50～18：30 |

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-9-1】 大学ホームページ（情報公開：課外活動に用いる施設）
(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html>)
- 【資料 2-9-2】 学園総合体育館管理使用規程
- 【資料 2-9-3】 学園総合体育館運営委員会規程
- 【資料 2-9-4】 学園総合体育館管理使用細則（授業及び行事）
- 【資料 2-9-5】 学園総合体育館管理使用細則（課外活動）
- 【資料 2-9-6】 大学ホームページ（情報公開：情報処理実習室・自習室・多目的室）
(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html>)
- 【資料 2-9-7】 大学ホームページ（情報公開：各種実習等支援室）
(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html>)
- 【資料 2-9-8】 OA 機器等講義室一覧表
- 【資料 2-9-9】 関西福祉科学大学ラーニング・コモンズ規程
- 【資料 2-9-10】 ラーニング・コモンズ紹介資料「“かむ・おん”のご紹介」
- 【資料 2-9-11】 学生満足度調査集計結果（平成 26 年度） 【資料 2-7-11】と同じ
- 【資料 2-9-12】 情報処理実習室等パソコンの利用実績
- 【資料 2-9-13】 図書館利用ガイド（平成 27 年度）
- 【資料 2-9-14】 大学学生便覧（平成 27 年度）（P.119～127）
【資料 F-5】と同じ

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

1 年次から 4 年次までの各学年に卒業必修として配当されているゼミ系の授業については、18 名以下のクラスサイズで実施している。語学や情報科目の授業についても 48 名以下のクラスサイズで実施している。また、演習や実習に加えて、講義系の授業についてもクラスを分割することにより、全体の約 70%の授業において 50 名以下、約 90%の授業において 100 名以下で行われている。なお、授業別受講者人数表における 100 名以上のゼミ・演習・実習系の授業については、履修登録上 1 クラスとしているが、複数教員が共同で担当している。

入学予定者数、在籍者数及び学生の履修登録状況等に基づき、各授業における適切なクラスサイズについて教務委員会で検討のうえ、教育効果が十分得られるような時間割編成を行っている。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-9-15】 授業別受講者人数表

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

- ・施設についての確保は進んでいるが、新たな教育方法に対応した設備・備品の更新など管理・運営方法の構築・実践が望まれる。また、平成 26(2014)年度より、平成 25(2013)年 3 月 31 日に閉校となった関西医療技術専門学校の校舎が大学 5 号館として活用されているが、さらなる校舎の有効利用に向けた計画・検討を行う。
- ・学習環境の整備については、教育効果をさらに向上させることができるような教育環境を整えるため、教育機器の改修やメンテナンスを行っていく。また、無線 LAN を十分活用できるような教育機器の導入や、キースター付きの長机などの導入を計画的に行うことで、アクティブラーニングを推進できる教育環境のさらなる整備に取り組む。
- ・情報処理実習施設の面から、現状のプリンターでは印刷枚数が制限枚数に達すると追加印刷できない仕組みになっている。追加料金を支払うことで追加の印刷ができる環境を用意することにより学生サービスの更なる向上を図っていく。また、学生に提供するクラウドサービスのより一層の充実を目指す。
- ・図書館の開館時間外の学生の学習環境充実のため、電子ジャーナル等の電子資料の充実を図っていく。
- ・授業を行うための適切な学生数管理の観点から、大半の授業において少人数クラスで実施できているが、200 名以上のクラスサイズの授業が全体の約 2%とわずかながら存在する。今後、当該授業における適切なクラスサイズを検討し、全学的に教育効果をさらに向上させることができるような時間割の編成に取り組んでいく。

【基準 2 の自己評価】

基準 2 の「学修と教授」は、まさに「大学の機能の中核」であって、大学は、この機能のために、その使命・教育理念を踏まえて各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標、さらには、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの 3 つの方針を明確に定めるとともに、これを学内外に示して組織的・総合的に教学運営を進めることが重要である。

本学は、建学の精神「感恩」のもとに各学部・学科／研究科・専攻の教育目的・目標を明示し、これら目的の実現のために 3 つの方針を掲げて、「学修と教授」では、その充実発展に取り組んできている。

例えば、「学生の受入れ」については、アドミッションポリシーを『学生募集要項』『大学案内』、大学ホームページ等に掲載すると同時に、オープンキャンパスや各種の説明会等で周知を図っている。そして、公募推薦入試においても面接を導入する等、アドミッションポリシーに沿って学生を受け入れる工夫を行っている。学生受入れ数は入学定員に沿った適切な数を維持しているが、今後の一層の充実に向けて教学組織の再編成構想を推進し、入学定員の拡大を計画している。

また、「教育課程及び教授方法」に関しては、各学部・学科・研究科ともに、カリキュラムポリシーに沿って体系的な教育課程の編成を行い、それに際しては「履修モデル」を作成し、ナンバリングやキャップ制（履修登録単位数の上限値の設定）を実施する等

にも努めている。加えてキャリア教育では教職員が一体となって担当し、TA/SA を有効に活用して「学修及び授業の支援」も積極的に行っている。

さらに、ディプロマポリシーに関わる「単位認定、卒業・修了認定等」では、単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準を規程等で明確化し、『学生便覧』等で学生に明示している。学業優秀者に対しては特別奨学生制度を設けており、成績評価の一層の厳正化に向けて、ルーブリックの作成や GPA の導入にも前向きに取り組みつつある。

キャリア教育は、資格取得を積極的に支援する本学が他大学以上に力を注いでいるものの一つであるが、そのために全学を挙げて様々な試みを通して「キャリアガイダンス」を実施している。

その他、「教育目的の達成状況の評価とフィードバック」「学生サービス」「教員の配置・職能開発等」「教育環境の整備」についても、各学部・学科・研究科、教育開発支援センターや学生支援センター、図書館等との一体的な努力により一定の成果を認めることができる状態にある。

以上のことから、基準 2「学修と教授」について、基準を満たしていると判断した。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学園は「学校法人玉手山学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）において、本学園の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする」と定めている。また、「大学学則」において、本学の目的を「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神『感恩』に基づき、専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力と豊かな人間性を培い、福祉社会の構築に貢献しうる専門的能力を有する人材を育成することを目的とする」と定めている。本学園の経営及び管理運営は、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って堅実に運営されている。

本学園では、「建学の精神」「学園の使命」「経営方針」「ビジョン」を記載した「経営理念とビジョン」を平成 23(2011)年に策定している。「経営理念とビジョン」は『教職員必携』に掲載し、本学全教職員に配付している。また、学内グループウェアシステム「サイボウズガルーン」上にも掲示し、本学園の全教職員が常時閲覧できる状況にある。さらに、「経営理念とビジョン」は学園ホームページにも掲載することにより、学園内外に広く公開している。

組織倫理については、「就業規則」内で服務規律として明確化し、教職員に明示しており、新規に入職する教職員に対しては、入職時に「新入教職員研修会」を開催し説明を行っている。その他組織倫理に関する規程として「学校法人玉手山学園人権擁護規程」「学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する規程」「学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程」を定めている。各規程は『学校法人玉手山学園規程集』として、各部署に備え付け、常時閲覧できる状況としている。

このように、本学園は、組織倫理に関する規程に基づき、規律と誠実性を維持し適切な経営及び管理運営を行っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-1-1】学校法人玉手山学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-2】学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン 【資料 1-3-12】と同じ

- 【資料 3-1-3】 関西福祉科学大学 教職員必携（平成 27 年度）【資料 1-3-4】 と同じ
- 【資料 3-1-4】 就業規則
- 【資料 3-1-5】 学校法人玉手山学園人権擁護規程
- 【資料 3-1-6】 学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 3-1-7】 学校法人玉手山学園個人情報保護に関する規程
- 【資料 3-1-8】 学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園では、「経営理念とビジョン」に基づき中長期計画を策定している。中長期計画では、本学園の設置校である大学、短期大学、高等学校、幼稚園、及び法人本部が、その使命・教育理念を達成するために何を為すべきかを 5 年間の計画としてまとめている。平成 25(2013)年度からは「第 2 期(2013～2017)学園中長期計画」を推進している。中長期計画は、毎年度各所属にて見直し・再確認を行い、計画達成に向け、継続的に努力をしている。

また、中長期計画に基づく単年度毎の「行動計画（平成 26(2014)年度までは『運営計画』）」を策定している。「行動計画」では、設定した各目標の担当部署を明確にすることにより、全教職員にて計画達成に向けた努力を行っている。「行動計画」は「進捗フォロー表」を用いて、PDCA サイクルが円滑に機能するよう工夫している。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 3-1-2】 学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン 【資料 1-3-12】 と同じ
- 【資料 3-1-9】 第 2 期（2013～2017）学園中長期計画 【資料 1-3-13】 と同じ
- 【資料 3-1-10】 行動計画（平成 27 年度）
- 【資料 3-1-11】 運営計画 進捗フォロー表（平成 26 年度）

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学園は学校教育法、私立学校法に準拠した「寄附行為」及び「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」（以下「施行細則」という）に基づき運営を行い、法令遵守に努めている。また、「寄附行為」第 3 条において教育基本法、学校教育法に従い学校教育を行うことを本学の設置目的としている。本学はこの「寄附行為」の下に、私立大学として私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令を遵守し、管理運営体制や関連諸規程を整備している。

本学では、各学科で多岐に亘る免許・資格課程を有しているため、学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更に関しては、各関連官庁からの法改正等による通達及び事務連絡を定期的に確認している。その上で、関連事項の通達があれば、教務部を中心に関係学科及び関連部署と連携を取りながら、学則変更、規程の作成・変更等を行い、法令遵守に努めている。書類作成においては、大学事務局運営企画室、総務部、教務部等の関連部署が連携しあって期日内に書類を提出することを遵守している。

以上の通り、各法令で定められた届出事項等も正確且つ円滑に行っており、大学の設置・運営は法令遵守のもと適切に行われている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-1】 学校法人玉手山学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-12】 学校法人玉手山学園寄附行為施行細則

【資料 3-1-13】 学校法人玉手山学園運営細則

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

環境保全への配慮については、法人本部施設部及び施設総合管理部門が中心となり、建物附属設備の年次的な修繕・更新対応をはじめとするキャンパス環境の整備が実施されている。

本学では、省エネルギー対策として、学園内に「省エネ対策委員会」を設置するとともに、業務委託している学園の施設総合管理部門により、建物管理の専門的見地から月々の電気・ガス・水道の使用量の詳細な把握を行っている。平成 26(2014)年度からは、デマンド管理システムを導入し、省エネ方策として活用している。具体的な省エネに対する取組みとして、ポスター掲示や「省エネ標語」募集等を通じた教職員と学生の省エネルギー意識の啓発や、「クールビズ」「ウォームビズ」の積極展開等により、建物ごとの計画的・定期的な空調機保守整備を実施している。その他、長期休暇中は 2 基以上あるエレベーターや自動ドアを 1 基のみの運転としたり、日常的には階段利用啓発ポスターの掲示、廊下の消灯、空調設定温度の管理、運転時間の短縮管理を行うなど前年比 1%削減を目標として管理・運営を行っている。

省資源対策については、廃棄対象予定の物品を学園全体で再利用する学園リサイクル広場での有効活用を図っている。その他、地球環境保全への取組みとして、断熱材の設置、文書廃棄時の手段として紙類の溶解処理を経た原材料の再利用を行っている。

2) 人権への配慮

人権への配慮に関しては、「人権擁護」「個人情報保護」「キャンパス・ハラスメントの防止と対策」の視点から各種委員会設置及び各種規程整備を行っている。

人権擁護については、「人権擁護委員会」が主催する全教職員を対象とした人権講演会を開催している。

個人情報保護については、「個人情報保護委員会」の主催する個人情報保護講演会開催のほか、月次毎にテーマを替えた啓発ポスターの作成・掲示など、一人一人の意識改革を図ることを目指した取り組みを行っている。

キャンパス・ハラスメントでは、その防止と対策として「キャンパス・ハラスメント対策委員会」の主催するキャンパス・ハラスメント講演会開催のほか、『キャンパス・ハラスメントの防止について』という文書を学内に公示している。また、全学生・教職員に『キャンパス・ハラスメントの防止のために』と題した小冊子を配付するなど、その防止に努めている。

3) 安全への配慮

本学園では、「職場の安全」「防火防災対策」「危機管理」「気象警報対応」の観点から、安全・安心への配慮を行っている。

職場の安全衛生については、「安全衛生委員会」を設置し、「学校法人玉手山学園安全

衛生管理規程」を整備・運用することにより、安全・安心・快適な職場環境づくりの基本方針のもと、施設設備等の安全巡視とその改善を実施している。防火防災対策及び危機管理に関して、平成 25(2013)年度より、従来の「防火対策委員会」が「防火防災対策委員会」として組織され、防火防災対策及び危機管理等の対策に向けての運用を行っている。平成 26(2014)年 11 月には「防火防災対策委員会」において、「学校法人玉手山学園防火管理規程」に則り、防災管理体制の充実を図るとともに火災・地震対策として、学生・教職員を対象に大学建物 2 棟で防災訓練(避難訓練)を実施した。防災訓練実施前には、教職員を対象に「学園防災備蓄ワーキングチーム」により年次的に備蓄を進めている防災備蓄用品（水、食料、用具用品類等）について防災備蓄用品説明会を実施し、その認知や知識の普及に努めた。平成 26(2014)年度末には常時携帯を奨励する『大地震対応マニュアル』を製作し、学生、教職員へ配付した。

危機（リスク）対策については、平成 20(2008)年度に整備した「学校法人玉手山学園危機管理規程」に、危機管理体制と対処について規定している。消防設備及び非常放送設備、各種機器については、関連法令及び作業計画に基づき定期的に点検を行っている。

気象警報対応に関しては、「暴風警報等発令及び交通機関ストライキ等による休校等の措置に関する取扱い」に基づき休校等の判断を行い、大学ホームページや学務システム「ユニバーサルサポート」等を利用して全学生に休講情報等を案内できるよう工夫している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 3-1-5】 学校法人玉手山学園人権擁護規程
- 【資料 3-1-7】 学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する規程
- 【資料 3-1-14】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学個人情報の保護に関する規程
- 【資料 3-1-15】 学校法人玉手山学園プライバシーポリシー
- 【資料 3-1-16】 学校法人玉手山学園個人情報保護に関する運用要綱
- 【資料 3-1-17】 学校法人玉手山学園個人情報漏えい防止安全対策実施要領
- 【資料 3-1-6】 学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 3-1-18】 学内配付冊子「キャンパス・ハラスメントの防止のために」
- 【資料 3-1-19】 学校法人玉手山学園安全衛生委員会規程
- 【資料 3-1-20】 学校法人玉手山学園安全衛生管理規程
- 【資料 3-1-21】 学校法人玉手山学園防火管理規程
- 【資料 3-1-22】 防災訓練（避難訓練）実施報告書
- 【資料 3-1-23】 大地震対応マニュアル
- 【資料 3-1-24】 学校法人玉手山学園危機管理規程
- 【資料 3-1-25】 暴風警報等発令及び交通機関ストライキ等による休校等の措置に関する取扱い
- 【資料 3-1-8】 学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程
- 【資料 3-1-26】 関西福祉科学大学における動物実験の実施に関する規程
- 【資料 3-1-27】 関西福祉科学大学動物実験管理委員会規程

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

1) 教育情報の公表

本学が社会に対する説明責任を負う公的な教育機関であることに鑑みて、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項に定める教育研究活動等の状況の公表項目に対して、本学では大学ホームページ上に「情報公開」として教育情報をまとめて公表している。また、本学は、平成26(2014)年10月より始動した「大学ポートレート」に参加している。「大学ポートレート」参加に際しては、項目ごとに関係の深い学科・部署を作成担当者として割り振り作成した。特に、各学科のページにおいては、学科の特色が的確に反映されており、受験生、保護者など本学に関心を寄せている閲覧者にとって魅力ある内容となっている。さらに、以下の刊行物による教育研究成果の公表を行っている。具体的には、教育情報を学園広報誌『玉手山学園広報』、大学広報誌『福科大通信』、教育後援会広報誌『感恩のこころ』に、研究成果については『関西福祉科学大学紀要』(年1回刊行)、関西福祉科学大学総合福祉科学学会『学会報』(年1回刊行)、『総合福祉科学研究』(年1回刊行)等を通じて公表している。この各種広報誌については学生、教職員や関係機関に配布され、積極的な情報の公表に努めている。

2) 財務情報の公表

財務情報の公表については、「学校法人玉手山学園財務書類等閲覧規程」により、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告及び監査報告書の閲覧を実施している。学園ホームページの「事業計画・事業報告・財務状況」には、財務情報(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書)や、勘定科目等の解説、主要財務比率の経年比較表を記載した財務概要などの資料を掲載し、分かりやすさに配慮して公表・公開を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-28】 大学ホームページ (情報公開)

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html>)

【資料 3-1-29】 学園広報誌「玉手山学園広報」

【資料 3-1-30】 大学広報誌「福科大通信」 【資料 1-3-7】 と同じ

【資料 3-1-31】 教育後援会広報誌「感恩のこころ」

【資料 3-1-32】 関西福祉科学大学紀要

【資料 3-1-33】 総合福祉科学学会「総合福祉科学学会会報」

【資料 3-1-34】 総合福祉科学学会「総合福祉科学研究」

【資料 3-1-35】 学校法人玉手山学園財務書類等閲覧規程

【資料 3-1-36】 学園ホームページ (事業計画・事業報告・財務状況)

(<http://www.houjin.fuksi-kagk-u.ac.jp/report/index.html>)

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・「経営理念とビジョン」の具現化に向け、「学園中長期計画」及び「行動計画」を策定し、全教職員にて共有することにより本学園及び設置校の基本理念の実現に向け、全教職員で継続的に努力していく。
- ・環境保全については、法人本部施設部・施設総合管理部門さらには施設設備委託業

者との連携を充実させ、情報交換や施設・設備の改善対応を図ることのできる体制を構築する。また、人権・安全面では、予見を含む想定事項への対処や事態発生の場合には迅速な事後対応が求められるため、担当者をはじめ関連部署を通じた形で一人一人の意識改革を図っていく。

- ・省エネルギーの管理・運営については、平成 23(2011)年度より大々的に実施しているが、それらの維持や継続のためのモチベーションの確保、さらなる改善に必要な設備投資（LED 照明化など）計画、その実践が必須事項と考えている。
- ・教育情報・財務情報の公表については、閲覧者の視点に立って、学生が修得すべき知識・能力やその達成のための教育活動における特色や強みをより積極的に公表することで、本学に対する社会の認識・理解の促進を図り、学校法人としての公共性を高めていく。
- ・大学ポータルでは、任意項目として設定されている中には一部ではあるが非公表としている項目がある。今後は、任意項目の公表数の増加を視野に大学ホームページと公表項目を連動させ、公表項目の充実及び事務作業の効率化を図っていく。
- ・各種広報誌については、より有効に教育研究成果の広報媒体として機能するように、情報の受け手となるステークホルダーを視野に入れた上で、ホームページ上での公開、地域関係機関への配布等の有効な手段の検討を引き続き行っていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は私立学校法第 36 条に従い、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する機関として「理事会」を設置している。理事会は、本学園の最高意思決定機関であり、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に則って運営し、学園の経営・運営に係る重要事項について審議している。原則、2 ヶ月に 1 回開催し、監事も出席することにより、理事と監事の情報共有を図っている。

理事会の構成員である理事は、「寄附行為」第 6 条に基づき適正に選任されており、平成 26(2014)年度の理事会への出席率は 93%であった。なお、理事会を欠席する理事は、理事会案内送付時に同封している「委任状」または「意思表示」を提出しており、「寄附行為」第 15 条第 10 項に基づき「意思表示」を提出した者については、出席者とみなしている。また、理事会を欠席した理事には、後日会議資料及び議事録を送付し、情報提供に努めている。

理事会を補完する機関として「運営理事会」を置き、「学校法人玉手山学園運営理事会規則」（以下「運営理事会規則」という）に則って運営し、理事会より委任された日常の

業務執行に関わる事項を審議・決定している。運営理事会で決定した事項は、「運営理事会規則」第7条に基づき、理事会に報告している。運営理事会は原則月1回開催しており、議事録を理事及び監事及び各部門の所属長に送付することにより、審議決定事項の情報共有を図っている。

「評議員会」は、学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に則って原則年3回開催している。評議員会への諮問事項については、「寄附行為」第22条に定めている。平成27(2015)年度の評議員のうち10名は理事との兼務者である。また、評議員会には監事も出席しているため、諮問事項については十分に情報共有が図れている。

また、本学園は同一校地内に大学、短期大学、高等学校、幼稚園を有しており、各学校間の調整を要する事項も多いため、各学校園の校務のうち、学園として全体調整を必要とする事項について協議する「所属長会」を設けている。所属長会は「学園運営細則」第11条に従い、各部門の所属長と学園長の指名に基づく者（理事）をもって構成し、原則月1回開催している。常勤理事は理事会、運営理事会、評議員会、所属長会の全てに出席しており、本学園内の状況・情報把握が容易で円滑な意思決定に結びついている。

以上の通り、本学園は理事会、運営理事会、評議員会、所属長会を中心とした管理運営体制を整備しており、それぞれが円滑・適正に機能している。また、それぞれに諸規程を整備しており、規程に則り適正な運営を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-1】 学校法人玉手山学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-2-2】 学校法人玉手山学園運営理事会規則

【資料 3-2-3】 学校法人玉手山学園寄附行為施行細則 【資料 3-1-12】 と同じ

【資料 3-2-4】 学校法人玉手山学園運営細則 【資料 3-1-13】 と同じ

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・非常勤理事に対する学校法人の運営状況についての情報提供として、理事会、評議員会では、資料に基づき議案に関する情報提供を行っている。また、運営理事会、所属長会の資料と議事録も送付し、情報提供を行っている。
- ・理事会、評議員会、運営理事会、所属長会を欠席した理事には、後日資料と議事録を送付し、情報提供を行っている。
- ・年度当初には各学校園のパンフレット配付、大学教授会議事録、大学評議会議事録、学園事務連絡会記録の送付並びに『玉手山学園広報』及び各学校園の広報誌も送付しており、これらの情報提供を引き続き行っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学では、「大学学則」「大学院学則」に則り、教学面における管理運営については教学に関する大学内の最高審議機関として「大学評議会」、学部の教学に関する重要事項の審議機関として各学部に「教授会」、研究科の教学に関する重要事項の審議機関として「研究科委員会」を設置している。大学全体に関する重要事項については、教授会及び研究科委員会の議を経た後、大学評議会で審議が行われ、学長が決定する。

大学評議会は併設している短期大学と合同で開催され、学長が主宰し、原則毎月 1 回開催される。学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長、事務局次長、学長が指名する事務局の若干名の部署長及び学長が指名する若干名の教職員をもって構成される。また、学長は必要に応じ随時大学評議会を招集することができる。その運営は、「大学学則」及び「大学評議会規程」に則り、大学の教育研究に関わる重要な事項について審議し、学長が決定することとしている。

教授会は学部ごとに設置され、学部長が主宰し原則毎月1回開催している。構成は学部長、教授、准教授及び専任講師である。また、学部長は必要に応じ随時教授会を招集することができる。その運営は、「大学学則」及び「教授会規程」に則り行われ、学部の教育研究に関わる重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

大学院には研究科委員会が設置され、研究科長が主宰し、原則毎月 1 回開催している。構成は学長、研究科長、研究科担当の専任教員である。その運営は「大学院学則」及び「研究科委員会規程」の定めにより行っており、研究科の教育研究に関わる以下の重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

上記に加えて、学科運営に関する協議の場として学科毎に「学科会議」（リハビリテーション学科のみ学科会議に加えて専攻毎に「専攻会議」）を、研究科の専攻運営に関する協議の場として専攻毎に「専攻会議」が設けられている。その他、各学科・部署等の諮問機関として、「教務委員会」「入学試験委員会」「学生支援委員会」「自己点検・評価委員会」等の各種委員会が設けられている。

また、全学的な協議機関としては「執行部会」がある。執行部会は学長が原則毎週 1 回招集し、学長以下の教職員のうち主要管理職が出席し、大学運営の諸案件に関して意見交換が行われている。

経営部門と教学部門の意見交換の場として、「経営教学協議会」がある。経営教学協議会は原則毎月 2 回開催され、理事長・学園長、常務理事・副学園長、副学園長、法人本部長、学長、短期大学学長、事務局長で構成されており、大学・短期大学運営において経営部門と教学部門の調整を必要とする案件や教職員人事等についての方針を協議する機関として円滑に機能している。重要案件については、経営教学協議会で協議の後、教学部門では執行部会や大学評議会、経営部門では理事会や運営理事会において審議を行っており、意思決定を円滑に行うための体制が整備できている。

学長の下に大学評議会、教授会、研究科委員会、そして各種委員会が整備されており、

意思決定組織は適切に運営されている。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 3-3-1】 関西福祉科学大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-3-2】 関西福祉科学大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-3-3】 大学評議会規程 【資料 1-3-16】 と同じ
- 【資料 3-3-4】 大学教授会規程 【資料 1-3-17】 と同じ
- 【資料 3-3-5】 研究科委員会規程 【資料 1-3-18】 と同じ
- 【資料 3-3-6】 平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）(P.37~53)
【資料 1-3-15】 と同じ
- 【資料 3-3-7】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程
【資料 1-3-19】 と同じ

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長の職務を「大学学則」第 9 条第 2 項において「学校教育法の定めるところに従い、校務を掌り、所属職員を統督する」と規定しており、大学における意思決定権、責務、裁量権限は学長にある。また、学長は「寄附行為施行細則」の定めにより、理事会で理事に選任され、教学運営はもとより、大学・学園運営の両面においても職務遂行に務めている。副学長の職務については「大学学則」第 9 条第 3 項において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定しており、副学長の権限を強化し、学長を補佐する体制を整備している。

本学では、「大学学則」及び「大学院学則」に則り運営組織として学部ごとに「教授会」、大学院においては「研究科委員会」、大学運営における最高審議機関として「大学評議会」を設置している。学長が議長を務める大学評議会では、「大学学則」及び「大学評議会規程」に則り、大学と併設する短期大学を含む以下の大学・短大の教育研究に関わる重要事項を審議し、学長が決定している。

- ① 将来計画に関する事項
- ② 学則の改正及び大学諸規程等の制定改廃に関する事項
- ③ 教員の人事に関する学長の諮問事項
- ④ 人事の基準など人事施策に関する事項
- ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥ 学生の厚生及び補導に関する方針に係る事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑧ 自己点検・評価に関する事項
- ⑨ 名誉教授の承認に関する事項
- ⑩ その他大学における重要な事項

教授会では、「大学学則」及び「教授会規程」に則り、学部の教育研究に関わる以下の重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

- ① 学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事項

- ②教授・准教授・講師及び助教の人事に関する学長の諮問事項
- ③教育課程及び授業科目に関する事項
- ④学生の転学部・転学科、除籍に関する事項
- ⑤学則及び諸規程等の制定、改廃に関する事項
- ⑥学生の賞罰に関する事項
- ⑦その他学長の諮問事項

研究科委員会では、「大学院学則」及び「研究科委員会規程」に則り、研究科の教育研究に関わる以下の重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

- ①学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
- ②教授・准教授・講師及び助教の人事に関する学長の諮問事項
- ③教育課程及び授業科目に関する事項
- ④学生の除籍に関する事項
- ⑤学則及び諸規程等の制定、改廃に関する事項
- ⑥学生の賞罰に関する事項
- ⑦その他学長の諮問事項

教授会及び研究科委員会共に、学部及び研究科における教育研究に関わる重要事項の審議機関であり、決定権を有する学長に対し意見を述べる役割を担い、機能している。

平成 26(2014)年度より、学長の業務執行を円滑に推進するために、学長を補佐する「学長室」を設置した。学長室は専任教員より指名された 3 名の学長補佐（**教**学担当、学生支援担当、地域連携・実習担当）で構成されており、大学教育・運営上の重要事項に関する学長の指示に対応している。また、学長の事務面における支援体制として、法人本部に「経営企画室」、大学事務局に「運営企画室」を置き、業務遂行の支援を行っている。

その他、学長のリーダーシップが適切に発揮できるように、大学の方針や学長の運営方針について全教職員に周知する機会として、年度当初に学長の「所信表明」を開催している。所信表明に限らず教職員集会を開催したり、学内グループウェアシステム「サイボウズガールーン」を活用するなどして、学長の意向を伝える機会を都度設けている。

以上の通り、学長は大学評議会や学長室等を通じて、意思決定と業務遂行における適切なリーダーシップを発揮していると判断する。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 3-3-1】 関西福祉科学大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-3-2】 関西福祉科学大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-3-3】 大学評議会規程 【資料 1-3-16】 と同じ
- 【資料 3-3-4】 大学教授会規程 【資料 1-3-17】 と同じ
- 【資料 3-3-5】 研究科委員会規程 【資料 1-3-18】 と同じ
- 【資料 3-3-8】 学校法人玉手山学園寄附行為施行細則 【資料 3-1-12】 と同じ
- 【資料 3-3-9】 学長所信表明資料（平成 27 年度） 【資料 1-3-2】 と同じ

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営教学協議会、大学評議会、教授会、研究科委員会、執行部会、学科会議、専攻会議等各種会議は適切に開催され且つ有効に機能し、管理運営体制の重要な役割を担っている。一部会議体について規程が制定されていないことから、今後は規程の制定を視野に組織上の位置づけを明確にしていく必要がある。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

≪3-4 の視点≫

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

1) 法人の管理運営機関

a) 理事会・運営理事会

本学園の最高意思決定機関である「理事会」、及び理事会より委任された業務施行に関わる事項を審議し決定する「運営理事会」の構成員である理事は10名（平成27(2015)年5月1日現在）であり、うち大学関係者は1名（学長）となっている。また「寄附行為」第6条第1項第2号において、学長を理事の選任要件の一つとして規定しているため、大学と学園がそれぞれ連携をとれる仕組みが確保されており、教学部門の意向が反映できる体制が整っている。理事会及び運営理事会において報告・協議・審議された案件は、所属長会及び事務連絡会において、報告・情報共有されている。

b) 所属長会

「所属長会」は、「学校法人玉手山学園運営細則」（以下「運営細則」）第11条に規定されており、学園長の主宰で各所属の責任者で構成されている。各所属の校務のうち全体として総合調整する必要がある事項を協議する場となっている。

c) 事務連絡会

「事務連絡会」は「運営細則」第16条に規定されており、法人本部長の主宰で各所属の事務責任者で構成されている。各所属の所轄事務について相互に連絡、調整を図る場となっている。

d) 経営教学協議会

理事長は各所属との業務調整・意見交換を行う場として、「経営教学協議会」を原則月2回開催しており、理事長・学園長、常務理事・副学園長、副学園長、法人本部長、大学学長、短期大学学長、事務局長が出席し、経営・管理部門と教学部門の意見交換

の場となっている。但し、重要案件については、「理事会」及び「運営理事会」において報告・協議・審議されている。

2) 大学の管理運営機関

理事長・学園長、常務理事・副学園長は大学教学に関する大学内における最高審議機関の「大学評議会」、大学全体の協議機関である「執行部会」、及び大学・短期大学の将来構想について検討を行う「将来計画委員会」にオブザーバーとして出席しており、大学における審議・協議状況の把握、管理・経営部門からの意向を伝える場としている。その他にも理事長は、年初めの1月及び年度初めの4月に「所信表明」を開催している。学園を取り巻く環境や運営方針について理事長より直接説明し、教職員の意識の定着化を図っている。

本学園では、上述のそれぞれの会合を活性化することで学園全体として迅速に業務が執行できる体制を築いている。また、本学園が同一校地に全学校園が存立していることもあり、会合を持つ機会が多く、各部門間の円滑なコミュニケーションに寄与している。このように、管理部門と教学部門とは各種会議体を通して随時連携を取れる体制があり、且つ各所属及び各部門においても随時情報共有できる仕組みがある。これらの会議体運営に関する規程については学園として整備している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-4-1】学校法人玉手山学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-2】学校法人玉手山学園運営理事会規則 【資料 3-2-2】と同じ

【資料 3-4-3】学校法人玉手山学園運営細則 【資料 3-1-13】と同じ

【資料 3-4-4】役員名簿（平成 27 年度）【資料 F-10】と同じ

【資料 3-4-5】平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.16/P.54）

【資料 1-3-15】と同じ

【資料 3-4-6】大学評議会規程【資料 1-3-16】と同じ

【資料 3-4-7】関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程

【資料 1-3-19】と同じ

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

監事は、「寄附行為」第 10 条に規定されている通り、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。現在は、定員 2 名以上 3 名以内のところ、2 名（学外有識者）が就任している（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）。

監事は、定例で年 6 回開催される理事会及び年 3 回開催される評議員会へ出席し、学園の業務状況を把握すると共に、それぞれの専門的な立場で学園運営に関する案件について確認し、意見を述べている。各会議への出席率は、平成 26(2014)年度においては、2 名ともに 100%となっている。また、監事は、文部科学省主催の「監事研修会」に毎年出席し、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に努めている。

本学園では「学校法人玉手山学園監事監査規程」に基づき、本法人の業務全般の適法性と妥当性を確保することを目的とし、年 3 回監事監査を実施している。

年 3 回の監事監査に加えて、本学園では、法人本部財務部による内部監査も実施しており、その結果を監事監査（中間・決算）との連携会議において監事及び公認会計士に

報告し、情報共有している。また、監事に対し、学園の主要会議体である運営理事会、所属長会、事務連絡会の議事録及び配布資料を定期的に送付している。また、学園広報誌等も送付しており、適宜学園内の情報提供を行っている。

評議員は「寄附行為」第 19 条に規定されている通り、理事会において選任している。評議員の定数は「寄附行為」第 19 条により 21～25 名としており、平成 27(2015)年度は、24 名が就任している。その内訳は、本法人の職員が 5 名、本法人の設置する学校を卒業した者が 7 名、本法人理事長、理事のうちから 6 名、学識経験者が 6 名となっている。結果、評議員は理事の定数 10 名の 2 倍を超える構成員となっている。

「評議員会」は、「私立学校法」第 41 条及び「寄附行為」第 18 条の規定のとおり開催されており、定例会議として年 3 回開催している。平成 26(2014)年度の評議員の評議員会への出席率は 79.7%である。

「私立学校法」第 42 条及び「寄附行為」第 22 条に規定する諮問事項については、理事長が評議員会の意見を先ず確認したうえで「理事会」を開催し、審議・決定している。評議員会では、理事会において決定した案件や、前述の諮問事項以外の案件も適宜報告を行っている。

評議員会では毎回「最近の学内事情」という議案で、各所属の最新情報を提供している。また、学園広報誌の配付や学園内で開催された行事の説明・報告をしており、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上でそれぞれの立場から意見を述べている。

以上の通り、監事及び評議員に関する規程を学園として整備しており、規程に基づき監事及び評議員を選任している。監事及び評議員は規程に定められた範囲内で執務を行い、随時学園情報も把握している。なお、会議体を欠席した監事及び評議員には会議資料の送付などフォローする仕組みを整備している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-4-1】学校法人玉手山学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-8】学校法人玉手山学園監事監査規程

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学園では、学園の運営方針や意思決定に全教職員が参画する仕組みを構築している。詳述すると、教学及び経営の根幹をなす「経営理念とビジョン」「教育目的・目標」及び「学園中長期計画」は毎年度見直されており、全教職員より広く意見を求めるために学科会議や部内会議等を通じて議論を深めている。学科・部署等より提出のあった意見については、執行部会や将来計画委員会等で活発な協議を行った後に、大学評議員会で審議している。審議結果は法人本部に提出され、理事会で審議・決定されている。「経営理念とビジョン」は理事長が毎年 1 月及び年度始めの 4 月に実施する「所信表明」内で全教職員に啓発を行い、周知徹底に努めている。また、毎年 4 月には理事長書簡とともに「学園中長期計画」「行動計画」を学内グループウェアシステム「サイボウズガルーン」にて全教職員に向けて発信している。この学内グループウェアシステムには学園全体の教職員を対象とした「掲示板」や各所属からの公開情報をまとめる「ファイル管理」などがあり、それらを利用し、ボトムの見解・考えが各階層とも共有でき、学園全体でコミュニケーションの取れた仕組み作りが行われている。

大学では、学長が「行動計画」を年度ごとに策定している。「行動計画」は、各部署等からの意向・提案を汲み取った上で、学長の意向を反映し、大学の年度目標・施策として策定している。「行動計画」は、学長が担当者として業務上関係の深い学科・部署等を指名し、指名を受けた学科・部署等がその目標達成に向けて年度計画を立てて推進している。担当者は、年度途中と年度末にその進捗状況について学長に報告を行っている。このように、「行動計画」は、学科・部署等と学長両者の意向が反映されており、ボトムアップとリーダーシップのバランスのとれた大学運営を行うツールとして機能している。

その他、教職員からの情報・提案等は「企画実施伺書」により各部署責任者から事務局局長へ報告された後に学長により決裁される仕組みとなっている。必要に応じて経営教学協議会や執行部会等を通じて、経営部門や学内へ伝達されている。さらに、大学の運営方針や学園全体に係る重要事項である場合は、理事会や運営理事会等に諮られている。

以上のように理事長、学長等によるトップダウンの施策の設定・実施と、教職員からのボトムアップによる情報・提案等は円滑に機能していると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-4-9】理事長所信表明資料（平成 27 年度）

【資料 3-4-10】行動計画（平成 27 年度）【資料 3-1-10】と同じ

【資料 3-4-11】運営計画 進捗フォロー表（平成 26 年度）【資料 3-1-11】と同じ

【資料 3-4-12】企画実施伺書

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営部門と教学部門における連携は必要不可欠であり、今後は現在の会議体の機能の一層の強化に努め、迅速な意思決定ができる組織の継続と質向上に努める。

3-5 業務執行体制の機能性

＜3-5 の視点＞

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学園では、組織が適切にその機能を発揮し、学園の業務運営が円滑に行われるように「寄附行為」及び「就業規則」に加え、「学園運営細則」が定められている。「学園運営細則」第 3 条には、各部門の果たす役割及び職員の配置が明確に規定されており、本学園内の各組織は、「学園運営細則」に則り、円滑に業務を遂行している。また、本学園

内の各校園は毎年度『事務分掌』を作成しており、適切な役割分担と責任の明確化が図られている。

また、主要管理職の人事は理事会にて決議されており、権限の適切な分散と円滑な業務運営に向け、組織的に決定を行っている。職員の配置についても経営教学協議会を通じて、経営・管理部門と緊密な意見交換を行い、効果的な業務執行を図る体制を構築している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-5-1】 学校法人玉手山学園運営細則 【資料 3-1-13】 と同じ

【資料 3-5-2】 平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）【資料 1-3-15】 と同じ

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

1) 業務執行の管理体制

本学園では法人本部、大学、短期大学、高等学校、幼稚園の事務部門が、所轄事務について相互に連絡、調整を図るための「事務連絡会」を月 1 回開催し、運営の調整を行っている。事務連絡会には、各事務部門の責任者が出席し、行事や取組事項等相互に連絡し、調整が必要な事項を中心に活発に意見交換を行っており、その機能を十分に果たしている。事務連絡会は「学園運営規則」第 16 条に則って、適切に運営されている。

経営・管理部門と教学部門の意見交換の場として、「経営教学協議会」を原則月 2 回開催している。経営教学協議会は、理事長・学園長、常務理事・副学園長、副学園長、法人本部長、大学学長、短期大学学長、事務局長により構成する。経営教学協議会では、大学・短期大学の運営において経営・管理部門と教学部門の調整を必要とする案件や教職員人事等について、意見交換を行っている。重要案件は、経営教学協議会での意見交換の後、運営理事会等において審議を行っており、業務執行の管理体制が整備できている。

2) 大学事務局

大学の業務執行を行う事務組織として「大学事務局」を設置しており、この事務組織は「運営細則」に規定されている。大学事務局は「運営企画室」「総務部」「入試広報部」「教務部」「学生支援センター」「図書館」「情報センター」の 7 部署より構成されている。この他に、総務部所管の「研究支援室」、教務部所管の「教職課程室」「共通教育センター（平成 27(2015)年 9 月設置予定）」及び学生支援センター所管の「保健室」「学生相談室」を設置している。大学事務局の各部署等には管理者を配置し、それを事務局長が統括する体制を敷いており、責任体制を明確化している。なお、各部署管理者のうち、教学関係業務を担当している教務部や学生支援業務を担当している学生支援センター及び情報センター、図書館では、専任教員から選任された管理者（部長・センター長・館長）を置き、その下に専任職員の管理者（副部長・副センター長・課長）を、配置して、教職協働で管理・運営にあたっている。

事務局長と各部署の事務管理責任者で構成する「運営企画会議」を、原則毎週金曜日に開催している。開催予定の会議の議題確認・調整、各種会議での決定事項の伝達、事務局内の意見交換等がなされ、事務局内の円滑な連携に資している。この会議には、常務理事、法人本部長が出席しており、法人と大学事務局との情報共有の場としても機能

している。

その他、大学の教育研究支援のための諸活動を支えている教授会、研究科委員会の諮問機関として設置されている各種委員会には、教員だけではなく必ず職員も構成員として参画し、大学事務局の各部署と連携しながら、教職協働のもと教学運営を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-5-3】 法人組織構成図（平成 27 年度）

【資料 3-5-2】 平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.6／P.21～P.53）

【資料 1-3-15】 と同じ

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

建学の精神と教育理念に基づき、大学職員としての能力開発及び資質向上を図ることを目的として、平成26(2014)年度より「関西福祉科学大学・関西女子短期大学SD委員会規程」が制定された。SD委員会では、SDの企画・立案及び実施に関する事項、職場内外の研修に関する事項等を審議している。

職員の自己啓発促進については、本学が加盟する協会や団体主催の研修会やセミナー、シンポジウム等に関連の事務職員を階層別・職種別に積極的に参加させ、職務を遂行するための知識やスキルを修得させている。また、職員の経済的負担の軽減を目的に、参加費等の経費補助を行っている。研修及び講習等を受講した職員に対しては、「研修出張報告書」の提出を義務付け、各部署で報告会を実施するなどして研修成果を学内に還元している。

厳しい経営環境の中にあっても、経営を改革していける中核人材や、その実行を支える人材を育成し、職員それぞれの役割や成果、貢献に応じたより適切な処遇の実現を目的に「新人事制度」を制定している。人事制度は、「等級制度（能力開発・適切な役割の明示と付与）」「評価育成制度（成果や行動の評価とフィードバック）」「給与制度（年齢と等級（役割）と成果（貢献）に基づく決定）」で構成されている。一次評価者によるフィードバック面接を実施し、1年間の評価結果を伝えるとともに最終評価を通知し、個々人の成長につなげている。

<エビデンス集・資料編>

【資料3-5-4】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学SD委員会規程

【資料3-5-5】 職員研修会参加一覧（平成26年度）

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学園を取巻く厳しい経営環境に対応するためには、現状の体制で盤石とは言えない。変化に対応するためには、継続して適切な組織編成を行う必要がある。
- ・ 「経営教学協議会」を通じ経営と管理部門で緊密な意見交換が行われているが、規程等による明確なルール化がなされていない。意見交換の更なる充実に向け、その位置づけを明確にする必要性について検討する。
- ・ SD 活動に関しては、効果的かつ効率的な研修体系の構築に取り組む。また、階層別研修を導入し、積極的に職員を派遣、また自己啓発への支援を積極的に行ったが、外部研修は単発のものが多く、まだ職員を体系立てて育成するシステムとなっていない。

ない。また、新人事制度は有効に機能しているが、被評価者の自己評価や直属上司の一次評価において、一部ではあるが過大評価など評価格差が見受けられるために、一部見直しが必要である。

- ・人事評価制度については、適正な評価の実施に向け、評価者訓練を定期的実施する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 23(2011)年度に「経営理念とビジョン」を明文化するとともに、その具体化に向け「第 2 期(2013～2017)学園中長期計画」を策定し、それに基づき中期の財務計画も策定している。

平成 26(2014)年度決算において、法人は借入金無く、短期大学の新校舎建設（平成 27(2015)年度完成予定）に必要な資金は、全て自己資金により賄い、第 2 号基本金として計画的に組み入れ、且つ見合いの特定資産を設定している。

予算については、学園予算基本方針に基づき、理事長が予算責任者から提出された予算積算資料を検討のうえ、理事長の指示により法人本部財務部が予算案を作成し、評議員会の意見を聞き、理事会の決議を経て年度開始前までに決定される。なお、やむを得ない事由により予算の追加、その他の変更を必要とするときには、予算の補正を行う。以上のことから、中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立されている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-6-1】学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン 【資料 1-3-12】と同じ

【資料 3-6-2】第 2 期(2013～2017)学園中長期計画 【資料 1-3-13】と同じ

【資料 3-6-3】学園予算編成基本方針（平成 27 年度）

【資料 3-6-4】事業計画書（平成 27 年度）【資料 F-6】と同じ

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務基盤の確立に向け、収入面では学生生徒等納付金の安定的な確保に努めるほか、外部資金の積極的な獲得により増収を図っている。一方、支出面では人員配置の適正化により、人件費の制御に努めている。

消費収支計算書関係比率（法人全体）では、人件費比率は平成 22(2010)年度 63.1%、平成 23(2011)年度 65.7%、平成 24(2012)年度 67.1%、平成 25(2013)年度 60.5%、平成 26(2014)年度 58.0%となり、全国私立大学平均（医歯系除く）よりも高い数値となった。

帰属収支差額比率は平成 22(2010)年度 1.1%、平成 23(2011)年度△5.3%、平成 24(2012)年度△6.7%、平成 25(2013)年度△1.7%、平成 26(2014)年度 2.8%となっている。

消費収支計算書関係比率（大学）では、人件費比率は平成 22(2010)年度 55.5%、平成 23(2011)年度 61.1%、平成 24(2012)年度 63.6%、平成 25(2013)年度 60.2%、平成 26(2014)年度 54.8%となっている。帰属収支差額比率は平成 22(2010)年度 12.4%、平成 23(2011)年度△0.4%、平成 24(2012)年度△1.6%、平成 25(2013)年度△2.6%、平成 26(2014)年度 7.2%となっている。

貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率が 90%以上で推移し、全国私立大学平均（医歯系除く）を上回る良好な数値を示している。また、本学園は借入金も無く、全て自己資金で運営しており、平成 26(2014)年度における総負債比率は 8.5%と良好な数値となっている。

資産運用については、「学校法人玉手山学園資金運用規程」でその運用方法等について明確に定めている。法人本部財務部長がこの規程に基づき、運用責任者である財務担当理事の指示を受けて、法人本部長の管理の下で運用している。運用責任者は、理事長に対し 3 か月ごと、及び決算理事会において運用報告を行っている。

外部資金については、教育研究をより一層充実させるため、積極的な獲得に努めている。平成 25(2013)年 4 月には「関西福祉科学大学・関西女子短期大学研究創成支援制度」を創設し、学内の公的研究費への応募を積極的に支援してきた結果、科学研究費助成事業への応募件数・採択件数が増加している。平成 26(2014)年度は、研究費に関しては、科学研究費補助金 27 件（平成 27(2015)年度においては 31 件）、厚生労働科学研究費 1 件、また文部科学省各種補助金に関しては、私立大学等研究設備等整備費事業 1 件、私立大学等改革総合支援事業「タイプ 1（教育の質的転換）」に採択されたのを受け、私立学校施設整備費補助金 1 件、私立大学教育研究活性化設備整備事業 1 件の採択実績があり、多岐にわたる外部資金を獲得し、教育研究の活性化を図っている。

法人全体としては、平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度にかけて、学生数の減少とともに帰属収支差額比率がマイナスで推移していたが、平成 26(2014)年度は、学生数の増加等による帰属収入の増加により、帰属収支差額比率は 2.8%とプラス転換した。貸借対照表関係比率も全国私立大学平均（医歯系除く）を上回っており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされていると判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-6-5】 部門別財務比率表（年度別対比）（平成 22 年度～平成 26 年度）

【資料 3-6-6】 財務比率表（年度別対比）（平成 22 年度～平成 26 年度）

【資料 3-6-7】 学校法人玉手山学園資金運用規程

【資料 3-6-8】 予算書（平成 27 年度）

【資料 3-6-9】 決算書（平成 22 年度～平成 26 年度）

【資料 3-6-10】 財産目録

【資料 3-6-11】 外部資金採択実績（平成 26 年度）

【資料 3-6-12】 公的研究費ニュース（平成 27 年度）

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・収入増加のため、定員数の確保に努める。また、「経営理念とビジョン」の具現化を図るため、教学組織の再編成構想を推進する。
- ・経費削減については、費用対効果を最大限に考慮した予算編成を行い、厳格な執行管理を実施していく。
- ・外部資金については、更なる獲得に向けた取組みを組織的に行う。

3-7 会計

＜3-7 の視点＞

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人玉手山学園経理規程」等に基づき、適正に行っている。日本私立学校振興・共済事業団等が主催する研修会には随時担当者が参加して会計知識の向上に努めており、日常での会計処理上の疑問や判断が困難な事象については日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士・税理士等に随時相談し、指導・助言を受けている。

予算の執行については、「稟議取扱い規程」に基づき、執行額が 10 万円以上の場合は『物品購入稟議書（稟議書）』を起案して常務理事または理事長の決裁を経る。また、10 万円未満の場合は『支出承認書』を起案して所属長の決裁を経る。その後、法人本部財務部において稟議書や請求書などの証憑書類を確認したうえで会計伝票を起票し、支払手続きを行っている。なお、当初予算外の支出については、その必要性を十分に吟味して可否判定している。

予算の執行状況については、各部門が独自に管理するとともに、毎月開催される「事務連絡会」において法人本部財務部が執行状況の一覧表を毎月配付することにより、各部門に周知している。

上記の通り、本学園では学校法人会計基準等に基づき、適正に会計処理がなされていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-7-1】 学校法人玉手山学園経理規程

【資料 3-7-2】 学校法人玉手山学園経理規程施行細則

【資料 3-7-3】 稟議取扱い規程

【資料 3-7-4】 固定資産及び物品管理規程

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査及び、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査共に、毎年滞りなく実施されている。

公認会計士による監査は、平成 26(2014)年度において 22 日間実施され、独立監査人の監査報告書により適正意見を受けている。

監事は社会保険労務士 1 名及び司法書士 1 名の合計 2 名で構成されており、理事会・評議員会において運営状況が適切であるとの監事監査結果を報告している。

内部監査は、理事長の指示により法人本部財務部が実施し、その結果を理事長及び関連部門に報告している。

以上のことから、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされていると認識している。
＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-7-5】学校法人玉手山学園監事監査規程 【資料 3-4-8】と同じ

【資料 3-7-6】玉手山学園監査計画日程表（平成 26 年度）

【資料 3-7-7】監事の監査報告書

【資料 3-7-8】独立監査人の監査報告書

【資料 3-7-9】内部監査実施報告書

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

- ・現在の適正な会計処理体制及び監査体制を維持するとともに、事務職員の会計知識の向上や運用ルールの更なる理解を図り、平成 27(2015)年度の学校法人会計基準の改正に向けて、文部科学省からの通知及び日本会計士協会の指針等に留意し、公認会計士とも連携して遺漏のないよう適切に対応する。

【基準 3 の自己評価】

本学園は、教育基本法及び学校教育法に準拠した「寄附行為」「寄附行為施行細則」を定め、学校法人として適切な管理運営体制や関係諸規程を整備している。また、平成 23(2011)年度には「経営理念とビジョン」を明文化するとともに、その具現化に向けて「第 2 期(2013～2017)学園中長期計画」及び「行動計画」を策定し、本学の将来像を明確に定めている。これらを教職員が共有・推進することで、本学園の基本理念の実現に向けて継続的に努力している。

環境保全、人権、安全の面においても、火災や地震、情報セキュリティ、省エネルギー、個人情報保護等それぞれに対応した対策委員会を、法人本部と適宜連携を図りながら設置し、具体的な対策を講じている。

法人においては、理事長が建学の精神や本学園の使命の再確認やその周知、将来構想の策定等の指導的役割を担い、本学園の全般に亘るリーダーシップを発揮している。最高意思決定機関である「理事会」は法令及び学園規程に基づき、本学を含む学園全般に亘る重要事項を審議し、また理事会を補完する機関としての「運営理事会」、学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関である「評議員会」、学園全体の事項についての協議機関である「所属長会」等により本学園の管理運営体制は整備されおり、適切に機能している。

大学においては、学長のリーダーシップの下、教授会や各種委員会等の組織編成や諸規程の整備等、本学を円滑に運営していくための体制が整備され、適切に運営されている。学長は、教学運営は勿論のこと、大学・学園運営の両面においてその職務を遂行しており、法人と教学部門は各種会議体等を通じて円滑な連携の下に適切かつ機能的に運営している。

財務面では、大学は平成 23(2011)年度以降、学生数の減少とともに帰属収支差額比率がマイナスで推移していたが、平成 26(2014)年度に帰属収支差額比率がプラスに転換し、収支状況に改善が見られる。また、法人全体では借入金がなく、安定した財務体質の下、適切な財務運営を行っている。今後は、一層の財務基盤の確立に向けて、教学組織の再編成構想の具体化を着実なものとし、収入面における学生生徒等納付金の安定的な確保に努めるほか、外部資金の積極的な獲得による増収を図っていく。

以上のことから、基準 3「経営・管理と財務」について、基準を満たしていると判断した。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、点検・評価を行う組織として、「自己点検・評価委員会」（基準 4 において以下「委員会」という）を設置している。「大学自己点検・評価規程」（基準 4 において以下「規程」という）第 6 条において「委員会は原則として、3 年ごとに本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備等の状況について、全学的な自己点検・評価を実施する」と規定している。

平成 23(2011)年度には規程の定めにより、3 年に 1 度の全学的な自己点検・評価を実施した。その際には機関別認証評価との整合性を重視し、「公益財団法人 日本高等教育評価機構」が定める評価基準を準用し、本学独自の評価基準として、「社会貢献」及び「豊かな人間性の育成」を設定した。これらの基準項目について、本学における現状と将来計画をエビデンスに基づきながら自己点検・評価を実施し、その結果を学内教職員と共有するとともに大学ホームページに公表した。

毎年度の大学全体の取り組みとして、『年次報告書』を活用した点検・評価を実施している。これは、各学科・研究科・部署・委員会等ごとに、委員会が割り当てた点検・評価の観点に基づき、当該年度の業務報告と併せて活動に係る自己評価や改善・向上のための取り組みについて点検・評価を行うものである。点検・評価結果は委員会にて、内容の確認・審査を行っている。この『年次報告書』に係る自己点検・評価結果は冊子化し、学内の学科・部署等に配付し教職員で共有している。また、教育環境や学生生活等の学生の学修に関する点検・評価は、当該分野を所管する各種委員会が点検・評価項目とその実施方法を検討し、実施している。

その他、大学が単年度計画として策定する「行動計画」では、年度途中と年度末にその進捗を確認・評価し、その評価に基づき次年度の計画に反映させることとしており、点検・評価の一環として機能している。

上述の通り、規程の定めによる 3 年に 1 度の全学的自己点検・評価に加えて、毎年度『年次報告書』等を活用した自己点検・評価を実施しており、自主的・自律的な点検・評価を行っている。定期的な自己点検・評価を実施しているが、そこで得られた課題に対しての改善・向上の取り組みは各学科・部署等に委ねており、その改善状況等のフォローアップが必要である。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-1-1】大学 自己点検・評価規程

【資料 4-1-2】平成 23 年度自己点検・評価報告書

【資料 4-1-3】年次報告書（平成 25 年度）

【資料 4-1-4】行動計画（平成 27 年度） 【資料 3-1-10】と同じ

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

平成 27(2015)年度の委員会は、規程に基づき学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長を固定委員とし、その他委員長の指名により教授 2 名、運営企画室長、総務部副部長等により構成されている。また、委員長には学長が、副委員長には LO 及び副 LO が就任しており、教学面と管理・運営面における総合的な自己点検・評価が展開できる体制を整備している。また、平成 26(2014) 年度から平成 27(2015)年度にかけての自己点検・評価では、法人・大学・大学事務局の全部署が関与するワーキンググループを編成して実施した。

規程第 5 条では、自己点検・評価を実施するにあたり、委員会の下に下部組織を置くことができ、その構成・任務等については委員会が決定すると規定している。これに基づき、平成 23(2011)年度及び平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度にかけての自己点検・評価については、基準項目に合わせて業務上関係の深い学科・部署等を割り振り、ワーキンググループを編成し、独自の体制を整備して運営している。

上述のように、基準項目に合わせたワーキンググループ制を採用したことで、より効率的且つ機動的な運営が可能となった。また、自己点検・評価は委員会が中心となり、法人・大学・大学事務局の全部署が関与する体制のもと実施されており、自己点検・評価実施体制は適切であると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-1-5】平成 27 年度自己点検・評価実施体制（ワーキンググループ）

【資料 4-1-6】平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）(P.37)

【資料 1-3-15】と同じ

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学では、規程第 6 条において、3 年ごとの周期で自己点検・評価を行うものと定められている。この規定に基づき、平成 23(2011)年度は大学全体として自己点検・評価を実施し、『平成 23 年度 自己点検・評価報告書』としてまとめている。平成 23(2011)年度の自己点検・評価では、日本高等教育評価機構の定める基準を準用し、自己点検・評価を行った。この結果は、学内教職員に共有するとともに、大学ホームページ上に公表している。

『年次報告書』は、平成 21(2009)年度より毎年度の周期で作成しており、日本高等教育評価機構の評価基準を参考にした「自己評価」及び「改善・向上方策」の項目を設定し、その年度の各学科・部署等の業務報告と併せて自己点検・評価を展開している。この自己点検・評価活動は、各学科・部署等における現状把握及び改善・向上方策の抽出等を行い、定期的な点検・評価の機会となっている。

学校教育法による大学機関別認証評価の周期が 7 年以内毎と定められていることを踏まえると、本学が定める 3 年に 1 度という周期は認証評価受審後から次の受審までの中

間時期に位置しており、その周期は適切であるといえる。また、『年次報告書』等を活用した自己点検・評価では、各学科・部署等における全学的且つ定期的な自己点検・評価を実現している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-1-1】 大学 自己点検・評価規程

【資料 4-1-3】 年次報告書（平成 25 年度）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価の結果として得られた課題を改善・向上につなげ、全学的な PDCA サイクルを展開していく必要がある。自己点検・評価により得られた課題については、毎年度委員会が各学科・部署等に対して進捗状況の確認を行い、改善計画を確実に履行できるよう進めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

＜4-2 の視点＞

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価実施にあたっては、日本高等教育評価機構の評価基準を準用していることから、日本高等教育評価機構の示すエビデンスとなる資料編及びデータ編を関係各部署等で作成、収集し、それに基づき点検・評価を行っている。

平成 23(2011)年度及び平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度にかけての自己点検・評価実施の際には、法人を含む点検・評価に関わる教職員を対象に大学全体説明会を開催し、評価基準に係る説明に加えてエビデンスに基づく点検・評価の重要性について周知を行った。また、自己点検・評価結果を報告書としてまとめた「自己点検・評価書」はワーキンググループが報告書を執筆し、各学科（学科長・教務主任等）及び記述内容に関連の深い部署等において記載内容の妥当性についての検討を経て、さらに委員会にて記載内容の確認、審査を行った。

ワーキンググループによる報告書執筆後、学科・部署等と委員会、学長による記載内容の確認、審査の過程を経ることで、より透明性の高い自己点検・評価を実現できていると判断している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価に必要となるデータの把握、収集は、委員会が中心となり行っている。

委員会が、点検・評価を実施し易いように当該項目に関係の深い学科・部署等を各基準項目の担当者として配置し、各学科・部署等で作成したデータを委員会にてとりまとめた。

また、毎年度実施している『年次報告書』を用いた自己点検・評価では、巻末データとして日本高等教育評価機構「エビデンス集（データ編）」の様式の一部を採用し、本学の教育活動等の基礎データを収集しており、定期的にデータを収集する仕組みを構築している。この『年次報告書』は冊子にまとめて学内に配付し、各学科・部署等の活動実績及び課題について学内での情報共有に役立てている。

その他、本学では学生調査、学生満足度調査、オープンキャンパスアンケート等各種調査を定期的に行っている。学生調査では学生の学修実態の把握・分析を目的に実施しており、分析結果は報告書として取りまとめて学内グループウェアシステム「サイボウズガールン」に公開、授業運営に活用している。学生満足度調査は、学生の満足度や要望を把握、分析し、集計結果は各種会議等で共有され、大学運営に反映させている。また、オープンキャンパスアンケートでは、来学者を対象に保護者と受験生別にアンケートを実施し、広報戦略の策定に活用している。

本学では、現状把握のために日常的に情報・データの収集と分析を行い改善に役立てている。自己点検・評価の実施に際しては、委員会が中心となり収集したエビデンスと十分なデータを基に客観性の高い自己点検・評価を実施している。情報・データの収集と整理については、現状では各学科・部署等が個々で情報を保持しており、IR（Institutional Research）の観点から情報の統一管理が望まれる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-1】学生満足度調査集計結果（平成 26 年度） 【資料 2-7-11】と同じ

【資料 4-2-2】学生調査(3 年次) 集計結果報告書（平成 26 年度）【資料 2-6-5】と同じ

【資料 4-2-3】オープンキャンパスアンケート集計結果

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

平成 20(2008)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審した際の「自己評価報告書」は、全文を大学ホームページに公表するだけでなく、日本高等教育評価機構からの『平成 20 年度大学機関別認証評価 評価報告書』等も併せて公表した。学内教職員に対しては冊子化して配付することで学内共有に努めた。

平成 23(2011)年度に実施した自己点検・評価では、点検・評価結果を執行部会や大学評議会等へ報告することで、一層の学内教職員の周知に努めた。この点検・評価結果は、『平成 23 年度 自己点検・評価報告書』として大学ホームページの情報公開ページに全文を公表した。

また、毎年度実施している『年次報告書』を活用した自己点検・評価結果は、冊子化して学内の各学科・部署等に配付している。

自己点検・評価結果については、ホームページ上で公開するとともに、冊子を教職員に配付することにより、学内外での共有が図られていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-4】平成 23 年度自己点検・評価報告書 【資料 4-1-2】と同じ

【資料 4-2-5】年次報告書（平成 25 年度） 【資料 4-1-3】と同じ

【資料 4-2-6】大学ホームページ（大学評価）

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/evaluation/>)

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学では各種データの管理、活用については各学科・部署等が個々に収集、作成しているため、非効率な情報管理体制となっている。また、IR を行う組織として、平成 25(2013)年度に「IR 委員会」を教育開発支援センターの下に設置したが、その機能は十分ではない。平成 28(2016)年度より、各学科・部署等が個々に保管している各種データ・情報を一元化することを目的に、専任教職員を配置した「IR・FD 推進室」の設置を予定している。将来的には、この「IR・FD 推進室」が中心となって、必要なときに必要な情報が得られる体制を整備することで、効率的な大学運営を行っていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

平成 25(2013)年度から始まった「第 2 期（2013～2017）学園中長期計画」では、法人内の学校園がそれぞれ目指すべき目標を定めている。この「第 2 期(2013～2017)学園中長期計画」は、毎年度策定される「行動計画」に落とし込み、具体的な計画に基づき推進している。「行動計画」は年度途中と年度末にその進捗を確認・評価し、その評価に基づき次年度の計画に反映させることとしている。また、本学では教育の質保証のためにシラバス、授業アンケート、非常勤教員との連携強化、並びに「自己点検シート」を活用した、教員個人の授業改善のための PDCA サイクル等を実践している。加えて、『年次報告書』の作成により、毎年度自己点検・評価が行われていることは、継続的な PDCA サイクルの実践に役立っている。

平成 20(2008)年度の認証評価時に指摘のあった項目については、平成 23(2011)年度の『自己点検・評価報告書』において、その改善状況についての記述を必須とした。提出された改善状況については、委員会にて内容確認を行い、その改善状況または将来計画（改善・向上方策）の妥当性について検証を行った。

以上のことより、本学における目標設定、実行計画、自己評価、改善といった PDCA サイクルを実践する仕組みは「行動計画」「自己点検シート」『年次報告書』を基軸として確立している。しかし、自己点検・評価で明らかとなった課題、改善・向上方策について、その後の実践状況や進捗状況の点検が十分ではないため、結果の活用に向けた

PDCA サイクルの更なる充実に努める。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 4-3-1】 行動計画（平成 27 年度） 【資料 3-1-10】 と同じ
- 【資料 4-3-2】 運営計画 進捗フォロー表（平成 26 年度） 【資料 3-1-11】 と同じ
- 【資料 4-3-3】 年次報告書（平成 25 年度）【資料 4-1-3】 と同じ
- 【資料 4-3-4】 自己点検表集計結果（平成 26 年度）【資料 2-2-11】 と同じ
- 【資料 4-3-5】 平成 20 年度認証評価改善報告

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「第 2 期（2013～2017）学園中長期計画」「行動計画」の推進は、関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所の開設、言語聴覚学専攻の開設、関西医療技術専門学校校舎（平成 25(2013)年 3 月閉校）を活用したラーニング・コモンズの設置など、大学の様々な改革・改善につながっている。しかし、「行動計画」の進捗状況は年度ごとに確認・評価を実施し次期計画につなげているが、「第 2 期（2013～2017）学園中長期計画」の進捗状況を把握する方法は確立できていない。この課題を改善するため平成 27(2015)年度より、「第 2 期（2013～2017）学園中長期計画」と「行動計画」の連動性をより明確にした様式にて計画を策定した。今後は、「行動計画」と連動して「第 2 期（2013～2017）学園中長期計画」の進捗を把握し、計画の実質化を図っていく。
- ・自己点検・評価で得られた課題、改善・向上方策の取り組み状況については、委員会で毎年度確認を行い、実践につなげられる体制を構築し、全学的な PDCA サイクルを展開していく。

【基準 4 の自己評価】

本学では、規程に基づき委員会が中心となり、3 年に一度の周期で自己点検・評価を実施している。評価基準は日本高等教育評価機構の基準を準用し、その基準に沿った点検・評価を実施した。実施体制においても、ワーキンググループ制度を採用することで、効率的且つ機動的な点検・評価を実現している。加えて、毎年度『年次報告書』を活用した点検・評価を実施しており、本学では適切な周期で自律的な自己点検・評価が行うことができている。

現状把握のための資料となる調査・データ収集は、恒常的に収集・分析・検討を行っており、評価実施の際には有効なエビデンスとして機能している。今後は、収集・分析・検討を行ったデータを集約して管理を行う組織の整備が必要と考え、平成 28(2016)年度より IR 組織として「IR・FD 推進室」を設置し、日常的に管理を行える体制を準備している。

本学では、「第 2 期（2013～2017）学園中長期計画」を推進するために、計画を単年度の「行動計画」に落とし込み、年間を通してその達成に努めている。この「行動計画」では、年度途中にその達成状況をチェックし、未了の計画については次年度の計画に反映していく仕組みを確立している。今後は課題、改善・向上方策について、さらなる PDCA サイクルの強化が必要である。

以上のことより、本学では委員会を中心に定期的且つ適切な自己点検・評価を実施しており、また日常的には「行動計画」を通して PDCA サイクルを機能させる仕組みを確立している。

以上のことから、基準 4「自己点検・評価」について基準を満たしていると判断した。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 地域貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 社会及び地域との連携・協力に関する方針を定めた支援体制の整備

A-1-② 大学と地域社会との協力関係の構築

A-1-③ 教職員及び学生がボランティア活動等を通じた地域貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会及び地域との連携・協力に関する方針を定めた支援体制の整備

本学園では、全ての教学活動の基盤となる「経営理念とビジョン」の中で、「地域貢献社会に必要とされ愛される学園」を掲げ、地域貢献を重要な施策として位置付けている。

また、中長期的な将来計画を定めた「第 2 期（2013～2017）学園中長期計画」では、「①関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所の開設（2013 年 9 月）」及び「②地域における知的発信拠点（Center of Community）としての機能向上・寄与」を掲げ、積極的に地域貢献に取り組んでいくことを表明している。これらを達成するために、本学園内に地域連携に係る組織を編成し、さまざまな取組みを行っている。

1) 地域連携組織

a) 玉手山学園地域連携協議会

平成 25(2013)年 4 月、学園全体として地域社会との連携を深め、より有機的に地域連携事業に取り組むため、学園内の設置校である、大学・短期大学・高等学校・幼稚園、及び法人本部により構成される「玉手山学園地域連携委員会」を設置した。その後、平成 27(2015)年度に実働組織である地域連携センターの設置に伴い、「玉手山学園地域連携委員会」を「玉手山学園地域連携協議会」と改めた。玉手山学園地域連携協議会は、地域社会との連携事業実施に関する協議機関であり、設置校園の地域連携事業の取組みを支援していく。

b) 地域交流委員会

本学並びに、学園内の設置校である短期大学と共に地域連携事業を推進するための合同組織として、「地域交流委員会」が組成されている。同委員会は、大学・短期大学の専任教員 18 名（委員長 1 名、副委員長 2 名、委員 15 名）と職員 3 名（委員 3 名）により構成され、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学地域交流委員会規程」に基づき本学が地域の一員として、その保有する知的・人的・物的資源を活かして地域社会との交流・連携活動を推進することにより、地域貢献に資することを目的としている。

また、地域交流委員会は、本学並びに各学部・学科が、柏原市を中心とする近隣地域と連携して企画・実践する「地域交流委員会プログラム」を選定している。これらは、大学が公式に認定する地域連携事業として、予算、人員等の支援を全面的に行う体制を整えており、平成 26(2014)年度は計 22 事業が認定されている。

各学部・学科の地域連携の情報は、大学ホームページの「地域連携」にアップされ、

学外への発信に努めている。学園ホームページ「学校法人玉手山学園 学園地域連携事業」や柏原市ともリンクし、地域連携活動の広報に役立っている。

c)地域連携センター

平成 27(2015)年 4 月、学園全体として地域社会との連携を深め、より有機的に地域連携事業に取り組むため「地域連携センター」を設置し、専任職員を配置した。

学園内の設置校園である大学・短期大学・高等学校・幼稚園、及び法人本部より選出された代表者による「地域連携センター会議」を開催し、地域連携について協議、企画し、各所属長で構成された玉手山学園地域連携協議会で実施について審議できるよう企画・提案を行うこととしている。

地域連携センターは、新たに取り組む地域社会との連携事業に関する窓口となり、地域の課題・要望と学園内の資源との調整を図るなど、設置校園の地域連携事業の取り組みを支援していく。

d)心理・教育相談センター

心理・教育相談センターは、地域住民のニーズに応えるために、乳幼児期から老年期までを幅広く対象とした相談活動などの心理臨床サービスの提供を行いながら、心理臨床学の教育並びに研究の充実と発展を図り、心理臨床にかかわる高度専門職業人を育成することを目的としている。この目的を達成するための支援体制として、センター長 1 名、副センター長 1 名、相談員 6 名、事務職員 1 名を配置している。

2) 地域との連携及び協力に関する方針

a)包括連携協定

本学は平成 17(2005)年、所在地の柏原市と「関西福祉科学大学と柏原市との連携協力に関する協定書」を締結し、様々な分野で柏原市との連携協力事業に取り組んできた。さらに、玉手山学園全体として、柏原市と相互に協力し活力に満ちた個性豊かな地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、平成 26(2014)年に「柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書」を締結した。

(協定の内容)

- ①福祉、医療、保健に関すること
- ②教育、文化、芸術、スポーツに関すること
- ③産業、環境、自然に関すること
- ④まちづくり、防災に関すること
- ⑤人材育成に関すること
- ⑥その他両者が協議して必要と認める分野

また、協定に基づいて、柏原市と本学園による「柏玉地域連携協議会」を設置し、定期的に協議会を開催し、各種事業に関する進捗状況の報告、今後の取り組み等に関する意見交換など、地域課題の解決に向けた協議を行い、より密接な協力関係の構築を図っていくこととしている。

b)災害時避難所等施設利用に関する協定

平成 26(2014)年に本学園と柏原市との間で、「災害時における避難所等施設利用に関する協定書」を締結した。本学園では、以前から柏原市の災害時指定避難所として、学園総合体育館の一部を提供することとしていたが、今回の協定締結により、新たに

福祉避難所用のスペースや被災者用の浴室、地域支援拠点となるグラウンドなど、本学園が所有する諸施設を災害発生時に地域住民の避難所として提供する。

本学は柏原市と平成 17(2005)年に「関西福祉科学大学と柏原市との連携協力に関する協定書」を締結し、様々な形で連携協力を行ってきた。さらに平成 26(2014)年に、「柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書」を締結することで、学園全体として市との連携協力を一層推進していく関係を構築した。また、「経営理念とビジョン」「第 2 期（2013～2017）学園中長期計画」において、地域貢献の方針を明確に掲げており、学園全体で積極的に地域社会との有意義な連携協力関係が構築されている。

これらを背景として、地域交流委員会は「関西福祉科学大学・関西女子短期大学地域交流委員会規程」に則り、地域と大学の橋渡し役として本学の地域連携を支援・総括する役割を担い、その責務を果たしていると評価する。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-1】学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン【資料 1-3-12】と同じ

【資料 A-1-2】第 2 期（2013～2017）学園中長期計画【資料 1-3-13】と同じ

【資料 A-1-3】大学ホームページ（地域連携）

(<http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/>)

【資料 A-1-4】学園地域連携協議会規程

【資料 A-1-5】関西福祉科学大学・関西女子短期大学地域交流委員会規程

【資料 A-1-6】関西福祉科学大学地域連携センター規程

【資料 A-1-7】関西福祉科学大学心理・教育相談センター規程

【資料 A-1-8】柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書

【資料 A-1-9】災害時における避難所等施設利用に関する協定書

A-1-② 大学と地域社会との協力関係の構築

本学では、「地域交流委員会」が設置され、地域社会との円滑な協力関係が構築されるように体制を整えている。平成 26(2014)年度からは、学内の地域連携事業を総括し、教員・学生が一体となり実施する「地域交流委員会プログラム」を大学の地域連携事業として認定し推進している。対象となる地域は、包括連携協定を締結している柏原市に加え、大阪府や奈良県の周辺地域の行政や教育委員会等である。以下に本学の主な地域貢献活動を示す。

①公開講座・出前講座

大学の教育研究成果を地域社会へ還元するために、開学当時から本学で開催されている公開講座に加えて、平成 26(2014)年度からは地域に教員が出向いて講座を開く「出前講座」を開設した（計 26 講座）。

②地域交流委員会プログラム

大学の各学部がそれぞれの特性を活かして実施する主な事業を以下に示す。

| 学部 | 事業内容 |
|--------|---|
| 社会福祉学部 | 「柏原市福祉・防災マップづくりプロジェクト」、「柏原市子育て支援プログラム（子育て広場ほっとステーション見守りボランティア）」、柏原市教育委員会・大阪教育大学との連携で「柏原市スタディ・アフター・スクールプログラム」等 (平成 26(2014)年度 計 4 事業) |
| 健康福祉学部 | 「柏原市健康フェスティバル」、「柏原市学校園支援活動」、「学校健康診断ボランティア」、「救急時の対応教育」、「食育プログラム」等 (平成 26(2014)年度 計 11 事業) |
| 保健医療学部 | 「柏原市民の健康づくり」事業として「柏原ウォーキングマップ」の作成、「太極拳ゆったり体操を用いた健康づくり」を柏原市健康福祉部と連携協力して実施する他、近接する市の「認知症二次予防事業」等 (平成 26(2014)年度 計 29 事業) |

③心理・教育相談センターの活動

心理・教育相談センターの地域連携・協力に関しては、近隣医療機関や教育機関と患者・クライアントを相互に紹介し合うなどの積極的連携や、近隣住民向けイベントとして「子育て上手の心理学」（ペアレント・トレーニング：年 2 回）、「発達チェック」（発達検査と相談）、「学齢期家庭教育面談会」（小学生の発達相談）、「家族支援を学ぼう」（家族支援を担当する地域の専門家を対象とした家族アセスメントの講習会）などを開催している。さらに、公開イベントとして「心のケア・フォーラム」や「心理臨床公開セミナー」を開催している。

④「柏原市民総合フェスティバル」への協力・参加

「柏原市民総合フェスティバル」は、産・学・官の連携協力の推進と人と人とのふれあいづくり、及び地域の活性化を図ることを目的とした柏原市の地域連携行事として平成 21(2009)年より毎年開催されている。この催しは、柏原市、柏原市教育委員会、柏原市商工会ほか、市内の諸団体・企業等による実行委員会が主催しており、本学園も開催当初から実行委員として運営等に携わっている。

⑤「K's コンサート」の開催

「K's コンサート」は、本学園の設置する大学・短期大学・高等学校の学生・生徒により構成される「玉手山学園吹奏楽団」による演奏会で、毎年年末に開催されている。平成 26(2014)年度で 7 回目の開催となり、コンサートには毎年約 800 名の来場者を迎え、柏原市の年末の恒例行事として定着している。コンサートでは、柏原市内の中学校もゲスト出演し演奏を行うなど、音楽を通して地域の方々や学校との交流を深める機会となっている。

上記の通り、地域交流委員会は、地域社会との協力関係を築き、地域と大学をつなぐ橋渡しの役割を担っており、福祉や健康、教育の領域における地域のニーズに合わせて、本学の特色を生かしたシーズが「地域交流委員会プログラム」として提供できている。

平成 26(2014)年度に創設した「出前講座」は、今後、提供メニューの追加並びに地域

社会のニーズを踏まえて、より充実した出前講座となるように計画している。さらに、公開講座についても、地域社会のニーズに合わせた内容になるように、公開講座の実施体制、あり方について検討を重ねている。

心理・教育相談センターでは、近隣医療機関や教育機関からの患者・クライアントの紹介件数は着実に増加し、また地域住民向けイベントへの参加者数も盛況を呈している。

これらの活動は、現代社会のニーズにあった社会貢献活動であり、本学の教育・研究の成果を発揮する機会となっている。今後は、社会及び地域に開かれた存在として、一層の連携・協力を推進強化するために、地域の医療機関や教育機関及び地域住民への積極的な広報・啓発活動の展開を検討していく。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-10】 地域交流委員会「地域交流プログラム一覧」（平成 27 年度）

【資料 A-1-11】 関西福祉科学大学心理・教育相談センター紀要「活動報告」

【資料 A-1-12】 地域交流活動報告書（平成 26 年度）

A-1-③ 教職員及び学生がボランティア活動等を通じた地域貢献

「地域交流委員会プログラム」において、本学の教職員、学生は多様な地域貢献活動を行っている。

大学事務局学生支援センターでは、近隣の社会福祉協議会や福祉施設、学校園等からの学生ボランティアの募集を受付け、学生に向けて掲示している。また、ボランティア保険加入の窓口も担当している他、地域交流担当の職員が外部との連絡調整にあたっている。

例えば、学友会が中心となり、学生及び教職員が参加して大学近隣のクリーンキャンペーンを毎年実施している。学内公認ボランティアサークルは 5 グループあり、各サークルが独自に地域とつながりを持って活動を展開している。

その他、本学の専任教員が個別にその専門性を活かし、次に示す 4 領域に亘って、社会及び地域への支援・貢献活動を精力的に実践している。

① 審議会、委員会及びその他さまざまな機関から委嘱されている役職

行政機関の各種審議会、委員会等における委員・助言指導者、NPO 法人や社会福祉法人の理事・顧問・評議員など。

② 単発的に開催される講演会、研修会、研究会等における講師、助言者、コーディネータ等としての活動

③ 研究・臨床等の実践活動

高齢者見守りシステム研究、運動プログラム指導、子ども居場所事業、地域子ども教室など、教員の実践研究・プログラム開発等と関連した活動、あるいはスクールカウンセラー等の臨床活動など。

④ カリキュラムとは別に行われる学生を伴った地域ボランティア活動、学生ボランティアの派遣

- ・福祉施設、学校・園、支援機関等への学生ボランティアの長期の継続派遣
- ・福祉施設等のキャンプや祭りなど単発行事への学生ボランティア派遣
- ・教員が学生を補助やボランティアとして引率・指導

教員や学生が取り組む地域貢献活動は、大学をあげて実施する「地域交流委員会プログラム」が主であるが、それ以外にも個人やゼミ、サークル等の小単位で行う活動までを含むと相当数に上り、地域貢献に一定量の寄与ができています。特に、学生支援センターは、学生やサークル、授業等での個々の活動を支援・指導する体制、即ち外部機関との連絡調整、ボランティアの受付や募集、保険加入などの仕組みを整備しており、学生が安全かつ積極的にボランティア活動に従事できるよう支援しています。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・地域連携センターの責務として、地域における本学への期待に対して、本学の特色が十分に発揮されうる地域貢献を模索し推進していく。
- ・柏原市とは、開学以来、福祉、教育、健康などの各分野で連携を強めてきたが、「柏玉地域連携協議会」が開設されたことで、より地域のニーズに適うように本学のシーズとのマッチングを行い、充実した地域貢献を展開していきたいと考える。今後の展開としては、防災・災害時支援、高齢者の健康づくり、発達障がい等も視野に入れた子育て全般の支援、食育や健康診断など多角的な学校支援等が重点項目としてあげられる。
- ・将来的には、柏原市だけではなく、周辺市とも包括連携協定を締結し、より広範な地域を対象として、福祉科学を標榜する本学独自の地域貢献を展開していくことが望まれる。
- ・心理・教育相談センターの活動は、現代社会のニーズにあった社会貢献活動であり、本学の教育・研究の成果を忌憚なく発揮する機関でもある。今後も、心理相談一般から発達障害児の療育まで、心理臨床の地域の拠点として機能できるように質の向上に努める。また、「心理・教育相談センター規程」に明確に定められた社会及び地域との連携・協力に関する方針や、この方針を達成するための支援体制が整備されていることを、大学ホームページなどで積極的に明示することを検討していく。

A-2 大学間連携及び産学官連携

《A-2 の視点》

A-2-① 企業及び他大学との連携に関する方針

A-2-② 教育研究上における企業や他大学との適切な関係の構築

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 企業及び他大学との連携に関する方針

1) 企業との連携に関する方針

本学における産学連携の取り組みとして EAP 研究所が挙げられる。EAP 研究所は、労働者のメンタルヘルス問題への解決支援の方法として EAP(Employee Assistance

Program:従業員支援プログラム)を取り上げたもので、EAPの活動を臨床福祉学の理念と技術で追及する場として平成16(2004)年に学外に開設された。同時に、日本におけるEAPのパイオニアである「医療法人あけぼの会メンタルヘルスセンター」(以下「医療法人あけぼの会」という)との産学連携を果たしたが、平成27(2015)年2月「医療法人あけぼの会」が復職支援プログラムを休止したことに伴い、新たに平成27(2015)年4月より復職支援プログラムの連携を目的として「ナカトミファティーククリニック」との産学連携を果たした。EAP研究所の活動については、学長、所長、副所長、研究員、事務局長、総務部職員からなる「EAP研究所協議会」を構成し、EAP研究所の活動について協議を行っている。このように、EAP研究所では、産学連携のメリットを最大限に活かした活動を行っており、社会的な評価も高まっている。

また、本学では資格・免許に係る学外実習を実習先(企業、社会福祉法人、医療法人等)との連携の下実施している。この連携については、各実習委員会(「福祉実習委員会」「養護・看護実習委員会」「栄養実習委員会」「保健医療実習委員会」)の規程に基づき、各実習委員会で諮られ適切に運用している。各実習委員会が実習中に起こったトラブルや問題を抱えている学生の情報を共有し、今後の対応や改善策について協議を行うことで、適切な対応に活かしている。このように、学外実習については、実習先との良好な関係を築くための努力が常々されており、福祉実習セミナーの研修会をはじめとした、大学と実習先との情報交換、親睦会の場の設定、教員の実習巡回を徹底するなどし、実習が円滑に実施されるよう努力を行っている。

2) 他大学との連携に関する方針

大学間連携の一環として、「大学コンソーシアム大阪」「南大阪地域大学コンソーシアム」に加盟しており、加盟大学間同士で単位互換を行っている。単位互換の本学からの提供科目は、「教務委員会」で諮り教授会に報告している。学生が他大学で取得した単位は、本学の卒業に必要な単位として認定されている。しかし、国家資格や免許取得のための専門科目を多く配置している本学のカリキュラム特性もあり、制度を利用している学生は少ないのが現状である。

また、本学は「福祉系大学経営者協議会」に加盟している。この福祉系大学経営者協議会は福祉系大学の経営に携わる責任者が一同に会し、社会福祉専門職の社会的地位の向上、社会福祉についての社会的認知の向上、日本の社会を支える社会福祉人材育成教育の発展等を推進することを目的として平成21(2009)年6月に設立され、現在は20大学が加盟している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-2-1】大学コンソーシアム大阪、南大阪地域大学コンソーシアム単位互換案内

【資料 A-2-2】大学学生便覧(平成27年度)(P.21/P.27~28)【資料 F-5 と同じ】

A-2-② 教育研究上における企業や他大学との適切な関係の構築

1) 企業との適切な関係の構築

一般企業との共同研究については都度契約を締結しており、産学連携活動における利益相反の方針を「利益相反マネジメント規程」に定め、「利益相反マネジメント委員会」

において産学連携活動における利益相反を適正に管理している。このように、産学連携活動における利益相反は、「利益相反マネジメント委員会」において審議し、適正に管理できており、産学連携活動において適切な関係が構築されている。

一般企業等との共同研究の実績は、平成 25(2013)年度に 6 件、平成 26(2014)年度は 2 件の実績があり、業務委託は平成 26(2014)年度に 2 件である。また、一般企業からの研究を目的とする寄附金の受入実績は、平成 25(2013)年度 1 件、平成 26(2014)年度 2 件である。

EAP 研究所では、企業の「メンタルヘルス推進担当者」を対象とした、実践に役立つ専門知識の継続的な修得を支援するため、「メンタルヘルス推進者育成プログラム」を平成 23(2011)年 9 月に制定した。本プログラムでは、対象講習の受講時間に応じて 2 種類の資格（「認定事業場内メンタルヘルス推進担当者」「メンタルヘルス推進マネージャー（初級・中級・上級）」）を認定している。対象講習は、「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座（基礎理論コース、演習コース、アドバンストコース）」、「職場メンタルヘルス事例検討会」、「こころの健康と経営戦略フォーラム」である。

さらに、EAP 研究所では、平成 27(2015)年 4 月よりナカトミファティীগケアクリニックとの連携により、精神疾患で休職中の労働者に対する復職支援プログラムの実践と効果評価研究を行っている。復職支援プログラムの参加者は、平成 16(2004)年から 26(2014)年までで 356 名、復職率は 87.1%である（平成 26(2014)年度まで提携していた医療法人あけぼの会との実績）。

2) 他大学との適切な関係の構築

本学が加盟している福祉系大学経営者協議会において、東日本大震災に対する取り組みを行うべく、関西福祉科学大学（委員長校）・東北福祉大学・淑徳大学・中部学院大学・日本社会事業大学・日本福祉大学・文京学院大学で構成される「復興支援委員会」を立ち上げ、「復興支援に関して何ができるか」を協議している。

平成 24(2012)年 3 月からは災害支援におけるソーシャルワーカーの活動を記録する「ソーシャルワーカーの“声”プロジェクト」を実施している。大規模災害時、ソーシャルワーカーが「何ができるのか」「何をすべきなのか」などを災害支援活動に従事したソーシャルワーカーから学生が聴き取り、ソーシャルワーカーの“想い”も含めて記録として残している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-2-3】ソーシャルワーカーの“声”プロジェクト事業報告（平成 26 年度）

【資料 A-2-4】ソーシャルワーカーの“声”プロジェクト事業報告書（平成 25 年度）

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・EAP 研究所では、今後の社会変化を見据え、時代のメンタルヘルス課題やニーズに適合した EAP の実践・研究活動を推進するため、活動内容を柔軟に変化させていく。
- ・学外実習では、より実習を効果的に行うために、事前・事後指導はもちろん、受入先との連携強化を今後とも図っていく。
- ・単位互換については、資格・免許取得に比重を置いている本学の特性により、ここ

数年、利用者が少ない状態ではあるものの、本学にはない他大学の特色ある授業を受けることにより幅広い教養を身につける機会となるため、上級生を中心に制度の周知を図り利用者の増加につなげていく。

- ・大学間連携及び産学連携活動は、支援する専任教職員の配置等、さらなる連携強化の体制整備を目指していく。

A-3 教育研究成果の還元

《A-3 の視点》

A-3-① 公開講座、リフレッシュ教育など、教育研究成果の還元

A-3-② 教育研究成果の公表

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 公開講座、リフレッシュ教育など、教育研究成果の還元

1) 公開講座

本学では地域交流委員会が中心となり、地域住民対象の公開講座を毎年 10 月に開催している。この公開講座は学科単位で担当しており、担当する学科は年度ごとに入れ替わっている。そのため、公開講座内容は毎年各学科の特色を反映したテーマ、内容で実施している。

2) 関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所

本学では、平成 25(2013)年 9 月に地域住民のニーズに応える医療の提供を通じた地域貢献、及び本学の教育・研究の質向上、さらには優れた理学療法士・作業療法士の育成を目指した本学の臨床実習施設としての機能を果たすことを目的に関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所を開設した。この附属総合リハビリテーション診療所では、保健医療学部の教員が中心となって、地域住民の健康生活を支えていくために様々なリハビリテーションに関するテーマで「健康フォーラム」を定期的に開催している。この「健康フォーラム」では、近年注目されているリハビリテーション関連の傷病をテーマに設定していることもあり、高齢者を中心に高い関心が寄せられている。

3) EAP 研究所

EAP 研究所では「心の健康と経営戦略」フォーラムを大阪市内で毎年開催しており、職場メンタルヘルスについて幅広く講演を行っている。平成 26(2014)年度で 9 回目を迎えた。また、医療法人あけぼの会との共催で、産業保健スタッフ、企業の人事・労務担当者を対象とした「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座」を開講している。これら、EAP 研究所フォーラム並びに「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座」には、企業の産業医、産業保健スタッフや人事・労務担当者が全国から参加しており、好評を得ている。

4) 教員免許更新講習

平成 21(2009)年度より、教員免許更新講習を開催している。開催日は、現職教員が受

講しやすい授業のない夏休みに設定している。受講者は、平成 26(2014)年度には延べ人数で 122 名であった。「教育指導上の現代的諸課題」「教育専門職の心のケアと家庭支援」「学校における健康科学」というテーマで講習が行われ、本学の教育内容を活かしたテーマ設定となっている。受講者に対しては事前アンケートを実施し、受講者の希望を事前に把握することで、受講者のニーズに応えた講習を開催している。

5) リフレッシュ教育

毎年 11 月に開催される大学祭に合わせて、学科別に同窓会を開催している。この同窓会の中では研修やセミナーを兼ねた卒後教育を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-3-1】公開講座リーフレット（平成 26 年度）

【資料 A-3-2】こころの健康と経営戦略フォーラムリーフレット（平成 26 年度）

A-3-② 教育研究成果の公表

本学では、「関西福祉科学大学 リポジトリ」を整備しており、学位論文や各種機関誌を全文公開するなど教育研究成果を公表している。具体的には、『関西福祉科学大学紀要』（年 1 回刊行）及び学内学会機関誌『総合福祉科学研究』（年 1 回刊行）、博士論文、修士論文（公開許諾を得たもの）、卒業論文抄録（学内限定公開）、その他学術雑誌に掲載された論文である。

また、大学ホームページの教員紹介ページでは、各教員の教育・研究実績を公開している。『大学案内』では、本学卒業生が在学中に学んだことを活かして社会で活躍をしている様子や、過去の就職実績等も紹介している。

以上の通り、本学の教育研究成果は大学ホームページや『大学案内』等各種媒体を通じて、適切に社会に公表している。教員個人の教育研究成果については、3 月と 9 月の年 2 回、定期的に教員からの追加情報提供依頼と修正を行っており、大学ホームページで常に新しい情報の提供を行っている。また、突発的な変更についても、早急に対応できる体制を構築している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-3-3】関西福祉科学大学・関西女子短期大学機関リポジトリ運用指針

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・公開講座では学科や学部の垣根を越えて、市民のニーズに即したテーマでの開催、体験型講座の開催などを検討していく。
- ・EAP 研究所の活動を大学全体の教育活動や社会貢献に繋がるものとするべく、大学全体の学生を対象とした教育を推進し、EAP 研究所の活動の啓発を図る。
- ・「関西福祉科学大学 リポジトリ」では、学内周知及び成果物の教育・研究への利用促進を図ることが今後の課題である。
- ・情報の提供方法について、より一層、本学及び教員の教育研究成果を社会に周知する方法を検討する。

【基準 A の自己評価】

本学園の「経営理念とビジョン」において、「地域貢献 社会に必要とされ愛される学園」を掲げているが、これを受けて本学は、学園内の他の学校園や施設と連携しながら、地域貢献や社会活動を重要課題として位置付け、取り組んでいる。具体的には、「地域における知的発信拠点(Center of Community)としての機能向上・寄与」のために、短期大学との合同組織「地域交流委員会」を設置して、地域貢献の支援体制を確立し、これを中心に柏原市等との協力関係に基づきながら、地域貢献の様々な活動を展開している。また、地域貢献活動の支援体制を今後より強固にするために、平成 27(2015)年度より地域連携センターを大学組織として設置し、「玉手山学園地域連携協議会」を組織編制した。

「大学間連携及び産学官連携」に関しては、EAP 研究所の活動を通して、労働者のメンタルヘルス問題への解決支援を目的とした産学連携活動を行っている。大学間連携としては、「大学コンソーシアム大阪」や「南大阪地域大学コンソーシアム」に加盟し、単位互換等で他大学との協力関係を構築している。

さらに、地域交流委員会の公開講座、関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所の「健康フォーラム」、EAP 研究所の講演やフォーラム等によって、「教育研究成果の還元」を行うと同時に、「関西福祉科学大学 リポジトリ」を整備する等して、教育研究成果を適切に社会に公表することにも努めている。

以上のことから、基準 A「社会連携」について、基準を満たしていると判断した。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

| コード | タイトル | 備考 |
|----------|--------------------------------------|----|
| 【表 F-1】 | 大学名・所在地等 | |
| 【表 F-2】 | 設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等 | |
| 【表 F-3】 | 学部構成（大学・大学院） | |
| 【表 F-4】 | 学部・学科の学生定員及び在籍学生数 | |
| 【表 F-5】 | 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数 | |
| 【表 F-6】 | 全学の教員組織（学部等） | |
| | 全学の教員組織（大学院等） | |
| 【表 F-7】 | 附属校及び併設校、附属機関の概要 | |
| 【表 F-8】 | 外部評価の実施概要 | |
| 【表 2-1】 | 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間） | |
| 【表 2-2】 | 学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間） | |
| 【表 2-3】 | 大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間） | |
| 【表 2-4】 | 学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間） | |
| 【表 2-5】 | 授業科目の概要 | |
| 【表 2-6】 | 成績評価基準 | |
| 【表 2-7】 | 修得単位状況（前年度実績） | |
| 【表 2-8】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数） | |
| 【表 2-9】 | 就職相談室等の利用状況 | |
| 【表 2-10】 | 就職の状況（過去 3 年間） | |
| 【表 2-11】 | 卒業後の進路先の状況（前年度実績） | |
| 【表 2-12】 | 学生相談室、医務室等の利用状況 | |
| 【表 2-13】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） | |
| 【表 2-14】 | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績） | |
| 【表 2-15】 | 専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成 | |
| 【表 2-16】 | 学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数） | |
| 【表 2-17】 | 学部、学科の開設授業科目における専兼比率 | |
| 【表 2-18】 | 校地、校舎等の面積 | |
| 【表 2-19】 | 教員研究室の概要 | |
| 【表 2-20】 | 講義室、演習室、学生自習室等の概要 | |
| 【表 2-21】 | 附属施設の概要（図書館除く） | |
| 【表 2-22】 | その他の施設の概要 | |
| 【表 2-23】 | 図書、資料の所蔵数 | |
| 【表 2-24】 | 学生閲覧室等 | |
| 【表 2-25】 | 情報センター等の状況 | |
| 【表 2-26】 | 学生寮等の状況 | |
| 【表 3-1】 | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別） | |
| 【表 3-2】 | 大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況 | |
| 【表 3-3】 | 教育研究活動等の情報の公表状況 | |
| 【表 3-4】 | 財務情報の公表（前年度実績） | |
| 【表 3-5】 | 消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間） | |
| 【表 3-6】 | 消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間） | |
| 【表 3-7】 | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間） | |
| 【表 3-8】 | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） | |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

| コード | タイトル | 備考 |
|-----------|---|----|
| | 該当する資料名及び該当ページ | |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為 | |
| | ・学校法人玉手山学園 寄附行為 | |
| 【資料 F-2】 | 大学案内（最新のもの） | |
| | ・ University Guide 2016 | |
| | ・ 2016 年度 3 年次編入学 ・ GRADUATE SCHOOL GUIDE 2016 | |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則 | |
| | ・ 関西福祉科学大学学則 ・ 関西福祉科学大学大学院学則 | |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの） | |
| | ・ 入試ガイド（2016 年度） | |
| | ・ 学生募集要項・入学志願書（2015 年度） | |
| | ・ AO 入試ガイド（2016 年度） | |
| | ・ AO 入試学生募集要項（2016 年度） | |
| | ・ 特別推薦（指定校）入学試験学生募集要項（2016 年度） | |
| | ・ 編入学試験（3 年次）学生募集要項（2016 年度） | |
| | ・ 編入学試験（3 年次）指定校推薦学生募集要項（2016 年度） | |
| | ・ 大学院（臨床福祉学専攻博士前期課程・心理臨床学専攻修士課程）学生募集要項（2016 年度） | |
| | ・ 大学院（臨床福祉学専攻博士後期課程）学生募集要項（2016 年度） | |
| 【資料 F-5】 | 学生便覧、履修要項 | |
| | ・ 学生便覧（2015 年度） ・ 大学院学生便覧（2015 年度） | |
| 【資料 F-6】 | 事業計画書（最新のもの） | |
| | ・ 事業計画書（2015 年度） | |
| 【資料 F-7】 | 事業報告書（最新のもの） | |
| | ・ 事業報告書（2014 年度） | |
| 【資料 F-8】 | アクセスマップ、キャンパスマップなど | |
| | ・ ACCESS MAP | |
| | ・ TAMATEYAMA GAKUEN CAMPUS MAP 2015 | |
| 【資料 F-9】 | 法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） | |
| | ・ 学校法人玉手山学園規程集目次 | |
| | ・ 関西福祉科学大学規程集目次 | |
| 【資料 F-10】 | 理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分） | |
| | ・ 学校法人玉手山学園 役員名簿 | |
| | ・ 学校法人玉手山学園 評議員名簿 | |
| | ・ 理事会・評議員会の開催状況 | |

基準 1. 使命・目的等

| 基準項目 | | 備考 |
|----------------------|----------------|--------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性 | | |
| 【資料 1-1-1】 | 関西福祉科学大学学則 | 【資料 F-3】 と同じ |
| 【資料 1-1-2】 | 関西福祉科学大学大学院学則 | 【資料 F-3】 と同じ |
| 【資料 1-1-3】 | 大学学生便覧（P.1～7） | 【資料 F-5】 と同じ |

関西福祉科学大学

| | | |
|-----------------------------|---|----------------|
| 【資料 1-1-4】 | 大学院学生便覧 (P.1～4) | 【資料 F-5】 と同じ |
| 【資料 1-1-5】 | University Guide2016 | 【資料 F-2】 と同じ |
| 【資料 1-1-6】 | 大学ホームページ (建学の精神・教育理念) (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit/) | |
| 【資料 1-1-7】 | 大学ホームページ (情報公開：大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標) (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html) | |
| 【資料 1-1-8】 | 平成 26 年度用 大学の基本理念、学部の教育目的・目標、学科の教育目的・目標、大学院の基本理念、専攻の教育目的・目標資料 | |
| 【資料 1-1-9】 | 平成 27 年度用 大学の基本理念、学部の教育目的・目標、学科の教育目的・目標、大学院の基本理念、専攻の教育目的・目標資料 | |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性 | | |
| 【資料 1-2-1】 | 関西福祉科学大学学則 | 【資料 F-3】 と同じ |
| 【資料 1-2-2】 | 関西福祉科学大学大学院学則 | 【資料 F-3】 と同じ |
| 【資料 1-2-3】 | 大学学生便覧 (P.1～7) | 【資料 F-5】 と同じ |
| 【資料 1-2-4】 | 大学院学生便覧 (P.1～4) | 【資料 F-5】 と同じ |
| 【資料 1-2-5】 | University Guide2016 | 【資料 F-2】 と同じ |
| 【資料 1-2-6】 | 大学ホームページ (情報公開：大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標) (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html) | 【資料 1-1-7】 と同じ |
| 【資料 1-2-7】 | 大学ホームページ (コース／専攻紹介) (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/) | |
| 【資料 1-2-8】 | 大学ホームページ (各学科／専攻 概要) (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/) | |
| 【資料 1-2-9】 | 平成 27 年度用 大学の基本理念、学部の教育目的・目標、学科の教育目的・目標、大学院の基本理念、専攻の教育目的・目標資料 | 【資料 1-1-9】 と同じ |
| 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性 | | |
| 【資料 1-3-1】 | 平成 27 年度用 大学の基本理念、学部の教育目的・目標、学科の教育目的・目標、大学院の基本理念、専攻の教育目的・目標資料 | 【資料 1-1-9】 と同じ |
| 【資料 1-3-2】 | 学長所信表明資料 (平成 27 年度) | |
| 【資料 1-3-3】 | 教員研修会資料 (学長説明資料) (平成 27 年度) | |
| 【資料 1-3-4】 | 関西福祉科学大学 教職員必携 (平成 27 年度) | |
| 【資料 1-3-5】 | 大学学生便覧 (P.1～7) | 【資料 F-5】 と同じ |
| 【資料 1-3-6】 | 大学院学生便覧 (P. 1～4) | 【資料 F-5】 と同じ |
| 【資料 1-3-7】 | 大学広報誌「福科大通信」 | |

関西福祉科学大学

| | | |
|-------------|--|---------------|
| 【資料 1-3-8】 | オリエンテーション次第（平成 27 年度） | |
| 【資料 1-3-9】 | University Guide2016 | 【資料 F-2】と同じ |
| 【資料 1-3-10】 | 大学ホームページ（建学の精神・教育理念） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit/) | 【資料 1-1-6】と同じ |
| 【資料 1-3-11】 | 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html) | 【資料 1-1-7】と同じ |
| 【資料 1-3-12】 | 学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン | |
| 【資料 1-3-13】 | 第 2 期（2013～2017）学園中長期計画 | |
| 【資料 1-3-14】 | 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 3 つの方針） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html) | |
| 【資料 1-3-15】 | 平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）(P.6) | |
| 【資料 1-3-16】 | 大学評議会規程 | |
| 【資料 1-3-17】 | 大学教授会規程 | |
| 【資料 1-3-18】 | 研究科委員会規程 | |
| 【資料 1-3-19】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程 | |

基準 2. 学修と教授

| 基準項目 | | 備考 |
|-----------------|--|-------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | |
| 2-1. 学生の受入れ | | |
| 【資料 2-1-1】 | 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 アドミッションポリシー） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/) | |
| 【資料 2-1-2】 | University Guide2016 | 【資料 F-2】と同じ |
| 【資料 2-1-3】 | 学生募集要項 | 【資料 F-4】と同じ |
| 【資料 2-1-4】 | 大学ホームページ（情報公開：入学者数・在学者数・卒業者数等） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/) | |
| 2-2. 教育課程及び教授方法 | | |
| 【資料 2-2-1】 | 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 ディプロマポリシー） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/) | |
| 【資料 2-2-2】 | 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 カリキュラムポリシー） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/) | |
| 【資料 2-2-3】 | 大学学生便覧（P.27～78） | 【資料 F-5】と同じ |
| 【資料 2-2-4】 | 大学院学生便覧（P.11～15／P.87～91） | 【資料 F-5】と同じ |
| 【資料 2-2-5】 | 大学ホームページ（情報公開：大学／大学院 教育課程） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/) | |

関西福祉科学大学

| | | |
|----------------------------------|---|----------------|
| 【資料 2-2-6】 | 大学ホームページ（情報公開：履修モデル） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/) | |
| 【資料 2-2-7】 | 関西福祉科学大学履修等に関する内規 | |
| 【資料 2-2-8】 | 健康福祉学部履修等に関する細則 | |
| 【資料 2-2-9】 | 保健医療学部履修等に関する細則 | |
| 【資料 2-2-10】 | 教員研修会資料（平成 27 年度） | |
| 【資料 2-2-11】 | 自己点検表集計結果（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-2-12】 | 修士論文発表会要旨集（平成 26 年度） | |
| 2-3. 学修及び授業の支援 | | |
| 【資料 2-3-1】 | TA/SA 等採用者一覧（平成 27 年度） | |
| 【資料 2-3-2】 | シラバス「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」 | |
| 【資料 2-3-3】 | 関西福祉科学大学教務委員会規程 | |
| 【資料 2-3-4】 | 修学問題支援フロー | |
| 【資料 2-3-5】 | 授業アンケート集計結果報告書（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-3-6】 | 大学学生便覧（P.13） | 【資料 F-5】 |
| 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等 | | |
| 【資料 2-4-1】 | 関西福祉科学大学学則 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 2-4-2】 | 関西福祉科学大学大学院学則 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 2-4-3】 | 関西福祉科学大学履修等に関する内規 | 【資料 2-2-7】と同じ |
| 【資料 2-4-4】 | 健康福祉学部履修等に関する細則 | 【資料 2-2-8】と同じ |
| 【資料 2-4-5】 | 保健医療学部履修等に関する細則 | 【資料 2-2-9】と同じ |
| 【資料 2-4-6】 | 関西福祉科学大学特別奨学生規程 | |
| 2-5. キャリアガイダンス | | |
| 【資料 2-5-1】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程 | |
| 【資料 2-5-2】 | 資格・免許取得状況（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-5-3】 | 資格取得支援に係る取組み状況 | |
| 【資料 2-5-4】 | シラバス「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」 | 【資料 2-3-2】と同じ |
| 【資料 2-5-5】 | インターンシップ実習報告会資料（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-5-6】 | 就職状況報告（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-5-7】 | 学生配付資料「就活サポートプログラム」（平成 26 年度） | |
| 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック | | |
| 【資料 2-6-1】 | 資格・免許取得状況（平成 26 年度） | 【資料 2-5-2】と同じ |
| 【資料 2-6-2】 | 就職状況報告（平成 26 年度） | 【資料 2-5-6】と同じ |
| 【資料 2-6-3】 | オリエンテーションアンケート集計結果（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-6-4】 | 学生調査（1 年次）集計結果報告書（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-6-5】 | 学生調査（3 年次）集計結果報告書（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-6-6】 | 学修習慣実態調査報告書（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-6-7】 | 授業アンケート集計結果報告書（平成 26 年度） | 【資料 2-3-5】と同じ |
| 【資料 2-6-8】 | 自己点検表集計結果（平成 26 年度） | 【資料 2-2-11】と同じ |

関西福祉科学大学

| | | |
|------------------|--|----------------|
| 【資料 2-6-9】 | 関西福祉科学大学教育活動顕彰制度規程 | |
| 2-7. 学生サービス | | |
| 【資料 2-7-1】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程 | 【資料 2-5-1】と同じ |
| 【資料 2-7-2】 | 関西福祉科学大学 学生寮規程 | |
| 【資料 2-7-3】 | 関西福祉科学大学教育後援会奨学金支給規則 | |
| 【資料 2-7-4】 | 関西福祉科学大学修学資金貸与規程 | |
| 【資料 2-7-5】 | 関西福祉科学大学特別奨学生規程 | 【資料 2-4-6】と同じ |
| 【資料 2-7-6】 | 関西福祉科学大学入学試験奨学金給付規程 | |
| 【資料 2-7-7】 | 関西福祉科学大学遠隔地学生奨学金給付規程 | |
| 【資料 2-7-8】 | 玉手山学園ファミリー入学時奨学金規程 | |
| 【資料 2-7-9】 | 学生相談室活動報告（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-7-10】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学健康情報委員会規程 | |
| 【資料 2-7-11】 | 学生満足度調査報告書（平成 26 年度） | |
| 2-8. 教員の配置・職能開発等 | | |
| 【資料 2-8-1】 | 大学／大学院 教員比率（平成 27 年度） | |
| 【資料 2-8-2】 | 大学ホームページ（情報公開：教員数） | |
| 【資料 2-8-3】 | 公募要領（HP 用・JREC-IN 用） | |
| 【資料 2-8-4】 | 大学教授会規程 | 【資料 1-3-17】と同じ |
| 【資料 2-8-5】 | 大学教員任用・昇任規程 | |
| 【資料 2-8-6】 | 大学教員任用・昇任選考基準 | |
| 【資料 2-8-7】 | 研究科委員会規程 | 【資料 1-3-18】と同じ |
| 【資料 2-8-8】 | 関西福祉科学大学昇任及び大学院担当資格基準 | |
| 【資料 2-8-9】 | 関西福祉科学大学 教員人事評価規程 | |
| 【資料 2-8-10】 | 教員評価制度運用マニュアルー大学・短大ー | |
| 【資料 2-8-11】 | 関西福祉科学大学 FD 委員会規程 | |
| 【資料 2-8-12】 | 教員研修会資料（平成 27 年度） | 【資料 2-2-10】と同じ |
| 【資料 2-8-13】 | 学科 FD 活動計画書（平成 26 年度） | |
| 【資料 2-8-14】 | FD 活動計画報告書（平成 25 年度） | |
| 【資料 2-8-15】 | シラバス「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」 | |
| 【資料 2-8-16】 | 「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」シラバス作成ガイド | |
| 【資料 2-8-17】 | 関西福祉科学大学教育開発支援センター規程 | |
| 2-9. 教育環境の整備 | | |
| 【資料 2-9-1】 | 大学ホームページ（情報公開：課外活動に用いる施設） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html) | |
| 【資料 2-9-2】 | 学園総合体育館管理使用規程 | |
| 【資料 2-9-3】 | 学園総合体育館運営委員会規程 | |
| 【資料 2-9-4】 | 学園総合体育館管理使用細則（授業及び行事） | |
| 【資料 2-9-5】 | 学園総合体育館管理使用細則（課外活動） | |

関西福祉科学大学

| | | |
|-------------|--|----------------|
| 【資料 2-9-6】 | 大学ホームページ（情報公開：情報処理実習室・自習室・多目的室） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html) | |
| 【資料 2-9-7】 | 大学ホームページ（情報公開：各種実習等支援室） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html) | |
| 【資料 2-9-8】 | OA機器等講義室一覧表 | |
| 【資料 2-9-9】 | 関西福祉科学大学ラーニング・コモンズ規程 | |
| 【資料 2-9-10】 | ラーニング・コモンズ紹介資料「かむ・おん」のご紹介」 | |
| 【資料 2-9-11】 | 学生満足度調査集計結果（平成 26 年度） | 【資料 2-7-11】と同じ |
| 【資料 2-9-12】 | 情報処理実習室等パソコンの利用実績 | |
| 【資料 2-9-13】 | 図書館利用ガイド（平成 27 年度） | |
| 【資料 2-9-14】 | 大学学生便覧（P.119～127） | 【資料 F-5】と同じ |
| 【資料 2-9-15】 | 授業別受講者人数表 | |

基準 3. 経営・管理と財務

| 基準項目 | | 備考 |
|----------------|--------------------------------|----------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | |
| 3-1. 経営の規律と誠実性 | | |
| 【資料 3-1-1】 | 学校法人玉手山学園寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 3-1-2】 | 学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン | 【資料 1-3-12】と同じ |
| 【資料 3-1-3】 | 関西福祉科学大学 教職員必携（平成 27 年度） | 【資料 1-3-4】と同じ |
| 【資料 3-1-4】 | 就業規則 | |
| 【資料 3-1-5】 | 学校法人玉手山学園人権擁護規程 | |
| 【資料 3-1-6】 | 学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程 | |
| 【資料 3-1-7】 | 学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する規程 | |
| 【資料 3-1-8】 | 学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程 | |
| 【資料 3-1-9】 | 第 2 期（2013～2017）学園中長期計画 | 【資料 1-3-13】と同じ |
| 【資料 3-1-10】 | 行動計画（平成 27 年度） | |
| 【資料 3-1-11】 | 運営計画 進捗フォロー表（平成 26 年度） | |
| 【資料 3-1-12】 | 学校法人玉手山学園寄附行為施行細則 | |
| 【資料 3-1-13】 | 学校法人玉手山学園運営細則 | |
| 【資料 3-1-14】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学個人情報の保護に関する規程 | |
| 【資料 3-1-15】 | 学校法人玉手山学園プライバシーポリシー | |
| 【資料 3-1-16】 | 学校法人玉手山学園個人情報保護に関する運用要綱 | |
| 【資料 3-1-17】 | 学校法人玉手山学園個人情報漏えい防止安全対策実施要領 | |
| 【資料 3-1-18】 | 学内配付冊子「キャンパス・ハラスメントの防止のために」 | |
| 【資料 3-1-19】 | 学校法人玉手山学園安全衛生委員会規程 | |
| 【資料 3-1-20】 | 学校法人玉手山学園安全衛生管理規程 | |
| 【資料 3-1-21】 | 学校法人玉手山学園防火管理規程 | |

関西福祉科学大学

| | | |
|-------------------------------------|---|----------------|
| 【資料 3-1-22】 | 防災訓練（避難訓練）実施報告書 | |
| 【資料 3-1-23】 | 大地震対応マニュアル | |
| 【資料 3-1-24】 | 学校法人玉手山学園危機管理規程 | |
| 【資料 3-1-25】 | 暴風警報等発令及び交通機関ストライキ等による休校等の措置に関する取扱い | |
| 【資料 3-1-26】 | 関西福祉科学大学における動物実験の実施に関する規程 | |
| 【資料 3-1-27】 | 関西福祉科学大学動物実験管理委員会規程 | |
| 【資料 3-1-28】 | 大学ホームページ（情報公開） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/public-info/kokai.html) | |
| 【資料 3-1-29】 | 学園広報誌「玉手山学園広報」 | |
| 【資料 3-1-30】 | 大学広報誌「福科大通信」 | 【資料 1-3-7】と同じ |
| 【資料 3-1-31】 | 教育後援会広報誌「感恩のこころ」 | |
| 【資料 3-1-32】 | 関西福祉科学大学紀要 | |
| 【資料 3-1-33】 | 総合福祉科学学会「総合福祉科学学会会報」 | |
| 【資料 3-1-34】 | 総合福祉科学学会「総合福祉科学研究」 | |
| 【資料 3-1-35】 | 学校法人玉手山学園財務書類等閲覧規程 | |
| 【資料 3-1-36】 | 学園ホームページ（事業計画・事業報告・財務状況） (http://www.houjin.fuksi-kagk-u.ac.jp/report/index.html) | |
| 3-2. 理事会の機能 | | |
| 【資料 3-2-1】 | 学校法人玉手山学園寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 3-2-2】 | 学校法人玉手山学園運営理事会規則 | |
| 【資料 3-2-3】 | 学校法人玉手山学園寄附行為施行細則 | 【資料 3-1-12】と同じ |
| 【資料 3-2-4】 | 学校法人玉手山学園運営細則 | 【資料 3-1-13】と同じ |
| 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ | | |
| 【資料 3-3-1】 | 関西福祉科学大学学則 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 3-3-2】 | 関西福祉科学大学大学院学則 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 3-3-3】 | 大学評議会規程 | 【資料 1-3-16】と同じ |
| 【資料 3-3-4】 | 大学教授会規程 | 【資料 1-3-17】と同じ |
| 【資料 3-3-5】 | 研究科委員会規程 | 【資料 1-3-18】と同じ |
| 【資料 3-3-6】 | 平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.37～53） | 【資料 1-3-15】と同じ |
| 【資料 3-3-7】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程 | 【資料 1-3-19】と同じ |
| 【資料 3-3-8】 | 学校法人玉手山学園寄附行為施行細則 | 【資料 3-1-12】と同じ |
| 【資料 3-3-9】 | 学長所信表明資料（平成 27 年度） | 【資料 1-3-2】と同じ |
| 3-4. コミュニケーションとガバナンス | | |
| 【資料 3-4-1】 | 学校法人玉手山学園寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 3-4-2】 | 学校法人玉手山学園運営理事会規則 | 【資料 3-2-2】と同じ |
| 【資料 3-4-3】 | 学校法人玉手山学園運営細則 | 【資料 3-1-13】と同じ |
| 【資料 3-4-4】 | 役員名簿（平成 27 年度） | 【資料 F-10】と同じ |
| 【資料 3-4-5】 | 平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.16/P.54） | 【資料 1-3-15】と同じ |

関西福祉科学大学

| | | |
|------------------------|---|----------------|
| 【資料 3-4-6】 | 大学評議会規程 | 【資料 1-3-16】と同じ |
| 【資料 3-4-7】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程 | 【資料 1-3-19】と同じ |
| 【資料 3-4-8】 | 学校法人玉手山学園監事監査規程 | |
| 【資料 3-4-9】 | 理事長所信表明資料（平成 27 年度） | |
| 【資料 3-4-10】 | 行動計画（平成 27 年度） | 【資料 3-1-10】と同じ |
| 【資料 3-4-11】 | 運営計画 進捗フォロー表（平成 26 年度） | 【資料 3-1-11】と同じ |
| 【資料 3-4-12】 | 企画実施伺書 | |
| 3-5. 業務執行体制の機能性 | | |
| 【資料 3-5-1】 | 学校法人玉手山学園運営細則 | 【資料 3-1-13】と同じ |
| 【資料 3-5-2】 | 平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.6/P.21～P.53） | 【資料 1-3-15】と同じ |
| 【資料 3-5-3】 | 法人組織構成図（平成 27 年度） | |
| 【資料 3-5-4】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 SD 委員会規程 | |
| 【資料 3-5-5】 | 職員研修会参加一覧（平成 26 年度） | |
| 3-6. 財務基盤と収支 | | |
| 【資料 3-6-1】 | 学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン | 【資料 1-3-12】と同じ |
| 【資料 3-6-2】 | 第 2 期（2013～2017）学園中長期計画 | 【資料 1-3-13】と同じ |
| 【資料 3-6-3】 | 学園予算編成基本方針（平成 27 年度） | |
| 【資料 3-6-4】 | 事業計画書（平成 27 年度） | 【資料 F-6】と同じ |
| 【資料 3-6-5】 | 部門別財務比率表（年度別対比）（平成 22 年度～平成 26 年度） | |
| 【資料 3-6-6】 | 財務比率表（年度別対比）（平成 22 年度～平成 26 年度） | |
| 【資料 3-6-7】 | 学校法人玉手山学園資金運用規程 | |
| 【資料 3-6-8】 | 予算書（平成 27 年度） | |
| 【資料 3-6-9】 | 決算書（平成 22 年度～平成 26 年度） | |
| 【資料 3-6-10】 | 財産目録 | |
| 【資料 3-6-11】 | 外部資金採択実績（平成 26 年度） | |
| 【資料 3-6-12】 | 公的研究費ニュース（平成 27 年度） | |
| 3-7. 会計 | | |
| 【資料 3-7-1】 | 学校法人玉手山学園経理規程 | |
| 【資料 3-7-2】 | 学校法人玉手山学園経理規程施行細則 | |
| 【資料 3-7-3】 | 稟議取扱い規程 | |
| 【資料 3-7-4】 | 固定資産及び物品管理規程 | |
| 【資料 3-7-5】 | 学校法人玉手山学園監事監査規程 | 【資料 3-4-8】と同じ |
| 【資料 3-7-6】 | 玉手山学園監査計画日程表（平成 26 年度） | |
| 【資料 3-7-7】 | 監事の監査報告書 | |
| 【資料 3-7-8】 | 独立監査法人の監査報告書 | |
| 【資料 3-7-9】 | 内部監査実施報告書 | |

関西福祉科学大学

基準 4. 自己点検・評価

| 基準項目 | | 備考 |
|------------------|---|----------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | |
| 4-1. 自己点検・評価の適切性 | | |
| 【資料 4-1-1】 | 大学 自己点検・評価規程 | |
| 【資料 4-1-2】 | 平成 23 年度自己点検・評価報告書 | |
| 【資料 4-1-3】 | 年次報告書（平成 25 年度） | |
| 【資料 4-1-4】 | 行動計画（平成 27 年度） | 【資料 3-1-10】と同じ |
| 【資料 4-1-5】 | 平成 27 年度自己点検・評価実施体制（ワーキンググループ） | |
| 【資料 4-1-6】 | 平成 27 年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.37） | 【資料 1-3-15】と同じ |
| 4-2. 自己点検・評価の誠実性 | | |
| 【資料 4-2-1】 | 学生満足度調査集計結果（平成 26 年度） | 【資料 2-7-11】と同じ |
| 【資料 4-2-2】 | 学生調査(3 年次) 集計結果報告書（平成 26 年度） | 【資料 2-6-5】と同じ |
| 【資料 4-2-3】 | オープンキャンパスアンケート集計結果 | |
| 【資料 4-2-4】 | 平成 23 年度自己点検・評価報告書 | 【資料 4-1-2】と同じ |
| 【資料 4-2-5】 | 年次報告書（平成 25 年度） | 【資料 4-1-3】と同じ |
| 【資料 4-2-6】 | 大学ホームページ（大学評価） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/evaluation/) | |
| 4-3. 自己点検・評価の有効性 | | |
| 【資料 4-3-1】 | 行動計画（平成 27 年度） | 【資料 3-1-10】と同じ |
| 【資料 4-3-2】 | 運営計画 進捗フォロー表（平成 26 年度） | 【資料 3-1-11】と同じ |
| 【資料 4-3-3】 | 年次報告書（平成 25 年度） | 【資料 4-1-3】と同じ |
| 【資料 4-3-4】 | 自己点検表集計結果（平成 26 年度） | 【資料 2-2-11】と同じ |
| 【資料 4-3-5】 | 平成 20 年度認証評価改善報告 | |

基準 A. 社会連携

| 基準項目 | | 備考 |
|-------------|---|----------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | |
| A-1. 地域貢献 | | |
| 【資料 A-1-1】 | 学校法人玉手山学園 経営理念とビジョン | 【資料 1-3-12】と同じ |
| 【資料 A-1-2】 | 第 2 期（2013～2017）学園中長期計画 | 【資料 1-3-13】と同じ |
| 【資料 A-1-3】 | 大学ホームページ（地域連携） (http://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/) | |
| 【資料 A-1-4】 | 学園地域連携協議会規程 | |
| 【資料 A-1-5】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 地域交流委員会規程 | |
| 【資料 A-1-6】 | 関西福祉科学大学地域連携センター規程 | |
| 【資料 A-1-7】 | 関西福祉科学大学心理・教育相談センター規程 | |
| 【資料 A-1-8】 | 柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書 | |
| 【資料 A-1-9】 | 災害時における避難所等施設利用に関する協定書 | |
| 【資料 A-1-10】 | 地域交流委員会「地域交流プログラム一覧」（平成 27 年度） | |
| 【資料 A-1-11】 | 関西福祉科学大学心理・教育相談センター紀要「活動報告」 | |

関西福祉科学大学

| | | |
|--------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 【資料 A-1-12】 | 地域交流活動報告書（平成 26 年度） | |
| A-2. 大学間連携及び産学官連携 | | |
| 【資料 A-2-1】 | 大学コンソーシアム大阪、南大阪地域大学コンソーシアム 単位互換案内 | |
| 【資料 A-2-2】 | 大学学生便覧（P. 21/P.27～28） | 【資料 F-5】と同じ |
| 【資料 A-2-3】 | ソーシャルワーカーの“声”プロジェクト事業報告（平成 26 年 度） | |
| 【資料 A-2-4】 | ソーシャルワーカーの“声”プロジェクト事業報告書（平成 25 年度） | |
| A-3. 教育研究成果の還元 | | |
| 【資料 A-3-1】 | 公開講座リーフレット（平成 26 年度） | |
| 【資料 A-3-2】 | こころの健康と経営戦略フォーラムリーフレット（平成 26 年度） | |
| 【資料 A-3-3】 | 関西福祉科学大学・関西女子短期大学機関リポジトリ運用指 針 | |